

令和4年第4回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	12	6	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
第2日		7	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4名）
第3日		8	木	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会
第4日		9	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（1名） ・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・閉会

第 1 号

1 2 月 6 日 (火)

令和4年第4回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和4年12月6日（火）

午前10時00分開会

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名 8番 福田 秀憲 議員 1番 村崎 公一 議員
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 (1)議長
(2)町長
(3)監査委員
(4)宇城広域連合議会議員
(5)議会活性化特別委員会委員長
- 日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第73号から議案第84号及び同意第3号から同意第7号並びに諮問第3号）
- 日程第5 町長提出議案の提案理由説明
- 日程第6 議案第73号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第74号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第75号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第76号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第77号 美里町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第78号 美里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第80号 令和4年度美里町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第14 議案第81号 令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第82号 令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第83号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

2. 出席議員（8名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
8番	福田秀憲君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（2名）

7番	濱田憲治君	9番	今田政行君
----	-------	----	-------

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	吉永公力君	総務課長	坂村浩君
企画情報課長	松岡征二君	税務課長	池永英治君
住民窓口係長	高森ひろみ君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川幸生君	経済課長	西寺清君
林務観光課長	高田浩幸君	建設課長	富永英司君
水道衛生課長	安達浩一君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	酒井博文君	社会教育課長	長井一浩君

5. 事務局職員出席者

事務局長	立道誠君	書記	野田まや君
------	------	----	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。ただいまから令和4年第4回美里町議会定例会を開会します。

皆様にお知らせします。今田政行副議長から、明日まで濱田憲治議員から本日の本定例会の欠席届が提出されております。また、説明員の松永住民課長より、本定例会の欠席届が提出されております。なお、松永課長の代理として高森住民窓口係長が出席されております。

それでは、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員指名

○議長（上田 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、8番、福田秀憲君、9番、今田政行君となっておりますが、今田政行君が欠席のため1番、村崎公一君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

11月25日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員、坂田竜義君。

○議会運営委員（坂田竜義君） おはようございます。議会運営委員長が欠席されておりますので、代わりまして報告をいたします。

令和4年第4回議会運営委員会報告。

11月25日午前10時より、中央庁舎議員委員会室において、令和4年第4回議会運営委員会を開催いたしましたので、その報告をいたします。

出席者は、議会より上田議長、濱田総務文教常任委員長、福田委員、高田委員と今田副議長、執行部より町長、副町長、総務課長、事務局より立道事務局長と私、出席のともに開会をいたしました。

議題として、（1）執行部提出議案について、（2）議員提出議案について、（3）一般質問について、（4）日程・会期等について、（5）その他を議題といたしました。

まず、（1）執行部提出議案について。条例関係7件、補正予算関係4件、その他7件、合計18件の説明を受けました。

次に、（2）議員提出議案について。3件の請願・陳情分がありましたが、3件

とも不受理といたしました。

次に、(3) 一般質問について。受付順で村崎公一議員、平野保弘議員、隈部寛議員、坂田と濱田憲治議員の5名から通告があり、抽選の結果、1番、坂田、2番、濱田憲治議員、3番、平野保弘議員、4番、隈部寛議員、5番、村崎公一議員の順番に決定いたしました。

次に、日程・会期等について。会期予定表のとおり、12月6日より12月9日までの4日間とする会期といたしました。日程の内容については、議案集の「令和4年第4回美里町議会定例会会期予定表」のとおりであります。

議会初日、本日は、令和4年第4回美里町議会定例会議日程より、日程第3、諸般の報告、次に、日程第4、町長提出議案の一括上程（議案第73号から議案第84号及び同意第3号から同意第7号、諮問第3号）をし、日程第5、町長提出議案の提案理由説明の後、日程第6、議案第73号「美里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第12、議案第79号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を内容説明の後、質疑・討論・採決をし、次に、日程第13、議案第80号「令和4年度美里町一般会計補正予算（第10号）」から日程第16、議案第83号「令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」までは、内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。終了後は、散会の予定としております。

議会2日目、12月7日は一般質問を行います。質問順については、坂田、濱田憲治議員、平野保弘議員、隈部寛議員、村崎公一議員の順番で行います。

一般質問が終わり次第、散会といたします。

議会3日目、12月8日は休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会最終日、12月9日は各常任委員会の委員長報告及び質問を行います。

その後、議案第80号「令和4年度美里町一般会計予算補正予算（第10号）」から、議案第83号「令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」を再度上程し、内容説明は終わっておりますので、質疑・討論・採決を行います。次に、議案第84号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」の内容説明・質疑・討論・採決を行い、次に、同意第3号「美里町教育長の任命につき同意を求めることについて」から、同意第7号「美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて」の内容説明後採決を行います。その後、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、内容説明後、採決を行います。その後、議員派遣の件、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営委員会の閉会

中の所掌事務の継続調査の件を行い、閉会の予定となっております。

以上、11月25日に行われた議会運営委員会の報告といたします。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員会の報告のとおり、会期は、本日12月6日から12月9日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日12月6日から12月9日までの4日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（上田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から9月定例会以降の報告を行います。

9月9日、議会終了後でございますが、委員会室におきまして第4回の議会の議会全員協議会が行われましたので、議員の皆様とともに出席しております。

9月16日、砥用庁舎におきまして、美里町交通安全対策協議会評議員会議が行われましたので出席しております。

21日、同じく砥用庁舎におきまして、ふるさとまつり・やまびこまつり実行委員会会議が行われましたので出席しております。

9月26日、宇城広域連合におきまして、例月現金出納検査がありましたので出席しております。

9月28日、令和4年第5回議会臨時会が行われましたので、議員の皆様とともに出席しております。

9月29日、砥用庁舎多目的会議室におきまして、山江村議会、総務文教常任委員会の行政視察が行われましたので、濱田委員長とともに対応しております。

10月3日、砥用庁舎におきまして、民生委員推薦会議が行われましたので出席しております。

10月4日、県立劇場におきまして、県町村議会議員研修会が開催されましたので、議員の皆様とともに出席しております。

10月13日、委員会室におきまして、第16回の広報委員会が行われております。

10月15日、小筵の青空保育園におきまして、新園舎の落成式が行われましたので、議員の皆様とともに出席しております。

同じく15日は、中央ライオンズ設立25周年記念式典が行われましたので出席しております。

10月17日は、議員の皆様とともに陳情活動のため、東京で県選出国會議員への要望活動を行っております。

翌18日には、高知県の佐川町に赴き、自伐型林業の研修を行っております。

10月20日、宇城広域連合におきまして、宇城広域連合定期監査を行っております。これは21日もでございます。

同じく21日は、公有財産管理運用審議会が行われましたので、こちらにも出席しております。

10月22日、佐俣の湯温泉まつりが行われましたので、議員の皆様とともに出席しております。

同じく22日には、金子代議士が来庁されまして、洞岳山出の災害箇所調査に来られましたので同行しております。

10月27日、中央庁舎におきまして、やまびこまつり・ふるさとまつり実行委員会が開催されましたので出席しております。

10月28日、宇城広域連合の例月現金出納検査が行われましたので出席しております。

同じく10月28日、令和4年第6回の臨時議会が開催されましたので、議員の皆様とともに出席しております。

11月1日、文化交流センターで、教育の日講演会が行われましたので、皆様とともに出席しております。

11月3日、同じく文化交流センターで、令和4年度美里町文化祭が開会されましたので出席しております。

11月9日、東京NHKホールにおきまして、第66回の全国議長大会が開会されましたので出席しております。

同じく9日は、県関係国會議員への議長団による要望意見交換会がございましたので、こちらにも出席しております。

11月11日、宇城広域連合の定例会がございましたので、濱田議員とともに出席しております。

11月21日、第7回の臨時議会が開会されましたので、議員の皆様とともに出席しております。

同じく21日、委員会室におきまして、全員協議会が開催されましたのでこちらにも出席しております。

11月24日、熊本市の県央広域本部におきまして、県道三本松甲佐線道路整備

促進期成会の要望活動、並びに甲佐町のうおやにおきまして、関係者の皆様と意見交換会を行われましたので、今田副議長とともに参加をしております。

11月25日、委員会室におきまして、議会運営委員会が開会されましたので、委員の皆様とともに出席しております。

11月26日、甲佐町議会との交流会がございましたので、議員の皆様とともに参加しております。

11月28日、農業振興地域整備促進協議会の会議が開催されましたので、坂田委員長と濱田議員と出席しております。

11月29日は、宇城広域連合におきまして、例月現金出納検査がありましたので、そちらに出席しております。

最後に、教育委員会より毎年提出されております「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」が11月29日に提出されております。机上に配付しておりますのでご確認ください。

以上で議長の報告を終わります。

次に町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、私のほうから行政報告、9月議会後の行政報告をさせていただきます。なお、長くなりますので、要約してご報告をさせていただきます。

9月の13日、美里まちづくり公社第3回取締役会議。

9月の15日、第64回熊日金婚夫婦表彰式。その後、民生委員児童委員の例会に出席をしております。

9月16日、交通対策会議に出席をし、その後、交通指導委員会議に出席をしております。

9月の17日、第20回宇城・上益城地域統一畜産共進会に出席をしております。

9月の20日、有安の旧工場跡地の解体工事の説明会を有安公民館で夜、行っております。

9月の21日、秋季交通安全運動祈願祭に出席をし、その後、令和4年度ふるさとまつり・やまびこまつり実行委員会議に出席をしております。

9月26日、令和4年度熊本県温泉協会御船・宇城支部の総会をこの中央庁舎の大会議室で行っております。

9月の28日、宇土法人会中央支部が寄附金を贈呈に来られておりますので、その対応を行っております。そして、10時から第5回の臨時議会に臨んでおります。

9月29日、幕川の要望箇所を現地確認を行っております。

9月30日、令和4年度佐賀県の町村会の行政視察を受けております。そして午

後から、地域おこし協力隊の面接をし、夜、その日の夜は洞岳山出地区に災害の復旧の説明に行っております。

10月の3日、令和4年度第2回熊本県町村会の評議委員会。

10月の7日、美里町eスポーツ王決定戦“TEPPEN”を砥用庁舎で行っております。

10月11日、熊日の創立80周年記念事業の分科会において、パネリストをさせていただきますいております。

10月の12日、エイジレス表彰の受賞伝達式、これは高田幸也様に伝達を行っております。

10月の13日、美里まちづくり公社の第4回取締役会議。

10月の14日、福岡博多におきまして、「真の地域の時代」を考える流域治水の懇談会に出席をしております。

次の日、10月15日は、朝から青空保育園の落成式。そして、午後からは中央ライオンズの設立25周年記念式典に出席しております。

10月の17日は、議員の皆様とともに熊本県選出国會議員への要望活動を行い、次の日、議会の視察研修に同行させていただきまして、高知県の佐川町を視察させていただきますいております。

10月の19日、囑託会の役員会議に出席をしております。

10月の20日、全国過疎問題シンポジウムin熊本が熊本市民会館夢ホールであります、それに出席をし、その後の全国過疎シンポジウムの交流会まで出席をしております。

次の日が、全国過疎問題シンポジウムin熊本の分科会ということで、文化交流センターひびきで行われましたので出席をしております。

10月22日、佐俣の湯温泉まつり。その後、金子先生と一緒に被災現場、議会の皆様と一緒に被災現場を視察をしております。

10月の24日、県産材、県産木材需要拡大一斉行動といたしまして、宇城・宇土・美里の社会福祉協議会に要望活動を行っております。その後、令和5年度の当初予算編成会議を行い、その後、宇城地域振興協議会の会議に出席をしております。

10月25日、熊本県防災危機管理トップセミナーに出席をしております。

10月の26日、美里町社会福祉協議会の評議委員会。その後、浄化槽フォーラム熊本が文化交流センターで行われましたので出席をしております。

10月27日、令和4年度ふるさとまつり・やまびこまつり実行委員会会議に出席をし、午後から、地方行政、これは雑誌であります、のインタビューを取材を受けております。

10月28日、第6回臨時議会に出席をしております。

10月29日、日本フットパス協会の全国大会の理事会、通常総会が大分県臼杵市役所でありましたので出席をしております。

10月31日、美里町土地改良区の遠野事業部から事業説明を受けております。

11月1日、教育の日講演会に出席をしております。

11月の2日、熊本県防衛協会設立60周年の記念式典・記念講演会に出席をしております。また、その日の夜は、令和4年度警察官友の会宇城支部の懇親会に出席をしております。

11月の3日、令和4年度美里町の文化祭に出席をしております。

そして、11月の7日から上京をしまして、

11月の8日、九州地方国道整備促進総決起大会に出席をし、

次の9日、安心・安全の道づくりを求める全国大会に出席をしております。

11月の10日、令和4年度宇城植樹祭に出席をし、その日の午後、自衛隊から防衛白書の説明を受けております。

11月11日、宇城広域連合第2回の定例会、そしてその後、令和4年度第2回宇城広域連合正副連合長会議に出席をしております。

11月13日、嘱託会のグラウンドゴルフ大会に出席をし、

次の11月14日から18日まで、上京をいたしております。

14日、東京・熊本県人会第69回の総会に出席をし、

11月15日、令和4年度全国史跡整備市町村協議会の臨時大会。その後、全国治水砂防推進大会。その後、全国過疎地域連盟定期総会、その後、ダム発電関係市町村全国協議会理事会、そして、その日の夜、熊本県町村会の懇談会、それぞれ出席をしております。

11月16日、令和4年度日本林道協会の通常総会。その後、治水事業推進全国大会。

11月17日、全国町村長大会。その後、全国防災危機管理トップセミナーにそれぞれ出席しております。

そして11月18日、令和4年度全国浄化槽推進市町村協議会の通常総会に出席した後、熊本に帰っております。

11月19日、アタック・ザ・日本一に出席しております。

11月21日、第7回臨時議会。そしてその後の全員協議会に出席をした後、上京してございまして、

11月22日、第67回簡易水道整備促進全国大会に出席をし、その後、要望活動で各省庁を回らせていただいております。

1 1月23日、職員採用試験の二次試験を行っております。

1 1月24日、令和4年度一般県道三本松交差線道路整備促進期成会の要望活動を行い、その後、意見交換会を行っております。

1 1月25日、美里まちづくり公社第5回取締役会議。その後、議会運営委員会。その後、午後から美里町内の認定こども園の園長先生方から要望を受けております。そしてその後、定例監査の報告を受けまして、その日の夜、三角西港のモニターツアーに参加をしております。

1 1月26日、甲佐町議会との懇親会に出席をさせていただいております。

1 1月28日、美里町農業振興地域整備促進協議会の会議に出席をし、その後、新任民生委員児童委員の説明会に出席をしております。

そして1 1月29日、朝から人権の花運動の修了式に出席をし、終了し次第、水上・迫地区通いの場を訪問いたしまして、表彰状の伝達もれがございましたのでお詫びに伺ったところでございます。そして、その日の午後、老人福祉センターの地元団体説明会を開催しております。

1 2月の2日、令和4年度熊本県簡易水道協会の第3回の理事会に出席をいたしております。

そして昨日、1 2月5日、佐俣の湯の臨時株主総会に出席をしております。

以上で、私からの行政報告を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を求めます。5番、高田美千子君。

○監査委員（高田美千子君） おはようございます。最初に、例月現金出納検査について報告いたします。お手元に配付の美里監第31号の公文をご覧ください。読み上げます。

令和4年9月27日

美里町議会議長 上田 孝様

美里町監査委員 大西 茂

美里町監査委員 高田美千子

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第235条の2第1項により、令和4年8月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定によりその結果に関する報告をいたします。

1、検査対象。会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金。計算表は別紙のとおりです。

2、検査の時期。令和4年9月26日。

3、検査結果。諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものとする。

以上。

次のページから、例月現金出納調書、出納計算書及び基金積立金調書、明細書が添えてございますのでご確認ください。

以下、9月分の例月現金出納検査を10月25日、10月分の出納検査を11月25日に、大西監査委員とともに実施しております。いずれも検査結果は不正不当な出納はなく、確実なものとするところでございます。

それぞれの書面をとじてございますので、ご確認くださいと思います。

以上で、例月現金出納検査の結果報告を終わります。

次に、令和4年度定例監査報告をいたします。お手元の定例監査報告書をお開きください。

1 ページが、美里監第39号の公文でございます。

令和4年11月25日

美里町長 上田泰弘様

美里町監査委員 大西 茂

美里町監査委員 高田美千子

令和4年度定例監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により、意見を添えて別紙のとおり報告します。

2 ページは、監査の期日及び対象となっております。

10月13日以降の定例監査実施の日程を記載しております。役場各課、町内小中学校、指定管理者も含めた監査を計画に沿って行っております。

11月16日の最終日は、町内公共施設や工事現場の視察を行い、12日間の日程を終了しております。

3 ページから監査結果の詳細を述べております。少々時間をいただきますが、ページを追って読み上げてまいります。

第1、監査総括。

定例監査を実施するに当たっては、各課等から事前に提出された監査資料に基づき、事業内容及び事業推進上の課題等について聴取し、次の点に主眼を置いて行った。

- 1) 町の財務に関する事務が関係法令等に準拠し適正か。
- 2) 町の運営に係る事業の管理が合理的かつ効率的か。
- 3) 財産の管理は適正に行われているか。

4) 町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工状況等が適正か。

当日は、担当課長及び担当係長に出席を求め、諸帳簿及び証書類の整理記帳は完全か、財産の管理はどうかなど、指摘すべきは指摘して、改善を要する点については、適切な処置を講ずるよう指示しております。

また、昨年の指摘事項の措置状況は、事前に提出されていた改善スケジュールに沿って概ね適正に処理されておりました。監査最終日には、改善状況を含め工事中の現場視察を行い現地を確認しております。

監査結果につきましては、次のとおり各項目について報告をいたします。

第2 各項目について

1 予算の執行

本町の財政状況は、平成28年の熊本地震及び豪雨災害を境にして、復旧・復興経費の財源確保のために、熊本県が設置した震災復興基金や財政措置のある起債を活用し、国や県の支援の及ばないものについては、財政調整基金の取り崩し等で対応してきた。

直近では、新型コロナウイルス感染症対策への重点的な対応とともに、上水道未整備地域に対する拡張事業や、公共施設等の長寿命化対策等に本格的に取り組み始めている。また、長期的な将来負担として、宇城広域連合の大型施設整備事業による公債費負担金等の増加が見込まれている。

町債の公債費は、令和2年度がピークで、公共施設等マネジメント計画に沿った個別施設運用管理計画については、優先順位を見極めて費用の平準化を図っていく必要がある。

歳入の約半分を占める普通交付税は、一本算定が4年目となった状況下であり、これからの将来負担を意識した行財政運営の効率化を進め、経常経費の縮減に努められたい。

2 収入事務

調定事務・徴収事務・現金取扱事務については、適正に処理されている。令和5年4月から税及び使用料等のキャッシュレス決済が導入されるので、住民への周知を図り、さらに適正に処理されたい。また、町税や各種使用料等の滞納については、今後も各課を横断した債権収納対策機構を積極的に活用し、早期に徴収を進めて、長期化・高額化しないように対処しなければならない。そのためにも、請求・督促の通知と併せて、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、直接訪問を強化するなど、職員のおお一層の奮起を望む。

長期固定化した債権については、顧問弁護士とも相談し、法的対応も含め検討さ

りたい。

3 町税

台帳・帳簿・証拠書類は整備され、記帳は適正に処理されている。所得の把握は町民税や国民健康保険税の課税をはじめ、多くの面に影響を及ぼしてくるため、個人の所得調査には万全を期す努力とともに、極力未申告者の一掃に努め、公平な課税・徴収に努められたい。

4 起債及び一時借入

起債の目的・資金種別・時期・限度額・方法・借入先・利率及び償還の方法等は適切である。

災害復旧事業に係る経費を除いたところの投資的経費に係る起債については、本年度は3億円を上限としており、今後とも事業の精査を行い、起債発行額の抑制と一時借入金の適正な運用に努められたい。

5 支出事務

財務会計システムを利用した会計処理により計算相違はなく、関税簿冊及び証書類は正確に整備されている。

6 現金及び有価証券等の保管

現金については、保管体制とその責任の所在が確立されており、かつ毎月末の預金の残高証明書を取り、照合確認されているのは当を得ており良好である。

有価証券及び出資による権利証券は、会計課で的確に保管されている。

7 契約事務

契約事務については、法令及び条例等に則して処理され、適正な契約がなされている。

なお、随意契約の締結については、慣例化が懸念されることから、安易に随意契約を行わず、契約内容等を十分精査して慎重に対応されたい。

8 工事関係事務

施行伺から竣工検査に至るまでの関係書類はよく整備されている。

また、一部で価格以外の要素を含めて総合的に評価する総合評価落札方式を取り入れ、品質の確保が図られている。

現在、災害関係の工事も多い中、担当課においては円滑な工事の実施及び事故防止の観点からも、随時現場に出向き、適切な指導監督と進捗状況の把握に努められたい。

9 財産管理事務

備品台帳は、総務課管財係で保管されており整備も進んでいる。

公有財産については、公共施設等マネジメント計画策定後、個別施設運用管理計

画もほぼ策定された。今後、統廃合などを進めるに当たっては、地区住民や利用団体の理解が得られるよう対応すると同時に、町民に進捗状況がわかるような広報にも配慮されたい。

また、震災等により新たに取得した財産や未登記の土地の管理についても、専門知識を持つ人の知恵を借りるなど早急に対応されたい。

10 特別会計の公営企業会計への移行

令和6年4月から公営企業会計へ移行する簡易水道事業及び生活排水事業については、他団体の導入事例等も参考に、関係各課と調整し、条例の整備や会計システムの導入等の準備を進めていただきたい、としております。

以上、10の項目についてご報告申し上げ、最後に結語を述べます。

7ページをご覧ください。

第3 結語

今回も前年同様、指導に重点を置いて監査したものであり、項目ごとに記述したほか、書類監査及び現地調査の時点において、それぞれ指摘してあるので、速やかに実行に移していただきたい。

今後、宇城広域連合で整備されたごみ処理施設や消防本部・北消防庁舎などに係る後年度の公債費負担はさらに増加が見込まれることから、実質公債費比率と将来負担比率の増加が懸念される。このため、過去に取り組んだ行財政改革の成果を踏まえ、自主財源の確保と歳出の見直しを図り、併せて、公共施設等の整理合理化を進め、将来負担の抑制を目指し、弾力性のある健全な財政運営が継続できるようさらに努力されたい。

過疎化・少子高齢化、町の基幹産業である農業の後継者不足等々、いずれも歯止めのかからない状況が続いている。町内での就業機会の確保や企業の誘致、新規転入者の受入れ態勢の整備など、「小さくてもキラリと光るまちづくり」には、町民のニーズを的確に捉えた丁寧で速やかな対応が必要である。

また、町立小中学校で整備されたICT機器の有効活用については、児童・生徒の学力向上と町の活性化につながるよう、関係機関と協力し積極的に取り組まれたい。

地震・豪雨災害からの復旧・復興は着実に進んでいる。新型コロナウイルス感染症は新たな波も懸念されているが、今後とも住民の期待に応えられるよう、健全な行政運営になお一層努力されることを望んで結語とする、としております。

以上で、令和4年度の定例監査報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告は、私から行います。

令和4年第2回宇城広域連合議会定例会が、令和4年の11月11日、午前10時より開会されております。

参加者は、守田連合長及び元松、上田副連合長、宇城市議会より、広域議員5名、宇土市議会におかれましては10月に議会改選が行われましたので、1名の継続された議員と新任の2名の合計3名の議員が出席されました。美里町から濱田議員と私、上田が出席しております。宇城広域連合の事務局から担当者が出席されております。

議事内容といたしまして、議案選第3号、宇城広域連合議会副議長の選挙につきましては、宇土市議長の藤井慶峰氏が、宇城広域議会副議長に決定しております。

議案、認定第1号、令和3年度宇城広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、全員、賛成多数で原案可決しております。

議案、認定第2号、令和3年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、全員賛成で原案どおり可決しております。

議案第18号、宇城広域連合財産の取得につきましては、小川分署の高規格緊急自動車の購入について、全員賛成で原案可決しております。

議案第19号、宇城広域連合財産の取得につきましては、美里分署の消防ポンプ自動車の購入につきまして、全員賛成で原案可決しております。

議案第20号、令和4年度宇城広域連合一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出に1億6,159万1,000円を追加し、歳入歳出総額を30億7,183万円とするものでございます。

本町に係るものとしたしまして、決算剰余金の返還金、美里町分2,300万8,000円となっております。こちらも全員賛成で原案どおり可決しております。

議案第21号、令和4年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出に155万5,000円を追加し、歳入歳出総額602万4,000円とするものでございます。こちらも全員賛成で原案どおり可決しております。

以上で、宇城広域連合議員の報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員会の報告を求めます。8番、福田秀憲君。

○8番（福田秀憲君） おはようございます。9月の定例会後、4回の活性化特別委員会を開催しておりますのでその報告をいたします。

まず、9月の28日に実施をしております。この中では、議会モニター制度の導入、また議会アドバイザーの設置ということで議題にしておりましたが、これは他

自治体の運用の状況を研修してから結論を出そうということになっております。その後、御船町に行きまして、これは導入をされていて運用をされているということで結論を得ております。

また、夜間議会、休日議会の開催につきましては、試行した自治体でも定着していないということでありまして。今後、スマホなどで見られるような環境整備を考えていこうということになっております。

子ども議会の開催につきましては、今までどおり町でされるのを議会のほうでは支援をしていくということになりました。

そのほかに、議員の定数、報酬についてで検討をしましたがけれども、これは町の条例で定めてあります。検討する場合は、広く住民の意見を聞くということになりました。

その次に、議会改革検討組織の設置ということで検討をいたしました。この今、活性化特別委員会が目的を達成した場合には解散をいたしますけれども、その後の組織としてこれを立ち上げていこうということになっております。

4回ありましたので、相当量がありますので、途中だけ、重要なところだけ説明をさせて、報告をさせていただきます。

次に、10月24日に開催をしております。議会の基本条例、これは第6回は御船町に研修を行っております。御船町は、平成22年3月定例会におきまして、議会基本条例を全会一致で可決をしております。熊本県内では最初の制定で、条例に規定した通年議会については、九州初の通年議会を開催するということになっております。基本条例の制定に至ったのは、町民から議会活動や議員の活動状況が全くわからないという声が多数寄せられていたということで、通年議会を開くようになったということでありまして。

そこで、研修をした内容につきましては、その通年議会、また本会議、または全員協議会の毎月の開催、委員会の毎月の開催、青空会議、議会報告会、議会改革推進会議の設置、議会のモニターの設置、議会アドバイザーの設置などを研修をしております。

そのときのちょっと感じたところでありましてけれども、美里町の特別委員会の中で、運用の状況がわからない事項があり、活性化の先進地である御船町議会の取組を研修をしたわけでありましてけれども、御船町では町民とともに歩む議会、行動する議会、開かれた議会ということで基本条例が制定されております。

その条例について説明を受けた後に質疑を行い、運用状況などを聞きました。やはり町民との接点をどこに求めるかが大きなポイントとなっております。町民あつての議会ということのを常に頭の中に置いておくべきだと思っております。その御船町

の取組が美里町に当てはまるかどうかについては、検討を重ねていく必要があるか
と思います。

次に、10月28日に実施をしております。ここでは、御船町で研修した議会報
告会などの運用や実施状況について、全員で確認を行ったところであります。

次に、第8回活性化特別委員会では、11月21日に開いておりますけれども、
政治倫理条例の検討を行いました。これは地方自治法に基づいて、美里町議会議員
政治倫理条例が今制定されておりますけれども、条例の見直しによる議員の成り手
不足を解消するために検討を始めたわけでありまして。今回は、美里町の条例の活用
事例を紹介するとともに、県内の市町村の状況を研究し、慎重に検討することとし
ております。ちなみに、事務局で政治倫理条例を制定してある自治体を調査してい
ただきましたけれども、ネットでヒットした分として、全45市町村のうち28市
町村、約62%が制定済みであります。町村に限って言いますと、約50%が政治
倫理条例を制定しているということでありまして。

最後に、11月の13日にボランティア活動を、第2回目を行いました。これは
町道小笹松野原線のごみ拾いをやったわけでありまして。

11月19日に3年振りのアタック・ザ・日本一が開催されます。その開催前に、
全国から参加される皆さんのために、周辺のごみ拾いをしましょうということで、
皆さんと一緒に雨の中にごみを拾いました。雨の中でありましたけれども、皆さん
にご協力いただいて本当にありがとうございました。

以上で、議会活性化特別委員会の報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会活性化特別委員会の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開を11時05分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 再開します。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（上田 孝君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第73号から議案第84号及び同意第3号から同意第7号並びに諮問第3号
までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。立道議会事
務局長。

○事務局長（立道 誠君） それでは、議案書の2枚目をお開きください。読み上げます。

議案第73号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 美里町職員の降給に関する条例の制定について

次のページをお願いします。

議案第78号 美里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第80号 令和4年度美里町一般会計補正予算（第10号）

議案第81号 令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第82号 令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）

議案第83号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第84号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

同意第3号 美里町教育長の任命につき同意を求めることについて

同意第4号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

同意第5号 美里町固定試算評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

同意第6号 美里町固定試算評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

同意第7号 美里町固定試算評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（上田 孝君） 日程第5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例7件、補正予算4件、その他7件の計18件でございます。

はじめに、議案第73号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第74号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の勤勉手当の改正に基づき、関係条例において期末手当の支給率の改定を行うものでございます。

続きまして、議案第75号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第76号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与法の改正に基づき、関係条例において給料表の改定及び勤勉手当の支給率の改定を行うものでございます。

続きまして、議案第77号、美里町職員の降給に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、降給の種類等を新たに規定するものでございます。

次に、議案第78号、美里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第79号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部が改正され、職員の定年年齢を段階的に引き上げることに伴い、関係条例の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第80号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第10号）につきましては、主に職員等の給与改定に伴います人件費の補正や、令和5年度の機構改革に係る関係経費の補正及び令和3年度事業実績に伴います補助金等の返還金並びに新型コロナウイルス感染症関連に係る経費などに所用の補正を行う必要が生じたため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,127万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を81億4,117万5,000円とするものでございます。

続きまして、議案第81号、令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）から議案第83号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）までの3案件につきましては、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援事業委託料や、山出送水管災害復旧工事などの必要経費を補正いたしております。

次に、議案第84号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更につきましては、地方自治法の規定により議会の議決を得るものでございます。

続きまして、同意第3号、美里町教育長の任命につき同意を求めることにつきましては、教育長の任期が令和4年12月22日で満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育長の任命につきまして議会の同意を求めるものでございます。

また、同意第4号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が令和4年12月22日で満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、委員の任命につきまして議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第5号から同意第7号まで、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員の任期が令和4年12月22日で満了するため、地方税法に基づき、委員の選任につきまして議会の同意を求めるものでございます。

最後に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員1名の任期が令和5年3月31日で満了するため、人権擁護委員法に基づき、委員候補者の推薦につきまして議会の意見を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第73号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第73号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第73号につきましてご説明申し上げます。

議案第73号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

人事院が国家公務員一般職の勤勉手当を引き上げるよう勧告したことに基づき、議会議員の期末手当の支給率を改定したため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、第1条、第2条の2条立てとなっております。

改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。別冊、議案第73号、説明資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

まず、第2条の2、期末手当につきましても、本年12月の支給分を「100分の147.5」から「100分の157.5」に改めまして、0.1月分引き上げるものでございます。

改正条例第1条につきましては、交付の日から施行し、令和4年12月1日から適用するものとしております。

2ページをお開き願います。

改正条例、第2条につきましてもご説明いたします。第2条につきましても、令和5年4月1日から施行するものとしております。

第2条の2、期末手当等につきましても、「100分の157.5」から「100分の152.5」に改めるものでございます。

再度、議案書をお開き願います。

附則でございます。

第1項、施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものとしております。第2項、第1条の規定による改正後の美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用するものとしております。第3項及び第3項の期末手当の内払を規定いたしましたものでございます。第4項につきましては、規則への委任規定でございます。

以上で、議案第73号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第73号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第73号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第74号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第74号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第74号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第74号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

国家公務員一般職の勤勉手当が引き上げられたことに基づき、特別職の期末手当の支給率を改定したため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、議案第73号と同様の改正を行っておりますので、改正条例案によりご説明申し上げます。

別冊、74号資料の新旧対照表をご覧ください。

まず、改正条例第1条によりまして、本年12月支給分を「100分の147.

5」から「100分の157.5」に改めるものでございます。

2ページをお開き願います。

改正条例第2条によりまして、期末手当を「100分の157.5」から「100分の152.5」に改めるものでございます。

再度、議案書をお開き願います。

附則でございます。

第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するをいたしております。第2項、第1条の規定による改正後の美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用するをいたしております。第3項、期末手当の内払を規定しているものでございます。第4項につきましては、規則への委任規定でございます。

以上で、議案第74号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第74号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第74号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第75号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第75号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第75号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第75号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

人事院勧告等に基づき、一般職の給与を改定したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

別冊、議案第75号、説明資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄の改正後となっております。

最初に、改正条例第1条でございます。第17条第2項第1号につきましては、職員の本年の勤勉手当の額を「100分の95」から「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改めるものでございます。第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の額を、本年の勤勉手当の額「100分の45」から「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改めるものでございます。

2ページ目から7ページまでにつきましては、再任用職員を含みます一般職員の給与表の改定でございます。初任給及び若年層を対象に、平均0.3%の引き上げの改定となっております。

8ページをお開き願います。

改正条例第2条によりまして、第17条第2項第1号につきましては、職員の勤勉手当を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改めるものでございます。また、第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の額を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改めるものでございます。

再度、議案書をお開き願います。

附則でございます。

第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年

4月1日から施行するといったしております。第2項、第1条の規定による改正後の美里町一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用するといったしております。第3項につきましては、給与の内払を規定しているものでございます。第4項につきましては、その他規則等への委任規定でございます。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第75号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第75号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第76号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第9、議案第76号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第76号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第76号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与を改定したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

別冊、議案第76号、説明資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄の改正後となっております。

最初に、改正条例第1条でございます。第5条第1項につきましては、特定任期付職員の給与表の改定でございます。給与表の1号におきまして、1,000円の増額改定を行っております。第6条第2項につきましては、本年6月の期末手当の額を「100分の162.5」から「、6月に支給する場合には、100分の162.5、12月に支給する場合には、100分の167.5」に改めるものでございます。

3ページをお開き願います。

改正条例第2条では、改正条例第1条で改定した期末手当を「100分の165」に改めるものでございます。

再度、議案書をお開き願います。

附則でございます。

第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するをいたしております。第2項、第1条の規定による改正後の美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用するをいたしております。第3項につきましては、給料の内払を規定しているものでございます。第4項につきましては、その他規則等への委任規定でございます。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第76号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第76号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第77号 美里町職員の降給に関する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第10、議案第77号、美里町職員の降給に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） 失礼しました。議案第77号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第77号、美里町職員の降給に関する条例の制定について
美里町職員の降給に関する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、降給及び降格に関する規定の整備が必要となるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

今回の職員の定年年齢引き上げに伴い、管理監督職勤務上限年齢制度の導入が必要となるため条例を改正するものでございます。

美里町職員の降給等に関する条例でございます。第1条から第7条までの条立てとなっております。

第1条につきましては、条例の制定の目的でございます。地方公務員法の規定に基づき、美里町職員の意に反する降給、免職、休職及び降給手続き及び降格について、必要な事項を定めるものでございます。

第2条につきましては、降給の種類に関する規定でございます。降格とは、職員の意に反して当該職員の職務の給与を同一の給料表の下位の職務の給与に変更することでございます。また、降号とは、職員の意に反して当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することでございます。また、地方公務員法第28条の

2第1項の管理監督職勤務上限年齢による後任による規定する降給の種類を定めたものでございます。

第3条につきましては、降格の事由に関する規定でございます。任命権者は、職員を規定により降格させるかは、勤務成績、勤務年数、その他事実に基づき、公正に判断して定めるものでございます。第1号のアでは、人事評価の全体標語が最下位の段階である場合には、指導その他町長が定める措置を行ったものにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されず、その職務の級に分類される職務を遂行することが困難であると認められるときになります。また、イでは、任命権者が指定する医師2名により心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、またこれに堪えないことが明らかな場合が適用になります。ウでは、職員がその職の給与に分類され、職務を遂行することについて適格性を判断するにいたると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他町長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該の適格性を欠く状態がなお改善されないときに該当します。2号では、職制もしくは定数の改廃または予算の減少により、職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合を事由として定めるものでございます。

第4条につきましては、降号の事由に関する規定でございます。任命権者は、職員の人事評価の全体評語が最下位の段階である場合、その他勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合で、指導その他町長が定める措置を行うものにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認められるとき、降号することができるよう定めたものでございます。

5条につきましては、職員を降給させる場合、通知の交付についてを定めております。

第6条につきましては、第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合、受診の命令に従う義務について規定を行っております。

第7条につきましては、委任規定でございます。

再度、議案書をお開き願います。

附則でございます。

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行するをいたしております。第2項及び第3項は、美里町一般職の職員の給与に関する条例附則第8号の規定の適用を受ける職員に対する経過措置の規定でございます。

以上で、議案第77号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、福田君。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案について質問をいたします。

この条例の中で、人事評価ということが出てきますけれども、その人事評価は現在はどうなかたちでやっておられるのか。今度の予算書の中でも人事評価のなんか予算も組んでありますけれども、それをやってもちょっと間に合うのかな、4月1日ですので、施行が。で、人事評価はどういう。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

人事評価につきましては、10年ほど前から実際、施行運用を行っております。法律に基づく運用につきましては、平成28年度から実施しております。また、給与に反映につきましては、今年度から給与に反映をいたしております。人事評価には、業績評価及び能力評価、2種類を行っており、業績評価につきましては半年に1回、能力評価については1年分の評価を行っているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） この人事の評価については、やっぱり人間がやるときにはやっぱり、いろんなやっぱり偏りというかな、言い方は悪いかもしれませんが好き嫌いも出てくる。そうするとやっぱりAIとかそういうやつにすれば、ある程度、何て言いますか、平等な評価ができるのかなと私は思いがしておりますけれども、これはですね、職員にとってもやっぱり大事なことですので、適正な公平な評価ができるようにですね、私はもうしていただきたいなというふうに思っています。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第77号、美里町職員の降給に関する条例の制定については、原案のとおり

決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第77号、美里町職員の降給に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第78号 美里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第11、議案第78号、美里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第78号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第78号、美里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、定年等に関する条例の改正が必要となるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきますので、別冊、議案第78号、説明資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。右の欄の改正後をご覧くださいと思います。

まず、目次の新設を行い、各条文の区分ができるように章立てをして改めるものでございます。第1章が総則、第2章が定年制度、第3章が管理監督職勤務上限年齢制、第4章が定年前再任用短時間勤務制、第5章が雑則となっております。最後に附則とするものでございます。

第1章、総則の第1条、趣旨の改正内容につきましては、管理監督職勤務上限年齢制等の導入に伴い、地方公務員法の第22条第4第1項及び第2項の定年前再任用短時間勤務職員の任用及び第28条の2、管理監督職勤務上限年齢による降任と第28条の5になりますが、管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職へ

の任用の制限の特例、第28条の6第1項及び第2項につきましては、定年による退職並びに第28条の7の定年による退職の特例について、必要な事項を定めるため改正するものでございます。

第2章の定年制の第3条の改正では、定年年齢の引き上げに伴い、職員の定年年齢「60」から「65」に改めるものでございます。第4条の改正では、任命権者は、職務に高度の知識、技能または経験等を必要とし、当該職の退職により公務の運営に著しい支障が生じる場合は、1年を超えない範囲で期限を定め、引き続き当該職員の勤務をさせることができるものとするものでございます。ただし、管理監督職に係る異動期間を延長している職員の勤務延長につきましては、職員の承認を得るときに限るものとするなど、特別な事情等による定年退職の特例について改めるものでございます。

3ページをお開き願います。

中ほどの第3章、管理監督職勤務上限年齢制になります。第6条から第14条までは、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制、職員制の導入に伴う新たな新設となっております。

第6条では、役職定年の対象となる職員の範囲を、管理職手当が支給される職員とするものでございます。

第7条では、役職定年の年齢を60歳とするものでございます。

第8条では、役職定年による降任などにあたり、地方公務員法に定めるもののほか、事由すべき基準を規定いたしております。

4ページをお開き願います。

まず、第1号では、職員の人事評価の結果に基づき、降任と先の標準職務遂行能力等を踏まえた降任等をするを規定いたしております。

また、第2号では、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等をするなどを規定いたしております。

第9条では、役職定年による降任等をすべき職員について、勤務延長と同様の事由があると認めるときは、異動期間を延長し、引き続き管理監督職として勤務できることを規定いたしております。

5ページの下から2行目の第3項をお願いいたします。任命権者は、第1項の規定により、異動期間を延長することができる場合を除き、特定管理監督職分の規則等で定める特定の管理監督職になりますが、に属する職員について、降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、異動期間を延長し、当該職分内では、引き続き管理監督職として勤務異動することができることを規定いたしております。

6 ページの第4項をお願いします。上位各号の異動期間は、町長の承認を得て、1年を超えない期間ごと延長することができる規定でございます。

7 ページをお開き願います。

第10条になります。第10条では、異動期間を延長などする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないといたしております。

第11条では、勤務延長と同様の事由が認められるときに、異動期間を延長している職員について、特定管理監督職分による異動期間の延長をする場合には、もとの異動期間の期限を繰り上げることができる規定でございます。

第12条では、異動期間を延長した場合に、異動期間を延長する事由が消滅した場合には、原則どおり役職定年による降任等をするについて定めております。

第4章、定年前再任用短時間勤務制でございます。

第13条では、定年前再任用短時間勤務職員の任用について、60歳に達した日以後に退職した者を、規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることを定めております。

8 ページをお開き願います。

第5章の雑則でございます。

第14条では、この条例の実施に関し、必要な事項は規則で定める委任規定でございます。

6行目をお願いします。附則でございます。

第2項では、定年の段階的引き上げに伴う新設でございます。経過措置としまして、定年引き上げが完成する令和13年度までの間、定年が2年に1歳ずつ引き上げることができることといたしております。第3項では、情報提供、意思確認制度の導入に伴う新設でございます。任命権者は、当分の間、職員が年齢59歳に達する年度に、当該職員が60歳に達する年度以降に適用される任用、給与等の情報を提供するとともに、その職員の勤務の意思確認をするよう努めることといたしております。

議案書をお願いいたします。6ページになるかと思えます。

附則第1条、施行期日でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行するといたしております。

附則第2条、勤務延長に関する経過措置でございます。施行期日前に勤務延長を行った職員についても、第4条の規定に基づき期限を延長することができる規定でございます。また、年齢の段階的引き上げ期間中において、勤務延長職員が一時的に定年年齢に達していない時期が生じる場合であっても、定年に達している職員同様に承認等ができない規定でございます。

議案書の7ページをお開き願います。

附則第3条から、9ページの第7条までにつきましては、暫定再任用制度の導入に伴う経過措置でございます。

10ページをお開き願います。

附則第8号では、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う経過措置でございます。

附則第9条は、実施のための自前準備としまして、施行期日前であっても必要な情報提供、意思確認が行えるよう、その対象者として基準となる職員の年齢を60歳と規定するものでございます。

附則第10号では、定年引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止するものでございます。

以上で、議案第78号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第78号、美里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第78号、美里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第12、議案第79号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第79号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第79号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、関係条例を整備する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

今回の改正内容につきましては、令和3年法律第63号、地方公務員法の一部を改正する法律によりまして、地方公務員の定年が段階的に60歳から65歳に引き上げることに伴い、関係条例、8つの条例につきまして一部を改正するものでございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

改正内容につきましては、別冊、説明資料の新旧対照表にてご説明申し上げます。

議案第79号、説明資料をご覧ください。

まず、第1条関係、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表でございます。こちらは、定年引上げに伴う定年前再任用短時間勤務制の導入による改正でございます。改正は、第1条から第9条分までで、左側が改正前、右側が改正後となっております。

現行の再任用制度の廃止に伴い、各条項におきまして、「再任用職員及び再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めております。

続きまして、4ページ目をお開き願います。

第2条関係、美里町職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表でございます。こちらは、定年引上げに伴う管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入に伴います改正でございます。改正は、第1条から第23条分までで、まず、第2条第2項及び第9条第2項の改正前、「美里町職員の定年等に関する条例」を改正後「定年条例」と言い換える規定でございます。

次に、第2条の育児休業をすることができない職員に、次の第4号「定年条例第9条の規定により、異動期間が延長された管理監督職を占める職員」を追加するものでございます。こちらは「60歳到達以降も引き続き管理監督職として勤務する職員、役職定年制の特例の職員になりますが、」を追加するものでございます。

次に、第9条の育児短時間勤務をすることができない職員について、次の第3号、

「定年条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員」を追加するものでございます。こちらも役職定年制の特例で、勤務する職員を追加するものでございます。

5ページをお開き願います。

第18条、部分休業をすることができない職員の規定でございます。第2項中、地方公務員法「第28条第5第1項」を地方公務員法「第22条第4第1項」に改め、その下、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

また、第9条第1項及び第22条の表並びに、次のページ、6ページの第23条の表中の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、第23条の表の第15条の3第2項中の「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、さらに改正前の同表第18条第1項及び第2項の項を削除するものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

第3条関係、美里町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。改正は、第1条から第27条分までで、及び附則分までです。

こちらは、定年引上げに伴い、定年前再任用短時間勤務職員の給与の取り扱い及び60歳以降の職員の給与月額の経過措置に関する改正でございます。

まず、現行の再任用制度の廃止に伴い、各条項におきまして、再任用職員及び再任用短時間勤務職員を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めております。次に、第3条第5項の上段は、「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。その下の4行目からは、定年前再任用短時間勤務職員の給与月額の算定方法を規定したものでございます。算定方法につきましては、基準月額に勤務時間を正規の勤務時間で除して得た数字を乗じて得た金額となります。

続きまして、8ページをお開き願います。

下から2行目になります。第15条の3、時間外勤務手当等に関する規定の適用除外でございます。の第2項に、昇格及び昇給の基準を規定したものでございます。第4条第1項から第9号までを追加するものでございます。

9ページをお開き願います。

下から4行目からが、本体附則の規定となっております。8項から第13項まで、給与月額に関する経過措置を追加規定したものでございます。第8項は、60歳に達した日以後における最初の4月1日以降の給与月額を、職員の属する級及び号級に応じた額の7割を支給する規定でございます。

10ページをお願いします。

第9項は、前項の規定の給与月額7割措置の適用を除外するものを規定するものでございます。1号は、臨時的任用職員、2号は、定年条例第9条第1項または第2項の規定により、管理監督職から異動期間を延長された職員、いわゆる役職定年制の特例を受けた管理監督職になります。3号は、定年条例第4条第1項または第2項の規定により、勤務延長された職員、定年による退職の特例を受けた職員になります。以上の3つに該当する職員は、給料月額の7割措置の適用を除外するものになります。第10項は、管理監督職勤務上限年齢による降任に伴う経過措置を規定するものでございます。これは、役職定年による降任され、降任後、同一の給料表の適用を受ける職員のうち、給料月額7割措置による降任前に受けていた給料月額7割に達しない職員に対し、管理監督職勤務上限年齢調整額を支給するものでございます。

11ページをお開き願います。

第11項は、管理監督職勤務上限年齢調整額の支給上限を規定したものでございます。第12項は、期末手当の算定にあたって、管理監督職勤務上限年齢調整額を含めて支給する規定でございます。第13項は、本体附則第8項から第12項までの規定の施行に関し、必要な事項は規則で定める委任規定でございます。

一番下になります。3条関係の別表第1の改正になります。

次のページをお開き願います。

表中の「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、定年前再任用短時間勤務職員の給与月額の算出基準となる額を、基準給料月額として規定しております。なお、金額は現行の再任用職員のものに変更はございません。

13ページをお開き願います。

第4条関係、美里町職員の特殊勤務手当に関する条例の新旧対照表でございます。改正は、第1条から第4条分までで、こちらは定年引上げに伴い、定年前再任用短時間勤務職員の特殊勤務手当の取り扱いに関する改正でございます。

第4条の手当ての額の規定につきましては、第2項の「第22条4第1項」、定年前再任用短時間勤務職員に改めております。

14ページをお開き願います。

第5条関係、美里町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の新旧対照表でございます。改正は、第1条から第18条及び附則分までで、こちらは定年引上げに伴い、技能労務職員の給与の種類及び基準を改正するものでございます。第2条では、「技能労務職員」に、常時勤務を要する技能労務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を追加するものでございます。

第19条では、見出し及び条文の「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職

員」に改めております。

本体附則第2項に、60歳に達した日以後における最初の4月1日以降の給与月額を、一般職の職員と順次7割措置とするものでございます。

15ページをお開き願います。

第6条関係、美里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例と、16ページの第7条関係の美里町退職管理に関する条例の新旧対照表につきましては、それぞれ地方公務員法「第22条の4第1項」、定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。失礼しました。

17ページをお開き願います。

第8条関係です。公益法人等への美里町職員の派遣等に関する条例の新旧対照表でございます。こちらも定年引上げに伴いまして、公益法人等への職員の派遣に関する条例を改正するものでございます。

改正内容は、第2条の職員の派遣によりまして、第1号及び第2号中の「定年退職者等の再任用職員及び再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

また、改正前の第5号及び第6号に占める第5号に派遣できない職員に「勤務延長された管理監督職を占める職員」を追加するものでございます。

再度議案書にお戻りください。4ページの下からになるかと思えます。

附則でございます。第1条から第6条まで条立てでいたしております。

第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行するといたしております。

第2条では、用語の定義を定めております。

第3条から第6条までは、関係条例の一部改正に伴います経過措置を規定いたしております。

第3条では、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。

第4条では、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。

第5条では、美里町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例に伴う経過措置でございます。

第6条では、公益法人等への美里町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例に伴う経過措置でございます。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第79号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第79号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩とします。再開を13時15分とします。

-----○-----

休憩 午後0時14分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第13 議案第80号 令和4年度美里町一般会計補正予算（第10号）

日程第14 議案第81号 令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第82号 令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第83号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（上田 孝君） 日程第13、議案第80号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第10号）から日程第16、議案第83号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）までの4案件について、一括して議題としたいと思います。お諮りします。日程第13、議案第80号から日程第16、議案第83号までの4案件について、一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は、最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第80号から日程第16、議案第83号までの4案件について、一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は、最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第80号から議案第83号までを一括して議題とします。

まず、議案第80号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第10号）の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第80号につきましてご説明申し上げます。

議案第80号、別冊、令和4年度美里町一般会計補正予算書（第10号）の1ページをお開き願います。

議案第80号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第10号）

令和4年度美里町の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,127万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億4,117万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月6日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為の補正の追加でございます。

事項が中央庁舎分ドライシーラー（圧着機）リース料、期間が令和5年度から令和9年度まで、限度額が173万円、2行目、教育の日講演会開催事業費、期間が令和5年度から令和5年度まで、限度額が300万円、3行目、カラー複合機賃借料（全中学校）、期間が令和5年度から令和9年度まで、限度額が924万円を追加いたしております。

6ページをご覧ください。

第3表、地方債補正の追加でございます。

起債の目的、現年発生農地農林施設等補助災害復旧事業130万円、2行目、公共土木施設等単独災害復旧事業2,100万円、3行目の農地農林施設等単独災害

復旧事業の3件を追加いたしております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載しているとおりでございます。

7ページをお開き願います。

地方債補正の変更でございます。

まず、起債の目的の過疎対策事業（公共土木施設整備事業）「2億1,310万円」を「1億8,110万円」に、2行目、旧合併特例事業（公共土木施設整備事業）「450万円」を「4,550万円」に、3行目、緊急防災減災事業（防災設備整備事業）「4,450万円」を「6,570万円」に、4行目、現年発生公共土木施設等補助災害復旧事業「490万円」を「4,760万円」にそれぞれ変更いたしております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

10ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入でございます。

二つ目の枠の款の14国庫支出金、項の2国庫補助金の目の1総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）4,743万1,000円を計上いたしております。目の3衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金745万3,000円を計上しております。これにつきましては、ワクチン接種にかかるコールセンターの委託業務委託料等に充当するものでございます。

三つ目の枠をお願いします。

款の15県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金1,359万円を計上いたしております。目の4農林水産業費県補助金の中のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業費補助金347万3,000円につきましては、農作業受託組合の機械導入に対する補助金でございます。その下の災害査定設計委託費補助金984万円につきましては、台風14号で被災した夏水用水路ほかの災害復旧測量設計に対する補助金でございます。

次のページをお開き願います。

三つ目の枠になります。

款の18繰入金、項の1基金繰入金、目の1基金繰入金、財政調整基金繰入金1億3,000万円の減額につきましては、財源調整のため繰り戻すものでございます。

続きまして、四つ目の枠、款の20諸収入、項の5雑入、目の3雑入の説明欄の4行目になりますが、令和2年度農業農村整備事業負担金返還金990万円につきましては、令和2年度に美里地区中山間地域農業農村整備事業負担金返還金になる

ものでございます。場所につきましては、東部幹線工区分となります。その下、二つ下の令和3年度療養給付費負担金返還金（後期高齢者医療）2,338万1,000円につきましては、令和3年度の後期高齢者医療市町村療養給付費負担金の精算金でございます。

次のページをお願いします。

款の21町債、項の1町債の目の6土木債から、目の9災害復旧債まで合計の1億240万円を計上いたしております。

次のページ、13ページをお開き願います。

3の歳出でございます。各科目におきまして、人事異動等によります人件費の補正を行っております。

まず、二つ目の枠の款の2総務費、項の1総務管理費の目の1一般管理費の12節委託料、人材育成支援システム構築委託料302万5,000円につきましては、人事評価の結果が給与等に反映されるため、評価の結果の管理等を精度を上げるため導入するものでございます。

次のページをお願いいたします。

款の2総務費、項の1総務管理費の目の1一般管理費の17節備品購入費274万9,000円につきましては、令和5年度の機構改革に伴います備品購入費でございます。主にプレハブ等の物置等の購入を予定しております。その下の18節負担金、補助及び交付金、マイナンバーカード取得促進給付金新型コロナ対策分515万5,000円につきましては、マイナンバーカード取得者1人5,000円に對しまして給付しておりますが、プラス1,301人分を計上しております。一番下の目になりますが、目の7情報推進費の節の12委託料、機構改革に伴います電算室移設業務委託料278万7,000円につきましては、機構改革に伴いまして砥用庁舎にあるサーバー類を中央庁舎の電算室に移設する委託料になります。

次のページをお開き願います。

三つ目の枠になります。

款の2総務費、項の3戸籍住民基本台帳費、目の1戸籍住民基本台帳費の中の17節備品購入費で、カード追記プリンター購入費106万7,000円を計上しております。これにつきましては、マイナンバーカードでしたり、外国人の在留カードの裏書きを行うためのプリンター購入費となっております。

続きまして、16ページをお願いします。

款の2総務費、項の4選挙費、目の3町議会議員選挙費につきましては、事業実績に伴いまして、総額の694万3,000円を減額いたしております。

17ページをお願いいたします。

款の3民生費、項の1社会福祉費、3段目の目の3障害者福祉費の節の22償還金、利子及び割引料1,378万2,000円につきましては、令和3年度の事業実績による返還金でございます。

続きまして、18ページをお願いします。

同じく款の3民生費、項の1社会福祉費、目の5介護保険事務費の27節繰出金の介護保険特別会計繰出金293万1,000円につきましては、介護保険特別会計で行います第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務にかかるアンケート等の業務委託等に伴います財源として繰り出すものでございます。

次のページをお願いいたします。19ページでございます。

二つ目の枠、款の3民生費、項の3児童福祉費、目の1児童福祉総務費の節の18負担金、補助及び交付金の保育所・認定こども園等特別対策支援事業補助金新型コロナ対策150万円につきましては、新型コロナ感染症拡大に伴います感染予防のために消耗品等の購入に充てるため、1園30万円を5園に補助するものでございます。その下の保育所等給食費支援事業補助金（価格高騰緊急支援分）202万5,000円につきましては、保育所等の給食材料等の高騰に伴います費用の一部に補助するものでございます。続きまして、目の2児童措置費の22節償還金、利子及び割引料の666万5,000円につきましては、令和3年度の事業実績に伴います返還金でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

款の4衛生費、項の1保健衛生費の2段目の2、目の2予防費、節の12委託料のコールセンター業務委託料（ワクチン接種体制確保分）685万6,000円につきましては、ワクチン接種に伴うコールセンターを3月まで延長するために増額をいたしております。続きまして、4段目の目の7水道施設整備費の27節繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金152万7,000円につきましては、山出送水管への災害復旧工事等の財源として繰り出すものでございます。

二つ目の枠の款の4衛生費、項の2清掃費、目の1清掃総務費の18節負担金、補助及び交付金の宇城広域連合負担金（清掃施設費）155万8,000円につきましては、宇城クリーンセンターの燃料価格高騰により増額でございます。

21ページをお願いいたします。

款の5農林水産業費、項の1農業費、目の1農業委員会費の18節負担金、補助及び交付金の機構集積協力金101万9,000円につきましては、農地中間管理機構農業公社を通じた貸し借りに行い、1割以上の面積に新たに担い手に集積させることで交付される補助金となっております。目の4農業振興費の節の18負担金、補助及び交付金のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業費補助金416万7,

000円につきましては、先ほど歳入のほうでもご説明させていただきましたが農業受託組合の機械導入に対する補助金でございます。

22ページをお願いいたします。

款の5農林水産業費、項の2林業費、目の1林業総務費の中で、第7節報償費、地域おこし協力隊員報償金279万9,000円の減額と、その下の10節需用費の中の消耗品費（地域おこし協力隊）6,000円の減額、同じく18節の負担金、補助及び交付金の地域おこし協力隊活動助成金199万9,000円減額につきましては、自伐型林業の推進のために募集を行いました地域おこし協力隊の募集がなかったため、応募がなかったため減額するものでございます。

次のページをお願いします。23ページになります。

二つ目の枠の款の7土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路維持費の中で節の12委託料、社会資本整備総合交付金事業300万円と、その二つ下の節の14工事請負費、社会資本整備総合交付金事業300万円の減額につきましては、舗装維持管理計画の追加事業に伴うため、工事請負費から委託料に組み替えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款の7土木費、項の2道路橋梁費、2段目の枠の目の3道路新設改良費の12委託料、道整備交付金事業1,000万円と、その下の14節工事請負費、道整備交付金事業1,000万円の減額につきましては、町道内園小崎線の線形の見直しに伴いまして、工事請負費から委託料に組み替えるものでございます。また、次の目の4の橋梁維持費の12節委託料の道路メンテナンス事業委託料2,100万円の減額と、14節工事請負費の道路メンテナンス事業工事費2,100万円につきましては、橋梁点検にかかる委託料が抑えられたため、工事請負費に組み替え、2橋の工事を実施するものでございます。

二つ目の枠をお願いいたします。

款の7土木費、項の4住宅費、目の1住宅管理費の節の10需用費、町営住宅修繕料151万6,000円を計上いたしております。

三つ目の枠、款の8消防費、項の1消防費、目の4災害対策費の中の14節工事請負費の車中避難所等整備工事1,965万円と、16節公有財産購入費の168万4,000円につきましては、砥用庁舎北側に車中避難所用の駐車場の整備を行うものでございます。

26ページをお願いいたします。

二つ目の枠になります。

款の9教育費、項の4社会教育費、目の1社会教育総務費の節の7報償費、放課

後子ども教室謝礼262万4,000円の減額につきましては、事業中止に伴う減額でございます。14節工事請負費のやすらぎ交流体験施設トイレ改修工事__新型コロナ対策分800万円の減額につきましては、入札不調や受注者の死亡により工事の続行が不能となったため、本年度の事業を見送ったところでございます。

27ページをお願いいたします。

二つ目の枠になります。

款の9教育費、項の5保健体育費、目の1保健体育総務費の、失礼しました、目の2です、失礼しました、目の2体育施設費の節の10需用費、修繕料182万円につきましては、総合運動公園グラウンドの放送設備等の修繕料でございます。

続きまして、三つ目の枠をお願いします。

款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費の目の2林業施設災害復旧費の中の節の14工事請負費、林業施設災害復旧工事（R4台風災）350万円につきましては、本年9月の台風被害によりまして、林道洞岳線、下福良地区になりますが、路盤舗装工事に伴う増額補正でございます。

以上で、議案第80号の説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第80号の内容説明を終わります。

次に、議案第81号、令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第81号につきましてご説明申し上げます。

別冊、令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお開き願います。

議案第81号、令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度美里町の介護保険特別会計の補正予算書（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ309万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,312万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号第214条）の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年12月6日提出 美里町長 上田泰弘

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為でございます。

令和5年度中に次期計画、第9期となります高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定に向け、その策定支援業務における令和5年度分の業務委託を355万円を限度額として設定しているものです。

5ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

一つ目の枠、款の3国庫支出金、項の2国庫補助金から、三つ目の枠、款の5県支出金、項の2県補助金までは、歳出側の地域支援事業費の増額による特定財源として所用の補正を行っております。

四つ目の枠、款の7繰入金、項の1一般会計繰入金、目の2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）では、歳出側の地域支援事業費の増額に対して、一般会計から繰り入れる12.5%の法定負担分でございます。その下の目の5その他一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金として繰り入れるものでございます。

6ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

一つ目の枠、款の1総務費、項の2徴収費、目の1賦課徴収費、節の3職員手当等につきましては、人事院勧告に伴う調整額が生じますために計上しているものとなります。

二つ目の枠、款の1総務費、項の4計画策定委員会費、目の1計画策定委員会費につきましては、節の11役務費で第9期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画、以下第9期計画と申し上げます。その策定に伴う住民ニーズ調査の郵便料でございます。節の12委託料の220万円につきましては、住民ニーズ調査の集計と分析、課題抽出等、令和4年度中の第9期計画の策定支援業務にかかる委託料でございます。

三つ目の枠、款の3地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費、目の2介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、介護予防事業の新規利用者のケアプラン作成件数の増加により、節の12委託料で25万円を増額しております。

一番下の枠、款の7予備費につきましては、歳入歳出予算の調整によるものとなりまして5万8,000円を減額しているところでございます。

以上で、議案第81号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第81号の説明を終わります。

次に、議案第82号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）の

内容説明を求めます。安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） 議案第82号について、ご説明申し上げます。

別冊、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算書（第3号）の1ページをお開き願います。

議案第82号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）

令和4年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,630万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

2、歳入、一般会計繰入金につきましては、歳出の財源として7万1,000円を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

3の歳出、一般管理費につきましては、人事院勧告に給料改定が行われましたので、職員給与3万6,000円、勤勉手当2万7,000円、退職手当組合負担金8,000円を計上しております。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第82号の説明を終わります。

次に、議案第83号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容説明を求めます。安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） 議案第83号について、ご説明申し上げます。

別冊、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算書（第4号）の1ページをお開き願います。

議案第83号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度美里町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ812万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,129万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年12月6日提出 美里町長 上田泰弘

3ページをお開き願います。

地方債の追加でございます。第2表、地方債補正、追加、起債の目的、現年発生簡易水道施設災害復旧事業、限度660万円になります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

2、歳入、一般会計繰入金につきましては、歳出の予算の財源として152万7,000円を計上しております。次に、町債の目の災害復旧債、現年発生簡易水道施設災害復旧事業660万円を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

3、歳出、総務費一般管理費の給与、職員手当等につきましては、人事院勧告により給料改定が行われましたので、給料3万5,000円、勤勉手当13万2,000円計上しております。次に、修繕料におきましては、山出浄水場のろ過機装置制御盤、栗崎舗装修繕等で215万円を計上しております。委託料につきましては、水道メーター交換業務委託料で60万円、山出送水管災害復旧測量設計業務委託261万円を計上しております。それと工事請負費につきましては、山出送水管災害復旧工事として260万円計上しております。

今回、地方債の追加で660万円借り入れるところでございます。充当先といたしまして、山出送水管災害復旧に伴う測量委託261万、工事費260万の合計521万のうち500万円を充当し、また災害発生後に応急仮設工事を行っております。その応急仮設工事分に160万円を充当いたしますので、今回財源組み替えとなっております。

以上で、議案第83号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第83号の内容説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日は、これで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

明日7日水曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後1時49分

第 2 号

1 2 月 7 日 (水)

令和4年第4回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和4年12月7日（水）
午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

- (1) 6番 坂田竜義議員
- (2) 2番 平野保弘議員
- (3) 4番 隈部寛議員
- (4) 1番 村崎公一議員

2. 出席議員（8名）

- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 村崎公一君 | 2番 | 平野保弘君 |
| 3番 | 吉住淳一君 | 4番 | 隈部寛君 |
| 5番 | 高田美千子君 | 6番 | 坂田竜義君 |
| 8番 | 福田秀憲君 | 10番 | 上田孝君 |

3. 欠席議員（2名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 7番 | 濱田憲治君 | 9番 | 今田政行君 |
|----|-------|----|-------|

4. 説明のため出席した者

- | | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 町長 | 上田泰弘君 | 副町長 | 吉住慎二君 |
| 教育長 | 吉永公力君 | 総務課長 | 坂村浩君 |
| 企画情報課長 | 松岡征二君 | 税務課長 | 池永英治君 |
| 住民窓口係長 | 高森ひろみ君 | 福祉課長 | 谷口信也君 |
| 健康保険課長 | 中川幸生君 | 経済課長 | 西寺清君 |
| 林務観光課長 | 高田浩幸君 | 建設課長 | 富永英司君 |
| 水道衛生課長 | 安達浩一君 | 会計課長 | 中川利加君 |
| 学校教育課長 | 酒井博文君 | 社会教育課長 | 長井一浩君 |

5. 事務局職員出席者

- | | | | |
|------|------|----|-------|
| 事務局長 | 立道誠君 | 書記 | 野田まや君 |
|------|------|----|-------|

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

皆様にお知らせします。濱田憲治議員より、昨日に引き続き本日も欠席届が提出されております。

また、一般質問の広報紙掲載のため、広報担当者、福田主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 議会運営委員会報告

○議長（上田 孝君） 日程第1、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会、坂田竜義君。

○6番（坂田竜義君） おはようございます。本日、午前9時から第5回の議会運営委員会を開催いたしましたので、報告をいたします。

今、議長からありますように、濱田議員が体調不良で欠席されておりますので、本日の一般質問で2番目に一応予定しておりましたけれども、1番はそのままで2番以降繰り上げて実施いたします。2番目が平野保弘議員、これ午前中ですね。午後に3番目が隈部寛議員、4番目は村崎公一議員と、この順番で本日举行することを決定いたしました。

それから、最終日に濱田議員の体調が良ければですね、せっかく質問を予定されておりますので、最終日の最初に、冒頭に一般質問を行ってから、委員長報告その他の日程を済ませたいということで確認をいたしましたので、報告いたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

ただいまの報告のとおり、本日の日程は議事日程第2号のとおり行います。

-----○-----

日程第2 一般質問

日程第2、一般質問を行います。通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により答弁を含め、60分以内となっておりますので申し添えます。

6番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田でございます。議長。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 本日4項目ですね、一応予定をしております。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症対策についていくつかお尋ねをいたします。

最近のニュースによりますと、コロナの分類がですね、分類の見直しということ
で、今2類に位置づけられておりますけれども、インフルエンザ並みの5類に見直
しをしようという検討が着手されたというような記事が載っております。ただ同僚
議員が2人ですね、お休みされているということで本当にあのう、油断はできない
など思っております。私も先日、5回目のワクチンを打ちましたけれども、ワクチ
ンを打ったからといって感染しないという保証はないということと言われておりま
して、お互いに気をつけたいものだというふうに思っております。で、そういう中
で9月の末に、いわゆる全数把握の見直しということがされまして、高齢者・重症
者・リスクのある人以外はもう報告義務はないというようなかたちに一応なってお
ります。その関係で、毎日熊日新聞にですね、本町の感染者数についても載ってお
りましたが、最近ではほとんどこの本町の何人感染したのかというのがですね、全
くわかりません。ですから、県全体のトータルの数はですね、毎日新聞に載ってま
いますけれども、町内の感染者数が全くわからないと、こういう状況でございま
すけれども、現時点のお尋ねですが、現時点の町内感染者数と対応はどうなってい
るのかまずお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） ご説明を申し上げます。

国では、新型コロナへの対応と社会経済活動をより強固なものとした、ウィズコ
ロナに向けた新たな段階に移行する方針を示し、去る9月の27日より新型コロナ
対応にあたる医療機関などの負担を軽くするため、各都道府県の判断で感染者に関
する報告を簡略化できる運用を始められております。具体的には、詳しい報告の対
象者を65歳以上の方、それから入院が必要な方、それから妊娠中の女性、それか
ら重症化リスクが高い方に限定し、報告の簡略がなされております。

本町ではこれまで、熊本県から報告されました感染者のデータをもとに、性別そ
れから年代別の感染者数を前の週と比較しまして、町のホームページに掲載し、感
染の予防に努めておりましたけれども、今回の国の全数把握の簡略化を受けまして、
現在は町の防災行政無線を活用し、県内のリスクレベルの周知、それから町のホー
ムページには、熊本県のホームページをリンクさせまして、県内の新規感染者の状
況と県内のリスクレベルなどを掲載し、町民へ感染の拡大予防の周知に努めており
ます。

なお、町内の感染者数に関しましては、全数把握の簡略化後、県からも公表がさ
れておりませんので、町内の感染者数は把握ができていないというふうな状況とな
っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 町内の把握できないというようなことですが、ずっと一連の新聞記事を見ておりますと、8月の末の段階で一応そういう政府の動きとして全数把握を見直すということが出されております。で、高齢者に限定する重症者リスクの人、高齢者に限定して報告も出ないと。それってあのことでございます。ただ、都道府県によりまして、今までは感染者についてはですね、氏名、性別、報告日、重症、連絡先とか細かに報告を求めておったところでございますけれども、全数把握の見直しによって、患者情報の入力などが減って医療機関や保健所の負担が軽減されたというのはまあわかりますけれども、果たしてその後のですね、いろんな要観察者だとか、いろいろな方達の対応とかいろいろ幾つか問題があるように思います。で、その後、政府の9月27日と今報告ございましたが、正式決定したのが9月27日に全数把握を簡略化して対応する、届け出対象者はその高齢者あるいは重症者リスクのある方に限定するということになったところであります。で、対象外の若い軽症者は年代別の人数の報告のみに求めるということですが、前提として県の段階で設置されますところの、健康フォローアップセンターの設置が前提ですよということになっております。で、熊本県におきましては、県療養支援センターという名称で設置されておるところでございますけれども、非常にこれも県によってですね、運用がいろいろ差があるように思います。例えば、佐賀県とかにおきましてはですね、やっぱり非常に細かに報告を求めているところがございます。で、佐賀県におきましてはですね、そういう全数把握の見直しが行われた後も、自宅療養支援センターというのを設置して、軽症者の9割が自ら登録をし、希望があれば健康観察も行うと。それから食料の配送だとかですね、急患時の連絡も24時間受け付けるだとか、佐賀県ではそういう対応をされております。で、熊本県の対応ってというのはどうも、佐賀県と比較するとそういうことにはなっていないように思いますけれども、この全数把握の見直しのメリットとデメリットについて、町としてどう捉えられておるのかですね、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） ご説明を申し上げます。

まず、全数把握の見直しによるメリットにつきましては、これまで行われておりました全数把握は医師が全ての感染者の名前、住所などを各保健所へ届け出なければなりませんでしたが、今回の全数把握の簡略化によりまして、この発生届の対象者を65歳以上の方、それから入院が必要な方、それから妊娠中の女性、重症化リスクの高い方に絞られまして、医療機関などの負担が軽くなり、より多くですね、診察ができる患者の数が増えるということが期待されております。

一方でデメリットにつきましては、重症化リスクの低い感染者につきましては、健康観察の対象外となるため、軽症者が自宅療養中に重症化しても見逃される恐れがあります。また、保健所からの指示がないことで、患者自身が自分の判断で自由に行動ができ、感染の拡大が心配され、新たな変異株を見落とすなどの恐れが指摘されております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） はい、メリット、デメリットについて今説明がございました。で、その中で、ここで問題になっておりますこの健康観察対象外の方の容態が急変したときの対応ですね、これは先ほど佐賀県の例を申し上げましたけれども、そのあたりは熊本県のその療養支援センターの対応っていうのは、この対象外の方が急変したときの対応っていうのはどうなっておるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） ご説明を申し上げます。

本県では、熊本県療養支援センターというようなフォローアップセンターが設置されております。県療養支援センターの医療機能の強化としまして、まず、医師や看護師が増員されたこと、次に、体調が悪化した場合、医師が相談に応じ適切に次の医療機関に繋げること、次に、医療機関を受診せず自己検査で陽性となったものの登録を受け付けることなどが拡充されております。対応時間につきましては、午前9時から午後9時までとなっております。また、診療体制の強化として、夜間の電話相談窓口が設置されており、オンラインでの診療を設置されております。診察の時間につきましては、午後6時から翌朝9時までということで実施されております。また、自宅での療養が困難な方へは、宿泊療養施設の調整を行う宿泊療養施設窓口が設置されております。

このように、容態が急変した場合にも、24時間体制で確実に必要なサービスに繋げる総合的なフォローアップ体制が構築されているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） はい、わかりましたが、基本的にその軽症者自らが、佐賀の場合は9割が登録されているということなのですが、本県におきましては大体そのどのくらいの方が登録をしているのかわかりますか。大まかで結構ですが。要するに、登録をしておかないと、いろいろ要するに本人が申告せんといかん、通報するわけですね、療養支援センターには。医療機関には関わってないから、そういうことでしょう。だけん、それにしてもあらかじめコロナに感染したっていうことを登録

しとかなないと県は対応はできないってということですか。それともしてなくても対応できるのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） ご説明を申し上げます。

先ほどのフォローアップセンターでの自己検査での陽性になった方の登録ですかね。このことにつきましては、手元に数字っていうか、調べておりませんのでまた後で調べてご報告させていただきたいと思います。それから、えっと報告。

○6番（坂田竜義君） はい。議長。いいですか途中だけど。

要するに、数の問題じゃなくて、あらかじめその軽症者とか無症状者について、県の療養センターに一応感染したよっていう登録をしとかなないと受け付けないのですかっていうことです。登録せんでも急変したからお願いしますよということで大丈夫ですかっていうことですかたい、をお尋ねしたい。

○健康保険課長（中川幸生君） その点も含めてちょっと調べておきます。よろしいでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） おそらく今ですね、無料PCR、まあ私も実は受けたことがありますけども、無料PCRで陽性となった方は、もう登録なども多分なされない方が多いのではないかなというふうに思います。ですので、これは調べないとわかりませんが、実際にそういう療養支援センターがあると、そしてこういう24時間体制のこういうことがあるってということさえもですね、ご存じではない方がたくさんいらっしゃるんじゃないかなというふうに感じたところでありますので。後ほどまた報告があると思いますが、町内においてですね、そういったことで心配をされている方は、町に問い合わせをいただくなど、そういった体制っていうものはしっかりつくっていく必要があるなと感じたところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 今町長がありましたけれども、私も率直にそういうふうに思っているわけですよ。ですから1町民としてですね、本当に自分がPCR検査で陽性になったと。結局対象外だから観察もされないし、容態が急変したときもどうしていいのかなって思われる町民がかなり大半だろうと思うわけですよ。ですから、まあそれは県がすることだからじゃなくて、町としてですね、町民の方がそういうコロナに、陽性になったときの対応として、県は今言われるように。県はこういう窓口をつくってやっていますよということ、やっぱり広報誌とか、ホームページとか、あるいはその防災無線も含めて、もう少し丁寧に町民に対してですね、説明をしていただきたいと思います。そういう趣旨で今質問をしておりますので、そういうこと

で対応を、今何人登録したかっていうそういう問題ではないです。ですから、そういう対応をぜひお願いしたいということで、お尋ねをしております。

続きまして、届け出対象外のまあ似たような質問ですが、届け出対象外の人の行動制限、監視体制はどうなっておるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） ご説明を申し上げます。

家庭感染など感染リスクが高い方などは、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日目に療養解除が可能とされております。ただし、7日間が経過するまでは感染リスクが残っていることから、検温などご自身による健康状態の確認や高齢者との接触、高齢者施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食を避けること、マスクを着用することなど、自主的な感染予防行動の徹底や自主的な行動制限、自主的な監視体制が求められております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 共通いたしますので、続きまして、次の質問をいたします。

今、今年につきましては、インフルエンザとの同時流行が非常に懸念されていると言われております。で、コロナのワクチンは打ちましたけれども、インフルエンザのワクチンは、予防接種はしてないというような方も結構おられますし、そのあたりの、非常に型が合わないとか有効でないとかいろいろあるものだからですね、今年そのインフルエンザの型が、流行の型が何なのかっていうのはもう予測不能ですし、そういうインフルエンザが同時流行したときへの対応っていうのはどう町民に対してですね、注意を喚起されておるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） ご説明を申し上げます。

国や県におきましては、今年の冬は新型コロナウイルス感染症と、季節性のインフルエンザの同時流行が不安視されております。これまでにない規模で感染が拡大し、発熱外来がひっ迫する可能性があると言及されております。

このような同時流行への備えと対応につきまして、五つの協力が求められております。まず一つ目が、これまで取り組んでまいりました基本的な感染防止対策の徹底となっております。それから二つ目が、早めのワクチン接種です。三つ目が、発熱などの症状があった場合の備えです。新型コロナウイルス感染症はいつどこで感染するかわかりません。発症した場合に備え、自分で陽性かどうか確認できる新型コロナウイルスの抗原検査キットの常備です。また、新型コロナウイルスにり患した場合、同居する家族も濃厚接触者の対象となるため、不要不急の外出が控えられ

ることになりますので、医薬品や食料品などの必要なものをですね、事前に準備しておく必要があるかというふうに思います。それから四つ目です。事前に医療機関などの連絡先などを確認しておくことです。それから最後に、五つ目が医療機関の適正な受診です。発熱などの症状があった場合はですね、まず外出を控えてかかりつけの病院や最寄りの医療機関へ相談を行って、早めの受診が求められております。

以上、五つの協力が求められております。

この新型コロナウイルス感染症と、季節性のインフルエンザの同時流行に備えた対応につきましては、町のホームページに記載しており、熊本県のホームページにも同様な内容で詳しく掲載されておりますので、一度ご覧になっていただいて、感染の拡大予防に努めていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） このコロナの関係については終了いたしますけれども、ただ、このオミクロン株っていうのが次々と新しい形が、派生型といわれるのが出てきておりますし、何か最近の状況としては5回目の接種の出足が非常に鈍いと、本町においてはちょっと実態がどうなのかわかりませんが、5回目の全国的にですね、5回目の接種の出足が非常に鈍いということでは言われております。また、高齢者の女性の致死率が非常に増えているというようなこと。それから基礎疾患のある方ですね死亡が増えていると、こういった状況。また、高齢者の後遺症ですね、咳とか味覚障害のほかに、アルツハイマーを発症するリスクが非常に高いと、こういうことが言われております。で、高齢者が感染しないための気をつけるべき事項としては、とにかく免疫が時間が経つごとにですね、免疫力が落ちてくるというのは常識的にわかりますけれども、要するに人の密集が増えたことと、寒さで換気をしないことですね、さらにこの感染が増えるような状況にあると。で、高齢者は家においてですね、換気もせずにおられることじゃなくて、できるだけ外に出なさいっていうですね、外に出なさいっていうような医者の指摘もあります。で、そういう、今担当課長からの説明もございましたけれども、トータルのやっぱり町民に対する注意喚起につきましては、さらに工夫をしていただいてですね、いろいろ広報誌、ホームページにありますということじゃなくてですね、それはそれでインターネットを見る人はそれでいいけれども、広報誌とかやっぱり防災無線だとかそういった媒体でですね、町民に広く周知できるような工夫をですね、ぜひお願いをしておきたいと思います。

続きまして、職員の定年制の問題についてお尋ねをいたします。

今、条例が一応もう可決をいたしましたけれども、ご承知のように、2023年

度から31年度まで2年ごとに定年が1歳ずつ上がりまして、8年後には65歳定年制度が出来上がるという国家公務員の定年年齢引き上げにかかる公務員法改正法等が成立をいたしまして、条例も可決成立をいたしたところでございます。で、8年かけて65歳定年にするということですので、2023年度末は定年退職者はありません。2024年度末からあるといった具合に、1年おきに定年退職者が出るというような状況になるわけでございます。詳しく説明ございました、中身についてはもう申し上げませんが、その中の条例の中でいくつか問題っていうことで私が思う部分についてお尋ねをいたします。

まず1点は、この役職定年制が導入されますけれども、役職定年制の特例の適応ってというのが、恣意的な運用にならないのかということですね、きちんとした要するに管理職をしていた人がですね、60歳定年で管理職から外れると、こういう建前になっておりますけれども、要するにその余人をもって代えがたいっていうかですね、その人でないとこの職務は支障をきたすと、職務の遂行に支障をきたすと、特別な理由がない限りはですね、この特例の適応ってというのはあまりしないほうがよからうというのは私思いますけれども、このあたりが特例の適応が恣意的な運用にならないのかどうかですね、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員お尋ねの特例の適応が恣意的な運用にならないかということでございます。この件につきましては、現行制度にも似たような制度がございまして、一定の要件を満たせば定年を延長し、職員を当該職務に従事させるため、引き続き勤務させることができるというものでございます。

なお、美里町が誕生いたしまして18年になりますが、現行制度に基づく特例任用を行ったことはございません。そして、新たな制度における特例任用につきましても、その運用は現時点では想定をしていないというところでございます。

しかしながら今後、社会情勢の変化などにより、特例任用の適応を行わざるを得ない状況になる可能性もございますので、今後他の自治体の動向も参考にして、特例任用を行う場合のより明確な基準というものを定めたいと考えておりますし、そのことによって恣意的な運用ができない環境を整えたいというふうに考えております。

なお、先ほど特例の適応を行わざるを得ない状況ということ、それから明確な基準というものの一つの案といたしまして、例えば美里町が大規模な災害、美里町が発生して、その応急復旧の時期だけは、例えばその課長さんが急に代わりますと引き継ぎができないというようなこともありますので、早期復旧に著しい支障が生じるというようなとき、そういったときに限って、その期間だけということ、ひょ

つとするとそういう災害時には起こりうるかもしれませんので、そういったことをしっかり定めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） はい、言われますように、そういうできるだけ運用がされますようにお願いしておきます。明確なその客観的な基準をですねやっぱりつくって、なるほどということによって運用がされますようにお願いしておきたいと思います。

2点目、制度導入後の労使協議は継続されるのかということ、まだ幾つか前回質問したときにもちょっと申し上げておりますが、高齢者の部分休業制度であります、これ幾つか私も提案をしておりますが、そのことは今回の条例制定には盛り込まれておりません。今後、いろいろ職員のほうからですね、要望とか出される場合もあるかと思っております。そういうことで制度導入後の、労使協議は継続されるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

制度導入後の労使協議は継続されるかというご質問でございます。その中で、今ご質問の中で、高齢者の部分休業の制度の話がありました。これにつきましては、既に本町では条例を定めております。ただ、運用はこれまで行ったことはございませんけれども、今回の定年引き上げに伴いまして、高齢者の就業形態の一つとしてこの高齢者の部分休業制度っていうのは運用せざるを得ない状況にもなるというふうに想定しておりますので、この制度につきましても改めて職員あるいは職員組合のほうにはしっかりと説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、この定年引き上げに関する職員組合との協議でございますけれども、現時点では要求事項への回答というかたちで、書面での本町の法定事項についての考え方を示しているところでございます。地方公務員法第55条第3項の規定におきましては、地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項につきましては、労使交渉の対象とすることができないということとされておりますけれども、勤務条件に大きく影響を与えるものにつきましては、これまでも必要に応じて協議を行ってきたところであります。今回の定年引き上げにつきましても、昨日条例改正のご議決をいただきましたけれども、それに基づいてこれからもう少し詳細な制度設計が必要になりますので、その案がまとまり次第職員組合への説明を行いたいと考えているところでございます。

なお、制度完成後の労使協議につきましても、これまでと同様必要に応じて適切に行ってまいりたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） はい、副町長から答弁がございましたようによろしく願いしておきたいと思います。

続きまして3点目は、定年前再任用短時間職員という新たな制度がですね、導入されておりますが、職員の意に反して定年前再任用短時間職員に任用するようなことはないのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

職員の意に反して、定年前再任用短時間勤務職員に任用することはないのかというご質問でございますけれども、制度開始後は60歳以後の勤務形態につきまして、フルタイムでの勤務を継続するものと、60歳以後に一旦退職をし、定年前再任用短時間勤務職員を選択するものがあります。これはいずれも本人の意向を踏まえて任用するという制度でございます。60歳以後の任用形態につきましては、職員各々の生活設計にも関わってくるものでございますので、本人の意向を踏まえてということは非常に重要なことと認識をしているところでございます。定年前再任用短時間勤務職員を任用するにあたっては、総務省におきましても人件費の削減などを目的に定年前再任用短時間勤務職員への誘導など、本人の意向に反する恣意的な運用があれば是正を指導していくというふうに述べておりますので、60歳、職員の60歳以後の勤務の選択につきましては、繰り返しになりますが、本人の意向を踏まえ、また制度の趣旨に則り、適切な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） よろしく願いいたします。

昨年のいわゆる地方公務員法の一部改正のときですね、国会の付帯決議っていうのがございまして、9項目付帯決議がされておまして、今質問いたしました点についてもですね、付帯決議として盛り込まれております。これはもう十分ご承知のことと思いますが、それに基づいて適切な運用をお願いしておきたいと思います。

最後に59歳時にその後の賃金などについて情報提供し、職員の意向は尊重されるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

今回の地方公務員法の改正におきましては、定年の65歳への引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制のことではありますが、60歳時点におい

てその適応を受けること、60歳を超える職員の給与水準が60歳時点の7割に設定されること、60歳以降に本人の希望に基づき一旦退職した者を短時間勤務の職に再任用する定年前再任を短時間勤務制の導入など、60歳以降に適応される任用や給与がこれまでと異なるものとなっております。そのため、情報提供、意思確認制度が設けられております。当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度、59歳の年度になりますが、に、60歳以後の任用、給与、退職手当の制度に関する情報提供を行った上で、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めなければならないというふうにされております。この場合の意思の確認につきましても、先ほどの質問と同様に、職員各々の生活設計にもかかわってくるものでございますので、法の趣旨に則り適切に運用してまいりたいというふうに考えております。

なお、意思の確認後に職員の希望が変わった場合には、当然に認められることとなるというふうに認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） はい、よろしくお願いをしておきたいと思います。

続きまして、3点目の脱炭素社会の取組についてお尋ねをいたします。

最近では特にこの山火事ですね、これはこの前テレビであっておりましたが、アメリカのカリフォルニアとかですね、気温が49.7度とかなってですね、もうカラカラの状態で大規模な山火事が起きるとか、あるいはこの前パキスタンとかオーストラリアとか出ておりますように、大規模な洪水あるいは台風がですね、超大型の台風になったり、もうとにかく世の中がちょっとおかしくなったりはせんかなと思うくらいにですね、この地球温暖化、気候変動というの影響っていうのがもういろいろ最近は出ているところであります。

その中で、この熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画っていうのが2021年の3月ですか、つくられております。本町におきましても、ホームページで見ると、2019年の10月ですかね、美里が第3次地球温暖化対策実行計画というのが事務事業編っていうのがつくられておるところでございます。そういうことで、町の基本的対応についてどうなっているのかをですね、まずお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

町の基本的対応策はというご質問ですが、本町では現在二つの計画に取り組んでいる現状であります。まず一つ目が、令和元年10月に策定しております美里町第3次地球温暖化対策実行計画事務事業編、計画期間が2019年度から2030年

となり、来年ですね、2023年度に計画見直しを予定しております。計画の対象範囲といたしまして、本町が行う全ての事務事業及び本町が所有する施設を対象としております。主な取組内容といたしまして、照明のこまめな消灯、冷暖房の効率的な使用やクールビズの実施、会議資料の減量化、エコドライブの実施、運転管理の徹底、また施設管理での取組といたしまして、照明機器の管理及び省エネ機器への転換、備品等の見直しなどがございます。

次に、二つ目が令和3年3月に熊本連携中枢都市圏を構成する18市町村共同で、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を策定しております。計画期間は令和3年から令和7年、5年間です。この実地計画の中で、本町は地産地消地域と位置づけられ、太陽光発電等で再生可能エネルギーを地産地消することを目指し、また、間伐材等の森林管理や林業の担い手育成などで、二酸化炭素吸収の拡大を図ることが期待されております。

以上、二つの実行計画に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） はい、大体中身は非常に分厚い電話帳のようなものができておりますけども、要するに今町の計画は2019年につくって、2030年までですか、それで来年に見直しをするということでの答えでしたけれども、当然その計画を立てて見直しの時期にはその検証っていうか、計画立てた分がどのくらいできたかっていうのは来年見直しの時点でされるということで理解していいですかね。

○議長（上田 孝君） 安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

2023年、来年度その前の項目の数値を出しまして、それに伴いまして、見直す予定でございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） はい、わかりました。

続きまして、この政府がいわゆるGX、グリーン転換フォーメーションっていうことかというふうですけども、政府が立てておりますこのGXへの対応っていうのはまだきちっと政府の計画そのものが固まっているものではないかもしれませんが、この政府のGX計画への対応、これはもう基本的な部分で結構ですから、どうするかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） GX（グリーン転換フォーメーション）につきましては、

温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーなどのクリーンエネルギーに転換することで、地球環境を変革させるという概念でございます。国におきましては、本年5月にクリーンエネルギー戦略に関する中間整理が報告され、本年6月に新しい資本主義のブランドデザイン及び実行計画が閣議決定されました。

また、GX投資のための10年ロードマップの年内取りまとめに向けて、GX実行会議が3回開催されているという状況でございます。

今後、より具体的に計画や戦略が示されると思いますので、その動きを注視していきたいというふうに考えてございます。

なお、脱酸素の取組を積極的に行う地方公共団体等に対しまして、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金というものが創設されております。その交付金事業には、二つの区分がございまして、脱酸素先行地域づくり事業と、重点対策加速化事業がございまして、美里町におきましては、熊本連携中枢都市圏の取組といたしまして、重点対策加速化事業の採択に向けた議論に着手をし、来年度申請に向けて自治体間での調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） はい、身近なところで何をするかっていうのもですね、町民向けにやっぱりいろいろアピールをしていただきたいと思うところでございますけども、一つは、今、先日経済課の資料を見ますと、耕作放棄地がですね、9万ヘクタールですか、要するに有効農地の半分ぐらいが耕作放棄地になっているっていうような資料が出ておりました、お米の会議の時ですね。で、それでその耕作放棄地の部分についてどうしていくのか、林地に返していくのかですね、いろんな放置されている土地に対して太陽光を重点的に置いていくのかとかですね、もう手に負えないところは林地に還していくとかいろいろその耕作放棄地のその区分をして、どう対応していくのかっていうのもやっぱり考えていただきたいということで思っております。

また、別な視点から農地ですね温暖化緩和機能っていうのがちょっともの本に出ておまして、要するに農地における土壌炭素量の増加、同時に農地に炭素を蓄積によってですね、要するにCO₂の削減、外に出るCO₂の削減につながっているというような考え方が出されておったわけですよ。ですから、土壌中の有機物有機農業っていうのはそういう意味はですね、地球温暖化の関係ではまあある程度有効なのかなっていうのが思います。ですから、いろんなそのそういう学者の考えも出されておりますし、そういう有機農業をすることによってCO₂が結果として削減されて、土中に含むからですね、外に出て行かないというような考え方もあり

ますし、先ほどのこの耕作放棄地も含めて、町は町なりの身近な対応についてもやっぱ研究していただきたいとこのように考えます。

球磨村がいわゆる脱炭素先行地域っていうことで、環境省から選定されました。これはもう答えはいりませんが、そういう球磨村の例とかもございまして、これはもう19府県の26地域っていう限定されておりますけども、やっぱりそういったものにも本町においてもですね、やっぱり手を挙げるとかいろいろやっぱ知恵を出してですね、町は町はできる温暖化対策をですね、ぜひ進めていただきたいと。これはもう答えは求めませんが、お願いしておきたいと思えます。

最後にこの地域おこし協力隊と自伐型林業についてお尋ねをいたします。

要するに濱田議員もですね予定されておりましたけれども、ちょっと私の質問とちょっとかぶっておりますが、ただ切り口が違いますのでちょっとお尋ねをいたしますが、これまでに地域おこし協力隊として何人採用して、何人が定住されたのかですね、もう簡単にいいですからお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

当町では、2013年平成25年から地域おこし協力隊の採用を始めています。これまでに当町に赴任された地域おこし協力隊の人数は10名です。うち1名が現役の隊員として今年6月から主に空き家対策として活動いただいています。現役隊員を除いた9名の方の任期の内訳は、1年間の方が2名、1年6か月が1名、3年間で6名となっております。1年未満で辞められた方はおられません。

また、町内に在住されている方は最初6名でしたが、1名はあとから町外に就職されることになり、現在は5名となっております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） わかりました。私はこの項目はあのいわゆる自伐型林業にかかわる分について重点的にお尋ねをするものでございます。

2点目の自伐型林業へのこの協力隊の募集ですね、これについては現状どうなっておるのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

自伐型林業推進のために、定員3名で本年6月3日から募集を開始しましたが、10月28日まで行ったところ、8月12日に1名から募集がございました。そこで、一次選考、二次選考は面接ですが実施し、9月30日に合格の内定を行いました。が、10月14日に本人から辞退届を提出されました。で、同日に受理し、現在

は12月の28日まで募集を延期している状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） はい、自伐型林業につきましてはですね、この徳島県の橋本先生、私は2度お話を聞いておりますが、私自身あの森林組合連合会の研修にも参加をいたしました。それから橋本先生のお話も2回聞いて、坂本、弘川ですか町有林の作業道の造成の見学にも何度か行きました。で、先日は高知県の佐川ですね、濁らない佐川町に視察に行きまして、非常にためになったところでございます。高知県の佐川町につきましてはもういろいろ話を聞きます、もう10年間ですねこの間取り組んでおられるわけです。うちのほうは今からようやくですね、このやっぺいこうかと。非常に自伐型林業っていうのは、本町にとりましてですね、非常に土地にあったっていうかですね。そういうこれが成功すれば非常にいいなと思っているような、思いもしておるところでございます。

そういうことで、いろいろ佐川町の後の質問にもつながってまいりますけども、いろいろ仕掛けっていうかですね、推進体制とかいろんな救援隊とかですね、いろんな地域おこし協力隊はその実働部隊としてもう何人も、10年間にかけて、相当数の協力隊員を入れておられまして実働されておりますけれども、その実際仕事を担う協力隊員をきちっとして募集をし、数を確保していくっていうことはもちろん前提でございますけれども、その中で例えば今町の面積が144平方キロということでしたしますと、林地山林が7割のやっぺい100、正確に104平方キロですか、1万ヘクタールが山林ということになっております。そして、調べてみますとそのうちの2割がですね、国有林と、ざっとした1万の2割が国有林でその残りの8割が町有林も含めます、町有林と民有林と、こういったかたちになります。

徳島の橋本先生は自分で110ヘクタール持つとられるわけですね。110ヘクタールの山を、毎年10ヘクタールプラスアルファぐらいを10年間で回して、ずっとまた回して回してもう半永久的にやっぺいけるという山をつくられておるわけですね。ですから、うちの場合ももう管理ができないっていうことでいろいろアンケート取ったりして、お任せしますというところもありますけども、基本的に協力隊を入れて自伐型林業を定着させるためには、林地の集約っていうのは非常に大きな課題ですよ。ですから、佐川町におきましては、それぞれ土地の所有者との調整協議をさせるためにですね、そういう林業家とか専門知識をある程度持った人に林地集約化推進委員ということで、委嘱をしてですね、その人達の中に入ってこの林地を集約してるわけですね。それから、土佐の森救援隊ということで、中嶋健造さんっていう有名な自伐型林業の会長さんがメンバー200人ぐらいおられまして、

そういう人達があっちこっちの自治体に出かけて、やっぱそういう作業道、道付けとか実際指導されるわけですね。でそういう、土佐の森救援隊ってまあ頼めばこちらまで来られるかもしれませんが、ただ、なかなか遠いからですね、簡単にはいかんけれどもただそういう意味では、森林組合だとか町の林業されてる専門の方もおられますよね。そういう専門知識を持った人達に、そういう救援隊っていうことのでつくっていただいて、いろいろ地域おこし協力隊を募集してもですよ、そりゃあの草刈機も使えない、チェーンソーも使えない人が来るわけですね。そのチェーンソーも、そのようなやっぱ方ですからその養成に時間がかかる。で、もちろん片方じゃ5年も10年もかけて養成せにゃいかんけれども、片方では県の林業大学校にです、ありますね。これは町にやっぱある程度目星をつけて、その人に町の費用をかけてでもその林業大学校に行ってもらおうとかですね、いろいろやっぱ工夫をして周りの仕掛けをつくっていかないと、ただ協力隊を募集して「あんたやんなさい」って言われてもですね、なかなかこりゃ厳しいなど。で、協力隊については熊日のずっとシリーズで載っておりましたよね。募集したけども、勝手にやれって、あんたで考えてやんなさいとか、もうとにかく対応がなってないということで新聞にずっと3回くらい載りました。で、そういうことで協力隊の募集は募集しながら、そういう周りの推進、林地の林地集約の推進委員だとか、応援隊だとかですね。そういう私はすべきであると思います。このあたりについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 非常に自伐型林業への熱い思いを聞かせていただいたところでございます。やはり議員おっしゃいますように、林地の集約っていうのは一番大事な土台の部分になるのではないかと思います。50ヘクタールであったり、100ヘクタールの管理地を整備していくということは、まず自伐型林業に入っていくためには必要な土俵の整備だというふうに考えています。アンケート調査も行っております。そういった意味では、町に管理をお願いしていただくようなところの集約、あるいはこちらからお願いしに行き集約をさせていただく。そういったことも一緒にできればというふうに考えております。

それから、救援隊の話あるいは推進員の話でございます。今、美里町はこの自伐型林業をやっていく上で森林環境税の交付金を使わせていただいております。この交付金もやがて満額交付になってまいりますし、算定条件の見直し、あとは交付の見直しということも今言われていますので、こういった財源を使いながら、例えば今もう美里町に来て先行的に自伐型林業に取り組まれてる方々もいらっしゃいます。そういった方々の立場というものもしっかり築きながら、そういった救援隊であった

り推進員であったりという、その環境の充実というものは図っていく必要があるというふうに考えておりますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） なかなかですね、簡単にはいかないと思いますけどもやっぱ地域おこし協力隊のほかにありますように、林地の集約の推進委員だとか、周りの仕掛けも同時並行的にやっていかないですね、なかなかうまくいかないのかなと思います。

で、例えば地域おこし協力隊が募集してもなかなか来ないということであれば、もう名前は言いませんけどもKさんっていう方がおられますね、遠野のほうに。だけん例えばですね、そういうもうベテランですぐ即戦力で使えるような人もおられますのでですね、そういう方もやっぱり臨時的に、正式雇用ということはいろいろ募集の条件に合うか合わないかというのがありますけれども、そういう専門で実際即戦力で使えるような人材については、もうどんどんですね、やっぱ使っても進めていただきたいと思いますので、それだけ申し上げて終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時15分とします。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、2番平野保弘君の一般質問を行います。平野保弘君。

○2番（平野保弘君） 2番、平野でございます。通告に従いまして、質問をいたします。

本日は、1番目に町立小中学校の給食費について、2番目に美里米のブランド化について、3番目にマイナンバーカードの普及推進について、この3項目について質問をいたします。

まず、1番目の町立小中学校の給食費についてです。

私が小中学校のPTAだった頃だったと思うのですが、励徳小学校だけ給食費が上がるかもしれないというような話をですね、当時の励徳小学校のPTA会長から聞きました。その当時、それはおかしいでしょう、同じ町内で同じ献立で児童数が少ないからということで、給食費が高くなるというのはおかしいでしょうというよ

うなことをですね、PTA会長に話したのを覚えております。PTA会長からはですね、どうにもならないようだといった内容のことを言われたと記憶しております。その頃からですね、励徳小学校の給食会計は厳しかったのではないかと思うのですが、その後、励徳小学校だけが給食費が上がったという話は聞いていないような気がいたします。実際のところはどうなのでしょう。現在の給食費の状況と、各学校の給食会計の状況をお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 学校の給食についてのご質問です。

本町の給食につきましてですけども、五つの小中学校とも自校方式、つまり自分の学校の調理場でつくっているということでございます。そういうことで、つくりたての温かい給食を子どもたちに提供しておりますので、以前から子どもたちはもちろんですけど、勤務している教職員の評判も大変よございます。子どもたちは非常に楽しみにしているというのが給食の現状ですけども、現在はコロナの影響で黙食ということで少し残念な状態が続いております。

質問にありました給食費でございますが、小学校は現在全ての学校は4,300円、中学校は本年度から200円値上がりしまして5,000円がひと月分でございます。で、夏休み、春休み・冬休み等の長期休業日がございますので、12か月ではなくて11か月分徴収して、そのお金で賄っているということでございます。給食会計の現状ですけども、前年度、令和3年度の給食会計の決算書を確認しましたところ、繰越金にはそれぞれの学校少々ばらつきはございました。ただ、言えますことは、全ての学校さほど余裕はないということです。

それから、ご質問の少人数の学校ですが、少人数の学校ほどやはり給食費、同じ給食費で賄うのはなかなか厳しいということのはっきり申し上げておいてもいいだろうと思います。そういった中で、そういった少人数の学校ですね、やはり地域の方からのご支援もかなりありまして、例えば野菜を提供していただいてそれを活用するなど、そういったことで乗り切っているということで、今後ほとんどの学校が少人数になっていきますので、いろいろな対策を考えていかなければいけないなどというふうなことは考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 恐らくですね、15、6年前から励徳小学校は給食費を上げざるを得ないような状況にあったと思います。今おっしゃったようにですね、どうしても人数が少なければ単価が上がってしまうのは仕方のないことなのですが、児童数がですね増えているわけでもないのに、現在までですね、ほかの2小学校と同じ

給食費でやれております。今、お話があったように、地域の方のですね提供等があって、それが維持できていると思います。で、なかなかですね言えない内容もあるかもしれませんが、地域からの寄付といますかですね、提供を受けて大変ありがたい話なのですが、これではですね根本的な解決にはなっていないと思います。結果的にはですね、給食費には差をつけずに済んでいるかもしれませんが。給食費を上げずにきているということはですね、保護者にとってはよいことなのですが、多少ですね給食の内容に差がついたり、また、何回も言いますが大変ありがたいことなのですがですね、地域の方々の善意に頼ったりして給食費を維持できているわけですね。そこには、励徳小学校をですね存続させたいという地域の方々の思いもあるのかもしれません。

昨年12月の定例会の一般質問で、町長も「人数によって給食の内容が変わるとか、給食費が変わるといのはおかしいと思う」というふうにおっしゃってられます。人数が少ないと結果的に不利益になるようなことが起きればですね、将来さらに励徳小学校の児童数が減っていく要因にもなる、そういう可能性もあると考えられます。さらに、答弁で町長は「まずはその改善を考えなければ」とおっしゃっています。その改善をするとするならばですね、各校の給食費を合わせて一つの会計にするですとか、また足りない部分の補助をするですとか考えられると思いますが、何かですね、改善への試みはされたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 酒井学校教育課長。

○学校教育課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

先ほど議員もおっしゃいましたとおり、令和3年12月の議会定例会でも同様の質問がありましたので、少人数での学校での一人当たりの給食単価を現状維持できる対策はないかということで、検討を行いました。

検討内容としましては、まずは町内校長会議の中で、各校の給食会計の現状を情報共有いたしまして、今後も学校間の連携を密にしていきながら、自校給食方式ではありますけれども、できるだけ給食費の統一化をお願いしたところです。

また、食材の購入値段の統一化も検討しましたが、生鮮食品については各学校に割り当てられてる納入業者があり、その各納入業者で仕入れている仕入れ値の違いにより、購入値段の統一化は難しいと思われました。そこで、生鮮食品以外の物資、例えば調味料などの物資については、全学校、納入業者登録をしている町外の同じ業者から購入されていまして、学校の関係職員及び学校栄養教諭とで共同一括購入ができないかを検討を行いました。

しかしながら、一括購入後の小分け方法、保存方法等で衛生上の問題と会計上の問題があり、一括購入の実施にはいたっておりません。

また、給食費会計を町の一般会計で処理する給食費の公会計化につきましては、業者からのシステムの概要説明を受けましたが、システム構築費の財源確保、担当職員の配置及び関係課との調整が必要になりますので、今のところ開始年度は決まっておられません。

以上のように、少人数学校での一人当たりの給食単価を下げるための対策の検討は行いましたが、今のところこれといった解決策は見い出せていないのが現状であります。

そうした状況の中、地域の方の物資提供の協力は非常にありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 昨年の答弁ではですね、予算的な問題で無償化の前に改善をと、改善を先におっしゃったというふうに私は理解しているのですが、今の答弁のようにですね、検討はされているけれども、やはりそこは難しいというのが現状ではないかなというふうに思います。ただですね、周りの状況も変わってきています。私がネットで調べた程度なのですが、現在、山江村、水上村、玉東町の3か町村では、町村が給食費の一部負担または全額負担を実施しています。いずれも人口の少ない自治体なのですが、玉東町あたりは町の人口の割には児童生徒数は多いのではないかと思います。

また、お隣の宇城市が2024年度から、給食費を全て無料化にするということが決まったようです。総額で2億2,000万円に上るそうですが、子育て支援や定住促進につなげる狙いがあるということです。宇城市ではふるさと納税が現在5億円くらいあるようですが、さらにこれをですね10億円を目標にして、その中から給食費の将来の財源に充てることを見込まれているということのようです。

自治体の規模は様々ですし、財源の問題はあると思いますが、子育て支援や定住促進に繋げるということであれば、美里町も同じです。むしろ、美里町のほうがですね危機感を持つ状況にあるのではないかなというふうに思います。ただでさえですね、子育て世代が町外に流出しようという流れがある中で、宇城市はお隣ですので、ますますその流出のエネルギーになるのではないかなというふうに思っております。美里町でも、給食費の無償化については検討されていると思うのですが、私は無償化になればですね、全児童生徒にとって平等になると感じているところです。給食費の無償化について、どうお考えおられるのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 過去にも同様の質問をお受けしております。その際は、一度無

償化を始めたらやめることができないので、慎重に検討する必要がある、そのときは考えて、そのときは今のところ考えていないという趣旨のお答えをいたしております。

しかしながら、議員もおっしゃいますように、先般宇城市におきまして、2024年度から、来年、再来年度から給食費を無償化する旨の発表がございました。これもおっしゃいましたが、毎年2億2,000万円の財源が必要になるというふうに聞いております。

美里町はこれまで、子育て政策に関しましては非常に充実しているというふうに考えておりました。しかしながら、ほかの自治体におきましても美里町と同等か、それ以上の施策を展開されているところも増えてきております。少子化が進展する中で、子育て政策は各自治体間において既にもう競争が始まっていると言っても過言ではないというふうに感じているところでございます。恐らく、この給食費の問題にいたしましても、今後多くの自治体が補助であったり、無償化であったりといった検討を加速させるのではないかとというふうに予測しているところでございます。そのような状況を踏まえまして、美里町におきましても教育部局それから財政部局との議論を進め、現実的に取り組むことが可能な保護者負担の軽減策というものを見つけていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど議員がおっしゃいましたが、やはり給食費とその内容にばらつきがあるというのは、どうしてもこの自分の中でも納得ができないようなことでございます。今は様々な方の善意によって補われているというのであればですね、もしその善意が仮になかった場合はじゃあ差がつくのかということになってしまいます。やはり、そういったことが起こらない対策というものもですね、しっかりと併せて考えていく必要があると考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） そういうふうと考えられておられるとは思ってございましたけども、財政的な問題はあると思いますが、町内の小中学校に通う全ての児童生徒が平等に受け取ることができる支援になると思います。一部の人を受け取るといった補助ではありませんし、町民の方々もですね、反対をされる方もほとんどおられないのではないかとというふうに私は思っております。教育長も「子どもは町の宝だ」とおっしゃっていたと私は記憶しております。町の宝が流出しないように、また子育て世代の方々にもですね、美里町を選んでいただけるように前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。全額は難しくてもですね、一部補助からでもできれば子育て支援に前向きに取り組んでいると捉えていただけないのでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2番目の次の質問に移ります。

今年も第5回目だったと思いますが、美里米食味コンクールが開催されました。また、第6回の九州米食味コンクールにも出品されたようですが、よい成績だったようです。過去にも好成績を収めています。美里町の美味しいお米をブランド化して、町などが買い取って高値で売ることができないのかという声が聞かれます。今、巷でよく聞くのはですね、本当によく聞きます。なんでんかんでん値上がりするばってん上がらんとは米ばかりということ。JAがですね、前払い分として支払う概算金の基準価格は前年より660円程度下がっているようです。2年連続の引き下げのようですけれども、農家から見ればですね、肥料・農薬・燃料、それから生活に至るところまで全て値上がりしているのに、売上になる米の値段だけ下がっているということになっているのではないかなと思います。ほかの業者でも同じ傾向だと思います。

昨年12月の定例会でも質問されていますが、ブランド化し高値で販売するということができればよいと思うのですが、昨年の回答ではですね、食味コンクールを重ねて次のステップへというような内容だったと思います。現実的にですね、そこできそうなのか、また進展があるのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺経済課長。

○経済課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

本町では、昔から美味しい米と言われておりました美里町のお米を、多くの消費者に知ってもらい、消費者から求められる米の産地を確立するため、平成30年度より美里米食味コンクールを開催しております。本年度で5年目になりまして、本年度は119検体の出品数で、毎年増加し続け、町民の皆様への周知も進み、農業者の米に対する品質向上に向けた意識にも変化を生じてきたところと考えております。

また、九州のお米、食味コンクールにも令和2年度から出品いたしまして、本年度は個人・総合部門で3位入賞され、自治体部門におきましては、初めて本町が3位の成績を収めることができました。

このような大きなコンクールで、美里の農業者が入賞することによりまして、米のバイヤーの方や専門家へ美里の米の品質の良さや、認知度の向上が図られることにより、美里米の差別化、ブランド化につなげていきたいと考えておりました。

そこで、11月15日にですね、九州のお米、食味コンクールの自治体部門で4年連続1位の多良木町のほうにですね、視察のほうに行ってまいりました。多良木町ではですね、法人を含めた11の農業者で組織を設立されまして、肥料など統一し、団地化した農地で栽培基準を設けられて、品質の安定を図りながら、個人販売ではなく各農業者のお米を集約しまして、量の確保を行いながら高値で販売されて

いるということでした。

また、組織づくりですね、重要な要素としましては「理念」と「人材」ということで、存在意識となる理念、目的でございますが、それとリーダーの存在、それから組織を構成するメンバーの意思と意欲が不可欠ということでした。

本町としまして、町の食味コンクールからの次のステップといたしまして、新たな組織の立上げを検討いたしまして、11月の25日でございますけれども、良食味米を生産しておられる農業者を対象に説明会を実施したところでございます。新たな組織での米の販売につきましては、JAや関係機関との協議をしながら物産館での販売や、インターネット販売、ふるさと納税への出品及び地元小中学校への学校給食米としての販売、米卸業者への販売などを検討しております。

販売方法や販路の検討につきましても大切ではございますが、まずは美里町で生産された良食味米を消費者の方々に食していただきまして、美里町はおいしいお米が生産されるということを知ってもらうことが、最も大切なことと考えております。

また、実際に高値で販売するためには、ある程度の量と品質の安定が必要となっております。そのほかにも、米の保管場所や食味分析計の購入など、いろいろなですね問題をクリアしなければなりません。

現状としましては、美里米のブランド化を行い、高価格で販売するための目標に向けた取組としまして、新たな組織づくりを模索している最中でございます。その新たな組織の中で、良食味米の栽培方法などの検討及び統一化を行い、栽培基準の向上を図りながら、安心して安全な良食味米を生産し、高価格で販売できるよう、販売ルートにつきましても取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 新たにですね、組織を立ち上げて前に進もうと、徐々にですけども前のほうにですね進んでいるというふうには認識しました。

ただですね、高値で売るまでにはですね大変な努力と時間が必要だと思います。品質も高めて安定させなくてはいけないのは当然のことなんですけども、品種にしてもですね、考えてみるほうがよいのではないかと思います。

九州のお米、食味コンクールの個人・総合上位10点を見ますとですね、去年は1位に、1、2を含めてですね、6点がにこまる。今年はですね、1、2、3、123を含めて7点がにこまるでした。上位10点の中ではですね。美里町で1番多くつくられていると思いますヒノヒカリは10位の中には入っておりません。です

が、美里町ではですねヒノヒカリ、にこまる、くまさんの輝きあたりが上位に入っているようで、そんなに極端な差はついてないような気がいたします。九州の自治体部門ではですね、美里町が3位に入っているとおりですね、多分これはにこまるだけではないと思いますので、美里町のお米は品種に関係なく高値で売っただけのおいしさはありますし、それぞれ個人ではですね高値で販売もされている、そういう方もおられると思います。ただ、ブランド化を目指すのであればですね、そのまま品種いいのかなというふうにも考えてはおります。いずれにしてもですね、ブランド化して高値で買い取って販売するというようになるのはですね、まだまだ先のようなのですが、まずは食味スコア面などでですね条件をクリアした農家を差別化して、お墨付きをつけて、高値で売りやすくしまして、それからレベルアップを図っていく。そしてブランド力を高めていく。そういった高く売れる人からでもですね、高く売っていいっていうのは今は仕方がないのかなっていうふうに思っております。そこからですね、その食味の高い生産をされている方々、新しく立ち上げる組織なども利用してですね、技術を共有して、全体のレベルアップを図っていき、将来的には条件をクリアした米はですね、買い取ってまとめて高値で販売できるようになればいいなと思います。多良木方式といいますか、そういうことができればいいなというふうに思っております。

ただですね、こういった取組をするときに、小規模農家が不利にならないようにも配慮していただきたいと思います。私どものところも小規模の兼業農家や高齢者が多いです。どこでも似たようなものかなとは思いますが、現在申請を受け付けている原油価格物価高騰対策事業者補助金ですね、にしても販売額が50万円以上でないと申請ができません。小規模農家の中にはですね、切り捨てられた感もあるのではないかなというふうに思っております。でもそういったですね、小規模農家が棚田等のですね、農村の景観を維持してきたりですとか、耕作地を維持してきたっていうのもですね、事実なんですね。今更言うまでもないのですが、この先どこまでそれが維持できるかわかりませんが、これからの取組にはですね、そういった小規模農家の切り捨てと捉えられかねないようなことがないようにですね、していただきたいというふうに思っております。これから、先にですね、進んでいくことを期待しております。

次の質問に移ります。前回、9月にもですねマイナンバーカードの普及について質問をいたしました。10月末の交付率は未だ39.2パーセントであります。ここではですね、10月末のデータしか把握していませんが、全国の平均が51.1パーセント、熊本県の平均が50.7パーセントでまだまだ大分差があります。10月末では熊本県の最下位です。最下位であるということですね、町長の立場

としても困りものだと、町民みんなそうなのですが、以前ですね、国会では「2位じゃだめなんですか」というフレーズがですね、大変話題になりました。1位と2位はそんなに差がないのではないかと、だから2位でもいいんじゃないか。1位じゃないといけないんですかという意味だったと思うんですが、さすがに最下位はという感じがいたします。最下位じゃだめなんですかとはちょっと言えないんですね。最下位になる必然性もないと思うのですが、またこのようにですね交付率が低いということは、マイナンバーカードを持っていないと取得することができないマイナポイントを貰っている人がほかの自治体よりも少ないということになると思います。町全体で考えたらですね、大変な損失だと思います。具体的な数字を出せばですね、私が勝手に計算させてもらったんですけども、あくまでも10月末の数字です。全国平均に足りない枚数はですね、計算上1,115枚ということになります。もし、10月末で全国平均交付していたら、で、全部ですね。マイナポイントを満額申請していればですね、最大で2,230万円分のポイントになります。多いと思うか少ないと思うかは人それぞれだと思いますが、私はもらえるお金だと考えればですね大変大きな金額だと思います。また、マイナポイントとは別にですね、取得促進給付金、一人につき5,000円も申請すれば貰うことができます。もったいないなというふうに思うのですが、それなのにどうして美里町は交付率がこんなに低いままなのでしょうか。どういうふうに分析をされていますでしょうか。最新の数字が出ていればですね、そこも含めてお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 高森住民窓口係長。

○住民窓口係長（高森ひろみ君） ご説明申し上げます。本町のマイナンバーカードの交付率が低いままとのご指摘でございますが、まずは本町のマイナンバーカード普及の現状についてご説明させていただきます。

本町のマイナンバーカードの交付枚数率は、総務省が公表しているものでは、令和4年10月末現在で39.2パーセントとなっており、交付枚数率は県内では最下位となっております。本町も普及促進に力を入れているところでございますが、総務省からの強い要請により、全自治体が取組を強化しているためと考えられます。

順位だけ着目すると、以上の状況でございますが、令和4年3月末の交付枚数率が25.0%でしたので、3月末と比較すると14.2ポイント交付枚数率が伸びており、この伸び率は県内で4番目になっています。

また、交付率が低い原因というご質問でございますが、徐々に取組の成果が出ております。

なお、最新のデータでは、11月30日現在の交付枚数率は43.99%で、県内では45市町村中43位となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 11月末では45位から43位に、二つランクアップしているようです。住民課をはじめですね職員の皆さんの頑張りで、少しは交付枚数率も伸びてはきているようですが、交付率、取得率は同じ意味だと思うんですが、申請者がカードを受け取って初めてカウントされるわけですね、交付率はですね。マイナンバーカードを申請してカードを受け取るまでに相当期間が、時間がかかっております。申請した人の話を聞いてみますとですね、「2か月ぐらいかかっている」と言われます。こういう時ちょっとオーバー目にたいが言われますので、実際はどうか、2か月近くかかっているのかもしれませんが、現在の申請率は、将来の取得率になっていきます。申請率は出ているのでしょうか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 高森住民窓口係長。

○住民窓口係長（高森ひろみ君） ご説明申し上げます。

10月末現在の申請件数率の人口に対する割合である申請件数率は、54.26%で、県内45市町村中27位となっております。

また、この申請件数率の前月からの伸び率は8月末から10月末まで3か月連続で県内トップとなっており、7月からの取組の成果がようやく出てきているところであると考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 申請件数率が伸びているということや、申請件数率の伸び率ですね、多分これは前月からの伸び率ということなんだと思うんですが、これが県下でトップであるということですね、ここ2、3か月は相当頑張った結果だと思うんですが、出だしが遅かったということなのかなというふうに思います。

しかしですね、この未交付分が交付されていけばですね、かなり順位は上がっていくんじゃないかなというふうに考えられます。これからが楽しみにはなってくるようだなというふうに思います。

それからですね、政府はデジタル田園都市国家構想交付金の一部をですね、マイナンバーカードの取得率が全国平均以上でなければ、需給を申請できない仕組みにするとかですね、デジタル技術を使ったほかの地域の優れた事業を取り入れる自治体に対する交付金についても、マイナンバーカードの取得率が高いほうが受け取りやすくなるというふうに、といったですね、報道がございました。私は細かい内容についてはわからないのですが、本町もそういった交付金をですね利用するとい

うことになれば、困ったことになるのではないのでしょうか。現状ではですね、これもわかる範囲でよろしいのですがお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員お尋ねのデジタル田園都市国家構想推進交付金につきましては、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を図るために、各自治体が導入する装置でしたり、機器等の購入費を支援するデジタル実装タイプ交付金等があります。このデジタル実装タイプ交付金には、三つのタイプがございまして、その中の一つに他の自治体における優良な取組事例を参考にしながら、同様の取組を実施する際に必要な経費に対し、2分の1を補助するというものでございます。

その際、マイナンバーカードの交付率に応じて補助金が変わるというものではございませんが、交付率が高い自治体から優先的に採択されるということとなっております。

また、今後のこの交付金を活用する予定はあるのかというご質問でしたかと思いますが、現時点では住民サービスの向上を図る機器等の購入を検討いたしております。その中で、現在策定中の町のデジタル化推進に向けた美里町DX推進計画に予定しておりますが、住民票等のコンビニ交付サービスにかかる経費に、この交付金を活用していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） ただいまの件につきましては、12月の5日に岡田地方創生担当省、担当大臣とですね、地方6団体とで意見交換の場が設けられております。で、その意見交換の場においてですね、地方側からカードの交付率というものは全体的に今上昇してきていると、しかしながら全国平均に及ばない自治体が交付金の一部を申請できないというのはやっぱりおかしいという申し入れがっております。配慮を求めるといふ要望が地方6団体から出されているところでございます。やはりこの申請の交付率あたりでですね、こういった政策を執るっていうのは少し疑問に思うところもございます。やはり、それぞれの自治体、いろんな要件があるわけがあります。例えば、自治体の広さが違う、高齢化率が違う、そういった例えば公共交通機関が整備されてないとか、いろんな要件がある中でそれを一律に交付率でというのは私自身少しおかしいのではないかと感じているところでございますし、そういったことを地方6団体からも要望があったということはお伝えをさせていただければと思います。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 私もですね、この交付率がこういった交付金に影響するというのは、直接影響するというのはおかしいとは思っていましたが、もうそうすると言われればですね、それは受け入れざるを得ないのかなというふうに思っておりましたが、いいほうに変わっていけばよいかというふうに思っております。

それからですね、先ほども申しましたが、マイナポイントをもらうためにはですね、マイナンバーカードが手元になればできません。マイナポイントをもらうためには12月中に、今月中にマイナンバーカードの申請をしなくてはなりません。また、マイナポイントの申請期限は来年の2月末までです。現在、マイナンバーカードを申請してですね、カードの受取ができるようになるまで2か月近くかかっているようですが、もうあまりですね時間が残っていません。かなり追いつけてはきているのですが、県平均全国平均そしてたくさんの方がですねマイナポイントを受け取るようにできるようにするために、交付率をですねさらに上げるために、さらなる方策は考えておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 高森住民窓口係長。

○住民窓口係長（高森ひろみ君） ご説明申し上げます。

マイナンバーカードの普及促進にあたりましては、現在無料で写真を撮影し、オンライン申請のお手伝いをする申請サポートを行っております。この申請サポートは平日の執務時間内には、役場各庁舎において常時実施しており、事業所等に出向いての申請サポートも行っております。

また、平日の昼間に役場へ来ることが困難という方々のために、平日の時間外と休日にマイナンバーカードの交付と併せて、申請サポートも行っているところでございます。先日は、新型コロナワクチンの集団接種会場におきまして、マイナンバーカード申請サポートを行っております。

今後の予定でございますが、引き続き普及啓発の広報を行うとともに、各地区の集会施設等に出向いて申請サポートを行う計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 私はですね、前回の9月のお答えで出張サポートができるということですね、各地の集会所や公民館に出向いてサポートできるようになるのかなと思っていたのですが、私がちゃんと理解できていなかったようですね、今後はですねそういったサービスも行われていくということですね。それももう、来年になるのではないかなと思っはいますけれども。

またLINEとかですね回覧や防災行政無線等色んなところでマイナンバーカードのことを見聞きいたします。人によってはですね、「しつこい」と言われる方も

おられるかもしれませんが、特に年内はさらに頑張っていたかなくてはいけないというふうに思っています。

またですね、マイナンバーカードをつくりたいけれども、仕事とか学校等の都合で役場やサポート会場に行けないといった方とか、家族がですね病院に入院しているとか、施設に入所している、どうしたらよいかとか、小さい子どもの申請はどうしたらよいかなどですね、中には悩んでおられる方もあるかもしれません。まずはですね、役場に電話をかけていただいて相談していただく。そういったことができるということですのでよろしいのでしょうか、何とか希望に添えるようなアドバイスがですね、できるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 高森住民窓口係長。

○住民窓口係長（高森ひろみ君） ご説明申し上げます。

マイナンバーカードの申請が難しい方に対しまして、個別に住民課へ電話等でご相談いただけますと職員が相談に乗りまして、申請から受取のサポートまで行っておりますので、ぜひ相談いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） そういった相談できるっていうその情報もですね、いろんなところで流して行ってアドバイスをしていただきたいというふうに思います。

今後はですね、いろんなサービスも工夫として行われていくと思いますが、つくりたいのだけでも時間がないとかですね、マイナポイントがもらえないと。いらないう人はそれはそれでいいと思うんですけども、欲しいんだけどちょっと時間がなくてどうなのかというような人、そういうのがもらえないのがですね一番もったいないというふうに思います。マイナポイントをもらおうと思えばですね、残りの時間も僅かです。町民の皆さんも職員の皆さんも最後まで、諦めずにですね頑張っていたきたいというふうに思います。

また、申請されていない方はですね、住民課のスタッフが困るくらいにですねサポートを利用していただきたいというふうに思います。

それから私はですね、私のスマートフォンを使って両親の申請をしました。自分で申請ができる方はですね、家族や身近な人の申請をですね手伝っていただくとかすればですね、申請件数もですね大幅に伸びていくのではないかなというふうに思います。

役場ではですね、全職員で盛り上げていってもらいたいと思っているのですが、ちなみにですね職員関係での交付率、申請件数率は把握されているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明いたします。

美里町の職員につきましては、11月末現在になりますけれども、再任用及び会計年度任用職員等を省きます全職員146名中133名、率としまして91.1%が取得または交付申請を行っているところです。その中で、実際に取得済みの人数につきましては123名、84.2%の職員が実際に取得しているところでございます。

また、家族と被扶養者になりますけれども、現在123名いらっしゃいます。その中で、92人、74.7%の方が取得または交付申請を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） さすがにですね、町民全体の交付率と比べればですね、高い数字ではありますが、100%ではありません。強制することはできませんし、つくらないと決めてる人はそれぞれなんですかね。それなりの信念があるて言いますか、それは仕方のないことだと思います。ただ職員の方がですね、ほとんどつくっておられるっていうのはですね、住民の方々も安心して申請できるのではないかというふうに思います。大変でしょうがですね、全庁上げて住民課以外の職員もですね協力して頑張っているっていうふうにも聞いておりますので、最後まで諦めずに頑張ってくださいようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、平野保弘君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を1時といたします。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、4番、隈部寛君の一般質問を行います。隈部寛君。

○4番（隈部 寛君） 4番、隈部でございます。通告に従い、質問いたします。質問事項ですけど、2点ほどあります。1に商業施設の必要性について、2に企業誘致について、この2点を質問いたします。

まずは1の質問事項ですけど、商業施設等の必要性についてですけど、①町として商業施設の呼び込む計画・取組はあるのか、②取り組む場合はどうやっていくの

か、③税収的にはどう考えているのかの質問ですけど、①から③までは関連性があり、一括質問させていただきます。

まずは、今の町民の皆様方の現状ですけど、限られた店舗はありますが、町外での買い物されることが多いようです。買い物される場所としては、甲佐町、御船町、宇城・宇土方面で、砥用方面の方々は山都町まで買い物に行かれるようです。宇城方面には大きな商業施設が多く存在し、大変来客が多いようです。また、甲佐町、御船町などは商業施設が近場で立ち並び、御船町などはコストコなどがあり、休日ともなれば多くの車が停まっております。

ここで町民の状態ですけど、お声としてですけど、「美里町内で買い物するがいろいろ買おうとなれば移動しなければならない。お年寄りには足がないので、近場にお店が来れば助かる」、佐俣以外の北地区、砥用方面もですけど、「ドラッグストアがない」、必要性がこれはあるということですね。それともう一つ、「お店がないから活気がない」とも言われます。それから、美里町から出て買い物するなら、美里のお金が出ていくということになります。これも重要性があり、大きな課題だと思います。これを食い止める方法も必要と思います。

こういう観点から、1の町として商業施設を呼び込む計画・取組はあるのかの質問になります。一括質問になりますので、2の取り組む場合はどうやっていくのか。今の状態では何らかの手を打たないと、町民の方々に不便な思いをさせるようなかたちになりますので、これを取り組んでいただきたいと思います。また、商業施設を呼び込んだ場合、税収とか雇用が生まれると思います。これは大事なことです。お金が美里に落ちるようなシステムを望みます。3の税収的にはどう考えているのかの質問になります。

以上、1から3の質問になりますけど、町としても何らかの動き、働きかけ、商業施設が来やすいように行政からも動く必要があると思いますが、以上①から③までお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 商業施設等の必要性についての質問でございます。

美里町の第2次振興計画の基本構想の中で、商工会・各種団体と連携し、地域資源を生かした個性ある商店の育成・誘致など商店街の活性化を図り、商業の振興に繋げるというふうにございます。合併後、準大型店といたしまして、ドラッグストア1店、ホームセンター2店が開店しておりますが、町内既存商店の経営圧迫に繋がる恐れもあるため、町がこれら準大型店の誘致に直接関与したことはございません。

また、人口増加が進む地域におきましては、土地区画整理事業の中で換地後の土

地を自治体が商業施設用の用地として計画するという事はございますが、美里町における商業施設の出店は、現在のところ、民間主体で行われている状況でございます。

なお、美里町では町内で生産された農産物等を加工し、販売する店舗を建設し、指定管理者による管理を行っている施設はございますが、新たな商業施設を町が主体となって誘致する計画は現段階ではございません。

なお、今役場の中央庁舎の横の旧工場跡地の解体が進んでおります。将来的に、この地域はですね一体となって開発してくるというふうになれば、そういった新たな商業施設の出店という可能性も出てくるのではないかと考えているところでございます。

また、税金につきましては事業所があれば、法人税や固定資産税が見込まれますし、従業員の方々が町内在住であれば、住民税が町への税金になると理解しております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） はい、わかりました。

ただ、やっぱり買い物すれば美里からというような考え方の中で、どうにかそれを打開策なんなり投じていかれるとよいと思いますですけど、急にはそんなに変わりませんので、将来的なビジョンから考えていただきたいと思います。

次に、④の美里町には商業施設が少ないが、何が原因なのか考察しているのかという質問ですけど、甲佐町も御船町も人口的にはさほど1,000人とか1,500人の規模ですけど、あまりにも変わりません。なぜ、美里にお店が少ないのかを考える必要があると私は思います。基本的にこの問題を把握して、解決策を模索する考えでないと進まないと思いますので、町民の方々が快適に暮らすためにも必要だと思いますので、この原因なのか、また、考察しているのかの質問になります。お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

町の人口、商圏の人口規模、交通インフラ等の未整備、建設用地の確保など様々な要因が原因で、美里町には商業施設が少ないと思われまます。また、今言われた御船町等におきましては、人口増加が見込まれる地域また商圏人口が多い地域では民間が主体となって様々な大型店舗ができるという要因になっております。

本町でも、いずれの要因も今の現状ではですね満たしておりませんが、働く場を創出することで、人がこの町に通勤し、また定住すること。これによって、お店が

でき、商店が立ち並ぶということは商店街が成立するということですので、こういう循環がですね生まれなければ、今後商業施設が美里町に増えてくるということとはつながらないと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 確かに立地条件は、美里は熊本の真ん中という考え方もありますですけど、ちょっと出遅れてる立地条件がありますと思います。ただ、今後、矢部・御船間の高速ができたなら、ますます車の往来も少なくなっまいります。少しでもやはり呼び込んで、そういう呼び込むことに対して人口も増えてきますし、そうすると雇用も生まれますので、このところはある程度、ある程度っていうか中途半端な言い方ですけど、どうして来ないんだという根本的な考えを持っていただいて、それから先、邁進して考えていくというなかたちをとっていただきたいと思います。このままでは、町民の方々の買い物が町外に出て、「遠い」と足のない人は特に言われます。ですから、こういう観念がありますので、ぜひとも少しでもいいですから、美里で買い物ができるとそういう考え方をお持ちになっていただいたほうがよろしかろうと思います。

次に移ります。⑤ですけど、砥用地区の商業施設用地があるが、そこに誘致する計画はないのか。

これは少し私の文章が誤りがあります。美里町で決められた商業施設の用地はございません。私が適した場所と思うところがございます。大変失礼しました。

砥用バイパス周辺、それは砥用に入って大窪からJAまでぐらいの間、そういうところにお店が来ればと思うところがございます。やはり、整備しやすく立地条件も良いということがございます。これは何かと言いますと、車社会ですので駐車場がよく取れる場所、こういうところが今から、今もですけどお店が来る一番の基本姿勢じゃなかろうかと思えます。ただ、砥用町商店街がありますので、そのところをちゃんと視野に入れて検討する必要がありますとは思いますが、こういう観点から砥用地区商業施設用地があるが、そういうところに呼び込むというかたち、町としてある、何かありますならお聞きします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほどの説明にもありましたように、商業施設が成り立っていくためには、様々な要因を満たす必要がございます。その上で、砥用地区の今後の人口動向であったり、商圈規模などを考慮しますと、民間主体による新しい商業施設の出店っていうものは大変困難であるというふうに、難しいと考えております。また、同業種を圧迫に配慮をして、現時点で誘致の計画っていうのはございません。

先ほど来お話がっておりますが、やはりこれは民間の会社、民間の商業施設でございますので、出店する前には様々なリサーチがあると思います。でそこで、その施設がちゃんと成り立っていくのかということを中心に民間は重点的に考えて、どこに出店するかというのを決められるというふうに思います。そういった意味では、やはり働く場をしっかりとつくって、美里に残られる方々を増やしていく。その延長線上にそういった民間の施設が出店してもらえるとということがあるのではないかとこのように考えております。

とは申しまして、今後さらに高齢化が進めば運転免許返納による買い物難民等の問題というものも深刻な状況になってまいりますし、既にもうそのような状況が生じつつある地域もございます。町といたしましては、食材や日用品が近くで購入できないといった環境を改善する施策を講じていく必要があると考えておりますし、考えております。類似する自治体で、他の自治体で行われている空き店舗の再利用であったり、移動販売車による買い物支援など、これは行政と民間が連携した中で、より効果的な対策というものを検討していきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 確かに、大変なことだとは思いますが。ただ、民間を行政からこういうところがありますよとそういうような呼び込み、これは町としてはなされないということですか。お聞きします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 例えば、そういった土地があるとします。でこれは、どこどこにという業種に限らずですね、いろんなところにこの土地は使えますよという情報を出すことは可能だというふうに思います。

ただ、例えば商業施設がそこに出店されて、その商業施設がそこで売上を上げて、何十年も経営ができるかということを考えられるのはこれは民間の商業施設でございますので、そこから先、土地情報の提供等はできますが、そこから先は町は例えば誘致して、ずっと赤字だった。町が誘致したんだから補填しろと言われてもそれはできない話でありますので、そういったところはやはり慎重に考えていく必要があるというふうに考えます。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） はい、ぜひともですね、少しでも発信していただきたいと思えます。やはりこれは、なんもせんならそっから生まれませんので、少しでもいいですから、こういうところが空いております。地代はこのくらいの値段ですとか、駐車場もよく取れますとか、そういうようなかたちを出していただきますなら、発信していただきますなら、この町にも、一つでも二つでもお店が増えると思えます。

そういうことを提案させていただきます。

続きまして、また一緒ですけど、⑥の中央地区の元パチンコ屋周辺ですね、これが一番扱いやすいというか、土地の下の関係はちょっとわかりませんが、何かここにお店つくったらものすごくいいんだとよく私は言われます。で、こういうところがもう何年もほったらかし、大事な部分だと思います。これは美里に最初に入った顔だと思います。で、パチンコ屋はそのまま、これはありさんが建物側が買い取ったというふうな情報は入っておりますですけど、この立地条件のよいところ、どうにか敏速に皆様の活用できる場所に、そうすと企業にも商業、お店にもこういうところがありますと、どうぞ来てくださいと、そういうふうないい場所です。とにかく、ここを開発していかないと案外美里のあの辺は顔かもしれません、入口の。で、こういう活気ある、しているんだと、美里はこういうところがあるんだと、こういう観点も必要だと思います。で、今の現在松橋からお客様が来ますうちに。私も商売しておりますので、「あそこはもったいないよね」とよく言われます。「何か来んとね」と、確かにそうです。ですから、これは行政のプラスタッチして少しはいただいて、どうにかお店が来るような提案ですけど、パチンコ屋周辺の開発はどうか、これをお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員ご指摘の元パチンコ屋周辺は、おっしゃるとおり美里でも非常に条件が整った地域であると言えます。現在、有安地区旧工場跡地において、解体工事が行われていることもございまして、解体後は進入路の整備等含め、周辺を一体的に開発できればというふうに考えているところでございます。結果として用地が広がれば、選択肢も増えるわけでありまして。原則、民間主体となって商業施設が進出されることは、これは拒むことはできませんし、既存商店と既存にある商店と競合しないかたちでの様々な施設の誘致は可能ではないかというふうに考えるところであります。

で、今おっしゃいますその旧パチンコ屋の跡地は、ある不動産会社さんが管理をされております。普通、やはりその不動産会社さんっていうのはその土地を誰かに貸すとか売るとか、そういうかたちの中で仕事を展開されるんだというふうに思います。であるならば、やはりあそこの土地は何らかに活用していただいたほうがいいというふうに、これは個人的にも思うところでございます。

そういうご提案でございますので、今後の一体的な開発も含めてですね、またその会社のほうに、不動産会社のほうにですね、いろいろとお話をさせていただければというような考えは持っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 町長から大変なお力の言葉をいただきました。何年もあの状態が続きますので、速やかな政策をお願いしたいと思います。それでないと本当にもったいない。商業施設等はあるところに来れば本当に活気が出てくると思われます。そのような政策をぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、2の企業誘致について、移ります。この企業誘致は⑤までありますですけど、まず町は企業誘致についてどう、どのように考えているのか。また、どのようなPRをしているのか。2、企業向けパンフレットの制作等はしているのか。この2点も関連性がありますので、一括質問させていただきます。

まずは、企業誘致に対しまして推進しておられるかという考え方ですけど、今の現状では、企業起点の新設や移転を考える企業は少ないと思われます。今は中国から撤退する日本の企業が後を絶たないと新聞テレビ等で放映されて、よく耳にします。最近の代表的な例として、菊陽の半導体会社TSMCに関する企業もあります。こういうところに立地戦略、立地戦略のポイントを発信し、松橋インターから15分、熊本市内から3、40分で美里でございませう。立地条件を紙面でPRし、パンフレット作成などできるところから推進する考えが重要だと思ひます。また、解体中の東南産業跡地の活用につながると私思ひます。1、2に対してどのようなお考えかお聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず私のほうから、町は企業誘致についてどのように考えているのかという点についてお声をさせていただきます。

企業誘致は人口減少、空き家問題、雇用喪失、商工振興と町が抱える様々な課題解決につながる重要な施策の1つとして認識をしているところでございませう。現在、新聞等ではTSMCの進出により、2022年から2031年までの10年間に、県内経済への波及効果が4兆円を超え、関連企業の進出や増設は80社以上、住居は1,700人分が必要というふうな報道がございませう。そのため、菊陽町、大津町、合志市など、熊本市北部地域における事業用地であったり、住宅用地が不足をしておりまして、地価が高騰しているというような報道も同時にあっているところでございませう。TSMC及びその関連企業等は現在のところ、菊陽、合志、大津、熊本市等への立地を希望されているという状況だと聞いております。今、おっしゃいましたこの当該地域におきましては、すぐに用意できる産業用地だったり住宅用地が少ないため、スケジュールとか地価の安さなどを念頭に柔軟に対応できる企業であれば、有安地区旧工場跡地も候補の一つに十分なり得ると期待しているところでございませう。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） はい、私のほうからは美里町をどのようにPRしているのかという話とパンフレットの作成のお話がありましたので、その点について回答させていただきます。

まず、企業のPRとしては、現在解体中である有安地区旧工場跡地の活用に向けて、進出企業の窓口となる県の企業立地課、産業支援課、それから東京事務所、大阪事務所等のほうに土地の情報等を提供いたしまして、で積極的なPRというのを依頼してるところになります。現在、町の独自のパンフレットというところまでは作成しておりませんが、実際その事業用地の平面図だったり、それから位置図等をですね、資料として、個別資料として作成して、それらを提供してるという状況になります。今後は必要性に応じてですね、パンフレット等も検討してまいればというふうに思っております。

また、土地情報は広く情報を発信することっていうのは肝要だというふうに考えております。現段階では、建物があるために現地の写真は掲載できませんけども、図面等だけでもですね、まず本町のホームページだったり、県のホームページだったり、さらには民間の産業用地を情報を掲載しているサイトもありますので、そういったところに掲載依頼をかけていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） はい、まだパンフレットはないということですね。でやっぱし、発信する場合は最初の基本としては美里町がどういうところで、どういう場所があるか、どう今人口があるのか、これは大変な重要になってきます。で、こういうのを企画課長のほうからつくられるということをはっきりお聞かせください。今のところまだ考えてるところまでだったと思います。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） はい、ご説明申し上げます。

まず、先ほども必要に応じて検討してまいりますという話をしましたが、まずその先ほどもホームページの話をしていただきました。この情報っていうのは広く伝えるというのが一番受け皿としてですね、大切なところになっていきますので、紙媒体のパンフレットというよりは、データで発信できるということのほうが、受け皿といえますか、広く情報を発信できるというふうに考えておりますので、今のところは情報発信っていうのはデータでできるっていうのを重視していきたいというふうに考えております。でその、紙媒体っていうのがやはり必要だというような、需要っていいですか、ニーズがあればそういうところを考えていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） そうですね。ネットの方向性で考えると、それは情報発信確かなもんですね。ただ、来てくださいとお願いしに企業に行った場合、ネットを見てくださいますか、そういうことはこういうところなんですと、見てくださいますか、そうやってから営業する気持ちはないのでしょうか。これは町長にお伺いします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 町を紹介するパンフレットっていうのはこれはつくってございます。ですので、先ほどおっしゃっております、例えば美里町がどういうところであるか、どういう自然に恵まれたところであるかといったようなことは、そのパンフレットを見ていただければわかると思います。実際にいろんなところから美里町に視察に来られます。その時の説明資料として、そのパンフレットを使わせていただくこともありますし、お土産と一緒に同封してそのパンフレットを持って帰っていただくというようなこともしております。

今、課長から言われたように本当に進出していきたい、興味を持たれた、持たれるようなところっていうのは、やっぱりそういうもう今の時代、ネットです、いろんなことを調べられます。そういった延長線上で、こちらから逆にお願いに行く時は、もちろんそういった紙媒体の町をPRするようなパンフレットというものは持ってまいりますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） はい、先ほどから私が言いよるとはちょっと意味が届かなかったかなと思います。企業誘致に対して、企業向けのパンフレットの制作です。で、これはわかりましたネットである程度発信していく。

それと、そういうところにもしも、もしもですよ、お願いします、来てくださいますとそういう時は企業向けになります。町のパンフレットじゃなくて、企業向け用のパンフレットの私はさっきから、先ほどからお話をしてるわけでございます。そういうのをつくっていただくっていうのも可能でしょうかというお尋ねだったです。

はい。自分の足です、課長。自分の足で行った場合の話です、はい。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 企業、私も何度か企業を訪問したことがございます。そのときに持っていくのはですね、やはり平面図であったり位置図等の個別資料です。で、その例えば興味を持たれた会社っていうのは美里町がどういうところであって、どういう商圈規模で、交通のインフラはどういう状況だというのはこれはもう実はご存じでありまして、例えばそこでもっと具体的な個別資料を持って行ってですね、

実はこういう土地ですということで、企業誘致っていうものは進めていくもんだというふうに考えております。その上でさらに興味を持たれたのであれば、これまでもそうでしたが、直接ですね、やはり会社のほうからこの町に来ていただいて、その現場を見ていただくというような流れでやっているところでございます。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） はい、よくわかりました。

ただ、やっぱ何回も言いますですけど、もしもそういうところがありますなら、美里はこういうところでこういう時代があって、こういう人口もこのくらいですか、そういう速やかに出されるようお願いいたします。

それでは、③の企業向けの補助金制度等の誘致政策現状と今後について町の認識はどうかの質問になります。

誘致に対しては、企業向け緩和政策優遇政策などありますが、美里ではどのような政策がなされているのかお聞きします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） はい、ご説明申し上げます。

今の当町の優遇政策というのがどういふものがあるかというご質問ですかね。

本町の企業向けの補助制度っていうのは、平成27年の12月に、美里町企業振興促進条例というものを制定いたしまして、土地代を除く投資額2,000万円以上かつ町民の新規雇用、これ5人以上になりますけども、それを要件としまして、3年間の固定資産税の課税免除と、それから正規社員一人当たり50万円の雇用奨励金というものを用意しております。で、ただこれだけ用意しておりますが、隣接の市町村等々比較してみますと、用地取得だったり、それから建物設備投資だったり、そういったものに補助金を用意されてらっしゃる市町村もございますので、当町の優遇措置という面ではまだまだできることはもっとあるのかなというふうに考えております。今後ですね、隣接市町村だったり、それから企業誘致で成果を上げているというような自治体を参考にしながら、例えばその用地取得に対する補助制度など、というのを企業誘致の呼び水としてですね、そのインセンティブを創設して他市町村との競争に対抗していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） では、その優遇措置として企業用地取得奨励金などは、今現在ありますですか。美里町の話です。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） 企業誘致のその奨励、先ほどもお話ししましたが、用

地取得に関する補助金っていうのは現在のところございません。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） これは甲佐町の資料ですけど、そういうふうな企業用地取得奨励金上限5,000万円こういう流れがあります。で、やはりこの内容の企業呼び込むためには、美里町もそういうほかのところを、やっぱしそれよりも美里町なんもなかったら来るはずがありません。で、こういうことを考えていただきたいと思います。甲佐町はこのようなかたちをとります。誰が来るもんですか、5,000万円もやらずならそっちに行きます。そういうごた考え方で、いろんなことを取り込んでいただきたいと思います。そっでなかなか企業誘致につながらないと思います。お願いします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） これは先ほど担当課長のほうからも説明がありましたけども、要は隣接市町村等と比較すると、用地取得であったり、建物設備投資、建物であったり、設備投資等にほかの隣接の市町村はあるけども、美里町には今ない状況でありますので、今後そういったところを充実させていきますという説明でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） はい、わかりました。

続きまして④ですけど、銀行などの金融機関や不動産会社、専門家など連携して企業誘致をする体制を整える必要性はないかの質問になります。

これは、これに対しましては国県等や、関係機関等と密接に連携を行い、民間企業者の動向を的確に把握に努め、銀行、不動産専門家などと連携してはいかがでしょうかという提案です。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

町としては、まずもう大規模に開発できるその土地情報というものがないということは課題だというふうに考えております。その開発の可能性というものについて、現在不動産会社2社のほうに、もう実際候補地の視察を行ってもらったところでありまして、需要があれば開発しても良いというような話を言っています。

議員ご指摘の通り、企業が新たに進出をする、進出を検討する場合、銀行には融資の相談というものをされるでしょうし、それから不動産会社には適地となる事業用地を探す相談がですね、あるものと思われまして。当町の土地情報を予め提供しておくことで、誘致に繋がる可能性もあると思われまして、今後金融機関や不動産会社等にもですね、連携を検討してもらいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） はい、では待ったなしの速やかな行動をお願いいたしたいと思
います。

それでは、5番のR10年以降に完了予定の水道事業により、誘致できる企業の
幅が広がることが予測されるが、将来的にどのような考えがあるのかの質問になり
ます。

水道事業が10年以降には整います。令和10年以降です。将来的なビジョンか
ら今動くのが今、時期と思います。企業誘致には時間もかかり、5年から10年の
スパンを目指し、推進していく時期だと思います。町はどのようなお考えか、お聞
きして、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、解体中の有安地区の旧工場跡地における工業用水、これ
は限られた地区ではありますが、今現在井戸水、ボーリングでの対応となっている
ところでございます。当該地の水質につきましては、飲料水としての水質基準はク
リアしているところでございます。しかし、ボーリングということで、水質に問題
はございませんが、企業誘致の足かせになるということも予測されます。

議員ご指摘のとおり、今後水道事業が完了すれば、食品企業であったり、半導体
メーカー等の水を使う企業も進出の可能性があるため、対象企業の範囲を広げ、企
業誘致を展開するとともに、住宅団地としての展開も併せて検討してまいりたいと
いうふうに考えております。

そのためには、先ほど来、いろいろとすぐに動くというような話があります。つ
まり、一刻も早く水を供給するということが重要になってまいります。そういった
ことも鑑みまして、部分給水等も模索しながら1日でも早く企業誘致の対象が広げ
られるよう、努めてまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） はい、わかりました。

まずは、水が来ますと確かに企業は来ます。その前に、いろんな方面に呼びかけ、
また町民の暮らしやすいためにも、税収的にも美里が儲かっていくような呼び込み、
そういうのを目指していただきたいと思います。

私なりに、もしも企業誘致なんかありますなら、今日はあそこの企業に行くとい
うことがありますなら、議員も来てくださいと言われるなら私は付いていきます。
そうやって協力体制でありますので、この町を何とか暮らしやすい美里町にしたい
と思っておりますので、協力体制を惜しみませんので、今後はいろんな分野で推進してい

きたいと思います。

これで私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、隈部寛君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を14時ちょうどといたします。

-----○-----

休憩 午後1時47分

再開 午後2時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、先ほど行われました一般質問の中で、不適切な発言があり、4番、隈部寛君より発言の訂正について申し出がありましたので、説明を求めます。4番、隈部寛君。

○4番（隈部 寛君） 隈部でございます。先ほど行いました私の一般質問の中で、足がないという不適切な言葉を使いました。ここにお詫び申し上げます。お詫び申し上げたいと思います。併せまして、「足がない」表現の代わりに「交通手段がない」という発言に修正したいと思いますので、よろしくお願ひします。申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長（上田 孝君） 皆さんにお諮りします。ただいま4番、隈部寛君の申し出のとおり、一般質問中の「足がない」という発言を、「交通手段がない」という発言に訂正したいと思います。ご意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。それでは、先ほど行われました4番、隈部寛君の一般質問の中での「足がない」という発言については、「交通手段がない」という発言に訂正をいたします。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、1番、村崎公一君の一般質問を行います。村崎公一君。

○1番（村崎公一君） はい、1番、村崎です。通告に従い質問いたします。一つ、砥用小学校南門通学路について、2、砥用商店街北側の急傾斜地について、3、町の情報発信について、4、商工業の振興について、以上4点について質問いたします。

まず、一つ目の砥用小学校南門通学路についてでございます。通告では町長への質問となっておりますが、通学路についてということで、教育長への質問とさせていただきます。

子どもたちが毎日学校へと登校する際に使う通学路であります。安全に通学す

るために必要な道路であります。その中で、砥用小学校の南門へと通じる通学路に、門のそばに大きなイチョウの木が3本あります。私が子どもの頃からありましたので、樹齢も5、60年以上はあると思います。ただ、今の時期になりますと落ち葉と銀杏の実が道路一面に落ちてきます。昔は、学校の敷地の外でしたが、子どもたちが掃除をしていました。現在は、児童数の減少で子どもたちでは掃除は行われず、校長先生や近くの方、時には近くの幼稚園の職員の方が来られて掃除されたこともあるそうです。車が通ることで、銀杏の実が潰れ、滑りやすく、また、臭いもしてきます。大きなイチョウの木なので、枝も大分横に張り出し、下の道路からだと20メートル上に枝が張り出している状態です。ただこの木は、個人の所有と伺っています。学校の敷地外ということになりますが、町としては伐採や剪定など対応ができるのかお伺いします。

○議長（上田 孝君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 砥用小学校の南門付近にありますイチョウの木についてのご質問だったと思いますが、今の時期はですね、このイチョウはその落ち葉あたりを考えなければですね、ちょうど紅葉で美しいという時期になっておりますが、問題は落ち葉の処理、銀杏の実の処理です。議員おっしゃったように、子どもたちが多かった以前はですね、朝から掃除を精一杯やっておりました。ボランティア活動でやっていたわけですが、最近は子どもの数も減りまして、近所の方であるとか、学校の管理職の先生あたりが掃除をして、子どもたちは注意深く足元を見ながら登下校をしているというのが現状でございます。

かなり大きくなっておりますので、伐採とか剪定あたりはというご質問ですが、町として今できることを考えておりますが、今3本とおっしゃいましたけども、その中には持ち主がわかっている木もありますが、基本的にはですね、もし伐採したり剪定するときには、持ち主が切ろうと、伐採しようという気持ちになっていたでいて切っていただくというのが原則でございます。そこで、町が勝手にそれを切るというわけにはいかないわけですが、時期になると登下校に心配があるということでもありますね、やはり持ち主の同意を得たので、ぜひ伐採をしてほしいという要望がですね、地元の方であるとか保護者であるとか、地域の方からですね出てきたときにはですね、交通安全対策協議会というのがあります。その中で、その大きなイチョウの課題についてどうしてこうかということ、取り組む課題として考えるという対応はとられるということでございます。

いずれにしても、一年の中で1回はそういう時期が来ますので、子どもたちに被害がないように、みんなで前向きに考えていくことは必要だというふうにご検討をお願いします。

ります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 当然、所有者の同意は必要となると思いますが、もし同意がいただけただけの場合などは、通学路の安全のために検討をしていただきたいと思います。

次に、砥用商店街北側の急傾斜地についてご質問いたします。

美里町は中山間地域であり、町内にも多くの民家の裏が急傾斜地となっているところがあると思います。その中で、砥用商店街の北側の急傾斜地の工事についてお聞きします。

この地域では、数年前に県の事業で防護柵の設置の説明会が地権者に対して行われました。住民の方も以前から危険を感じておられ、防護柵などの工事が行われれば安心につながる、大きな木もあるそうで、工事に併せて伐採などができればということだったんですが、その後、熊本地震等もあり、工事計画の状況がわからず、地元の囑託員さんも地域振興局にも確認をされています。

この工事自体がどのようなになっているのか、町としては把握されていらっしゃるのでしょうか。質問いたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

砥用商店街北側の急傾斜地の整備につきましては、宇城地域振興局に確認のほうを行いました。議員ご指摘のとおり、平成24年度に熊本県におきまして、単県急傾斜地崩壊対策測量設計業務として事前調査を実施をされ、平成25年11月に地元説明会を開催をされております。事業の実施に向けた取組としまして、まず始めに、熊本県知事宛てに町を通じて要望書を提出をする必要がございます。この要望書を提出するにあたっては、確認事項、条件が幾つかございまして、内容を申し上げますと、工事に伴う用地については熊本県に寄付をし、支障物件、これ山林とかでありますと、立木などになりますが、支障物件については所有者が移転、または除却をすること。また、熊本県への所有権移転登記ができない場合は、事業そのものができないなど、幾つかの確認事項条件があり、これら全てに同意をした上で、熊本県に要望書を提出することになっております。

土喰地区の急傾斜地につきましては、その当時、事業そのものに反対をされている方がいることに加え、用地調査の段階で表題登記のみや、相続人多数、相続人の外国移住など、用地取得が非常に困難な土地が数筆あり、解消には相当な時間と労力が必要であるということがわかり、事業化に向けての用地取得にかかる事前調査の段階で、現在数か年が経過をしているというところでございます。

事業化に向けてこのような用地の取得困難なところにつきましては、どの事業におきましても大きな課題というふうになっております。

町といたしましても、用地取得に関する新たな制度改正などを注視しながら、地元との協議を重ね、施工範囲の見直しや、事業実現に向けた課題解決に熊本県と連携を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 今の説明だと、その当時反対された方や登記の関係で、地権者の許可が得られていないなどのことがあったということですが、再度地権者の許可を集めるのはかなり難しいことだと思われま。以前に工事の許可を出された地権者の方や、地域の住民の方にはそのあたりの事情がうまく伝わっていないと思われま。県の事業のことですが、町としても地域の方達に説明などしていただけると、地区としても新たな対応を考えられると思いま。

次に、町の情報発信についてお伺いいたしま。

日頃から、町、行政から住民の方達に様々な情報を発信されていると思いますが、住民の方達に十分に伝えるということは、簡単なことではないと思いま。町の情報発信も発信して終わりではなく、伝わって初めて意味があると思いま。

そこでご質問いたしま。今現在、行政から町民に対しての情報発信ツールとしては、何を利用しているのかお伺いしま。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

現在、行政から町民の皆様に対する情報発信ツールは主に五つあります。一つはは広報紙、それから町ホームページ、それから防災行政無線、それとLINE、それからデタポンになります。その他、各課からのお知らせ等がある場合は、個別の通知やチラシ等を作成し、嘱託員配布を行っているという状況です。

以上です。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 今、お話された様々なツールを使って行われていると思いますが、次に、行政から町民へと情報を発信する場合、課ごとに事業があると思いますが、それぞれ発信をされているのでしょうか、お伺いしま。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

先ほど述べました五つの情報発信ツールのうち、ホームページ、LINE、デタポンにつきましては、各課で原稿を作成し、各課で発信できるようになっておりま

す。広報紙につきましては、各課で原稿を作成の上、企画情報課で取りまとめて発行しております。防災行政無線につきましては、各課で原稿を作成しますが、砥用庁舎に設備があるため、砥用庁舎に所在する課は自分たちで入力、中央庁舎分と死亡出生届等は企画情報課で入力してるというところになります。

また、それ以外では例えばマイナンバーカードの普及促進とか、各種イベント等お知らせする場合は、各課でチラシ、ポスターを作成して、嘱託員配布だったり、町内施設等での掲示を行っております。以上です。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 例えば、職員の方で住民の方が役場に相談に来られたときに、こういう制度がありますよとか、こういう手続きをすればいいですよとか、お話をされたときに、住民の方が「そういうやり方があったとたい」とか、「教えてもらわんとわからんばい」とか、そういうことを言われた経験がある職員もいらっしゃるのではないのでしょうか。

例えば、マイナンバーカードの普及に関しても、もちろん目標設定をされていると思いますが、午前中の質問で現在43.99%ということでしたけれども、いつまでに何%まで上げるという目標に対し、例えば年度末までに普及率を60%と設定した場合と、年度末までに普及率80%と設定した場合では、周知の方法は違ってくると思いますが、今のやり方では60%までは普及できるが、そこからあと20%普及率を上げるためには、プラスあとひと工夫何かやらなければならなかったときに、そこでこの事業をもう少し周知したいときとかに、独自にパンフレットなどをつくるなど、それぞれの事業予算の中には、広報費などの概念はあるのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

それぞれの事業予算で、広報費にあたるもの。例えば、広報紙であれば文書広報費の需用費、観光のイベント広告であれば観光振興費の役務費など、各課において、いわゆる広報にあたる必要な経費を算出しまして、適切な科目において予算を計上しております。

町民向けの広報については、主に先ほど述べた五つのツールを使って周知に努めておりますが、例えば議員ご指摘のマイナンバーカードの普及向上と、普及率向上という面では、情報が住民に確実に、そしてタイムリーに行動につながるというところまではいっておらず、広報という概念では限界があるというふうに思っております。

また、町外広報という面では、マスコミ等に報道してもらうことが効果的なPRにつながるものと考えておりまして、各課で報道資料等作成し、県政記者クラブ等

に送付するなど、予算をかけない積極的なパブリシティに努めているところです。
以上です。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 情報発信ということで質問させていただいておりますけれども、あとの質問にも関連してくることはありますが、私は会社を経営しています。平成26年に小規模基本法が制定されるまで、小規模事業者には補助金などの支援がほとんどなく、基本法ができてから様々な補助金制度や助成金制度ができました。熊本地震や現在のコロナ禍の中でも、経営者は常にアンテナを張って利用できる制度は使っています。町内の事業者も多くの制度を利用していると思います。知らなかったは経営者の責任で、自分から積極的に情報を掴む必要があるからです。

ただ、町民の方が同じように積極的に町からの情報をアンテナを張っているかという、必ずしもそうじゃないと思います。さっきの質問で聞いた発信ツールを使われない高齢者の方々にどうやって伝えるのかも、これから大事になってくるのではないのでしょうか。

次に、eスポーツ事業について、美里町は県内でもいち早く取り入れています。この事業の中身は高齢者の交流や介護予防、子どもたちへのプログラミング教室、世代間交流という柱があると思いますが、高齢者がゲームをされているというイメージだけで止まっているのではないか。町内外に対して、積極的に美里町はeスポーツの町というイメージをつくるために、町内外への情報発信は十分にできているのかお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

eスポーツを活用した「eスポーツでいい里づくり事業」は、令和2年10月から取り組んでおります。各種メディアに対してプレスリリース、あの報道資料提供のことですが、を実施することで、テレビニュースや新聞等に多く取り上げられました。

今年度は、町内の高齢者を対象にしたeスポーツ王決定戦「TEPPEN」と題した大会を実施し、その様子を動画配信サイトに掲載しております。また、商業施設でのイベントや全国の事例発表会等に講師として参加するなど、情報発信に努めております。

このような効果もあり、国や都道府県、県内外の自治体や議会、その他団体からの視察も相次いでいる状況です。

町内向けにも、先ほど述べました報道等による周知に加え、広報紙等で活動を伝えたことによって、参加地区が増えたと考えております。

今後も「eスポーツの先進地」として、関係課と連携しながら積極的な情報発信を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほど議員のほうから、やはりいろんなツールを使って発信をしているけどなかなかやはりアンテナを立ててない人には届かないのではないかとというようなお話がございました。

例えば、あれは熊本地震のときであります。非常に混乱している中で、いろんな助成金制度とかが出ました。あのときにはですね、号外というものを outsizing させていただいて、何度も何度も周知をですねさせていただいたところでございます。とはいえ、じゃあ平常時にそういうことをやっているかと言ったら、今現在そういう状況にはございません。

議員がおっしゃいますように、やはりその今あるツールの中でですね、ツールといますかやり方の中で、さらにしっかりと情報が伝わるような工夫というものは考えていかなければいけないと感じたところでございます。

なお、今eスポーツの情報発信についてのお尋ねでございますが、ちょっとこれは補足して、ちょっとデータが出てますので、ご披露させていただきたいと思えます。

これ町のPR効果として、広告費に換算した場合なんですけど、これ県内においては新聞掲載が21回、これが大体広告費に換算しますと3,500万にあたるそうです。それからテレビ放映が20本。これが広告費換算で1,000万円。また、全国の新聞あるいは雑誌等に取り上げられた、いろいろ取り上げられていますが、その広告費が換算すれば4,000万円。そして、ネットでこの美里のeスポーツの検索が168万ビューあるということで、これが2,000万円と。合計すればかなりの1億円を超えるですね、広告発信になっているというようなデータも出ているところでございます。

先ほどの説明の中で、今いろいろと視察も増えているというようなこともありましたけど、やはりその主体となっただけ町民の皆さんにですね、これも含めてしっかりと伝えていく工夫というものをしていかなければいけないと併せて考えたところでございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） フットパスも他地域に先駆けて取り組んでこられ、全国的にもトップランナーとしての地位を築かれたので、eスポーツに関しても、このまま取り組んでいってほしいと思います。

次に、商工業の振興についてお伺いいたします。

現在、美里くらし応援券事業が行われていますが、これまでにはどのような地域通貨事業が行われていたのかお伺いします。

○議長（上田 孝君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

地域通貨事業は、主に経済対策が主ですが、平成27年にプレミアム率10%発行し、その後消費税増税対策等でですね、20%プレミアム率を発行しております。その後、近年では新型コロナウイルス感染症対策としまして、令和2年8月1日から令和3年1月31日までの6か月間、地域通貨さくらを1名につき1セットのみ、これはプレミアム率100%、5,000円で10,000円を買えるというのを行いました。

次に、飲食店関係の冷え込んでいる対策としまして、もみじを令和2年10月5日から1月31日までの、これは1世帯当たり4セットまで、2,500円購入で5,000円分買えるというのを飲食店等に利用できる商品券を発行しました。

第3弾としまして、今現在行っております「くらし応援券」を、昨年度ですけど令和3年4月1日現在で、18歳以下の町民に10,000円の通貨券、それと19歳以上の町民に5,000円の地域通貨券を、これは全町民に郵送で行い、令和3年8月1日から1月31日までの利用期間で行っております。

それと、今先ほど申しましたくらし応援券ですが、これはプレミアム率30%、6,000冊を発行しております。5,000円で6,500円を使えるというのを本年4月、8月1日から12月31日まで行っております。以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 今、林務観光課のほうでお話をいただきましたけれども、林務観光課以外でこの地域通貨、商品券事業を行われた担当課はありますか。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

福祉課が窓口となりまして実施した地域通貨事業につきましては、直近では令和元年度に実施しましたプレミアム付商品券事業がございます。それまで8%でありました消費税が、令和元年10月1日より10%へ引き上げられました際に、一つ目に低所得者、住民税非課税者の方や、0歳から2歳児のいる子育て世帯の消費に与える影響を緩和すること、二つ目に地域における消費を喚起し、消費の下支えをすることが目的でございました。

なお、この地域通貨事業につきましては、必要な経費、事業費及び事務費について、国、内閣府からの全額補助で実施されたところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 今回はですね、商工業振興ということで事業所の視点で話をさせていただきますが、交付金などの関係で発行枚数やプレミアム率も違ったり、また、全町民に一律で配布されることもありましたが、事業所の立場で言えるのは、この商品券は必ず町内で消費されるということです。例えば、500万円の補助があった場合、10%のプレミアム率で販売すると総額5,500万円、20%のプレミアム率だと総額3,000万、50%のプレミアム率で総額1,500万、100%のプレミアム率で総額1,000万円となります。10%で販売した場合、町の事業所に総額5,500万円の経済効果があるということですが、利用される町民の方からすればあまり魅力がなく、売れ残る可能性もあり、100%のプレミアムを付けると利用者の方は嬉しいが、希望者全員が買えない可能性もあり、経済効果としても1,000万円となります。個人的には30%ほどのプレミアム率が利用者としても買うメリットがあるのではないかと思っていたんですけども、実際は現在の美里くらし応援券が30%のプレミアム率で1冊6,500円を5,000円で販売、5,000円で6,500円の商品券が付いてくる、30%ですね。これを確か6,000セット、3,000万分を販売予定で、最初の段階では予約の時点でもしかしたらいっぱいになるかもということで、予約をしてその後抽選というかたちをとってあったんですけども、実際のところは最初の申込で大分残ったらしく、今は結果的に2次販売を行い、ほぼ完売はされているそうです。この結果はとても意外で、プレミアム率30%というのが妥当だったのか、それとももっと高いプレミアム率を町民の方は求めていらっしゃるのか、または、ただ単に町民の方への周知が足りなかったのか、このあたりはまだまだ改善の余地があると思います。

最初の、地域通貨さくらを行ったときには、町独自の予算で始まったと思います。現在は、様々な交付金、コロナ交付金などを利用して事業が行われていますが、この交付金がなくなった後、次の質問ですが、これからも地域通貨事業を続けていかれるのか伺いたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほど説明がありましたように、美里町ではこれまでに様々な地域通貨を様々なプレミアム率でそのときどきの社会情勢に合わせて発行をしてきております。目的も生活支援から地元事業者支援、あるいは飲食店支援など多岐にわたるところでございます。

なお、通常時にはプレミアム率は20%の商品券発行事業を継続してきたところでもあります。

今後も地域通貨事業は続けていきたいと考えており、その結果、消費喚起による地元事業者支援と生活支援というものが達成できればというふうに考えております。

しかしながら、プレミアム率の増減であったり、販売方法によっては購入の際に混乱が生じたこともございます。そのような課題もありますけども、町内の小売店等に多くの経済効果が生じることは、これは明らかでありまして、購入者と事業者、双方にメリットがあるような地域通貨の発行は、非常に有意義だと考えております。

先ほど議員もおっしゃいましたが、現在コロナの交付金によりまして、いろんなコロナの関係ですすね、いろんな業種が非常に傷んでいるという、売上等も落ちている、あるいはいろんな意味で生活も苦しくなっていると、いろんな状況の中で、プレミアム率をこれまでにないようなかたちで販売をした結果、ひょっとしたら30%じゃ少ないと思われる方もいらっしゃるのかもしれない。

その延長線上で、先ほどご質問がありましたそういった交付金がなくなったら続けていくのかというような話でございますが、今後もですすね、この地域通貨事業におきましては、財源の確保、それからプレミアム率や販売方法の研究、そして、そのときどきの社会情勢にも配慮しながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） この地域通貨事業に関してはですすね、いろいろな声もあると思います。事業所のほうからの立場から考えるとですすね、現実問題、商品券をいただきますのでそれを換金できるまでにどうしても日にちがかかってしまうわけです。で、仕入れは現金で払って、支払いは商品券をもらう。で、換金までにやっぱり何日かはずれてしまうというこのタイムラグがですすね、もう本当に各事業所にとってはそこ1週間だったり、3日、4日ということかもしれませんけど、仕入れは毎日現金で出ていくのに、券でしか入ってこないっていう悩みも実際あります。事業所にとってはもうできれば現金でっていう気持ちもあると思いますけれども、そういった問題点もまだ残っていると思いますし、利用者の方からすればですすね、大型店舗での利用も希望するという声も実際あると思います。

ただですすね、これ一番最初に始まった地域通貨さくらは、地元の商工業の振興のために始まった事業なので、できればそのの枠組みは残したまま、ぜひ続けていていただきたいと思います。

次に、今町としてはサクラ化学工業跡地などに、企業誘致を引き続き行われていますが、大きな企業を誘致できれば雇用も生まれ、町の地域活性にも影響が出ると思いますが、これまで取り組んでこられて簡単に決まらないところもあると思います。大きな企業を誘致するのと並行して、新しく始める事業所などに対し、また、

今ある事業所が新しく事業を展開するなどに対し、美里町では新たに事業を始める事業所などに創業支援などは行っているのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

今新しく創業される方への支援を行っているかというところのご質問ですが、補助金等をですね町が直接その新しい事業者のほうに補助をやるというのは、ございません。

しかしながら、商工会では創業支援に対しまして、窓口相談、創業セミナー等実施され、個性ある店舗の創出に向けて、新規開業の支援を行っていると考えております。ちなみに相談件数とか令和3年度の実績を申しますと、相談件数で8件、創業計画書を作成された方が2件、実際創業された方が1件ということ聞いております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 今ですね、仕事のかたちも変わり、ネット環境さえあれば市内に、熊本市内などに事務所を構える必要もないデザイン系やIT系の事務所を呼び込むという方法もあると思います。町内には空き店舗や、空き事務所などの物件が少なく、新しく事業を始める際に、いちから店舗を立てて営業を始めるとなると、スタートの時点で大きな負担となります。スモールスタートという言葉がありますが、最初は小さく初期投資をできるだけ抑えるために、そのような事業所をサポートするため、空き家バンクを利用してお店、店舗事業所を開くことは可能なのか。また、そういったところへの補助は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

空き家バンクは、空き家の所有者から提供された物件情報を登録して、空き家を利用したい方に紹介する制度ですので、双方でご納得いただければお店を開くことは可能です。

この制度とは別に、移住定住促進補助金というものがあります。本町への移住定住の促進を図るために、空き家の回収等に要した経費を補助するものなのですが、この補助を受けるためには、空き家バンクを活用してそこに居住されることが要件になります。つまり、お店で、お店でも空き家バンクっていうのは利用できますが、補助金を活用する場合っていうのは居住が条件になりますので、お店のみならば補助金の対象にはなりません。

議員のご指摘のそのお店ですね、それからそういうIT系っていいですか、オフ

イス企業、サテライトオフィスとかですね。そういったものについては、いわゆる事業経営のその事業用としての活用っていうのができればというお話だと思いますので、このことは非常に地域活性化といいますか、そういったものにつながると思いますので、今後、他市町村の成功事例とか、そういったものを参考にさせていただきながら、前向きに検討していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 今説明がありましたように、制度上、補助金の対象となるのは居住が前提だと思いますが、これからは事業所としての利用に対しても、補助の枠を広げていいのではないかと。

また、定年後に移住されて来られる方は家があればいいですが、現役世代の方は家があっても仕事がないなら生活をしていけません。

例えば、町内の事業所で人手が足りない事業所とマッチングして、家と仕事を一緒に紹介できる方法など、これからあるのではないのでしょうか。行政と商工会などが連携し、企業誘致は町が、また新しい事業所、小さな事業所は、こういったのは人と人のつながりで呼べる可能性があります。そういった新しい事業所などのサポートを含め、これからは考えていっていただきたいと思います。

以上をもちまして、今回の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、村崎公一君の一般質問を終わります。

以上で、本日予定されておりました一般質問は全部終了しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、明日午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定いたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会が第3、第4会議室をご利用ください。

明後日9日、金曜日は、午前10時から会議を開きます。
それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時44分

第 3 号

1 2 月 9 日 (金)

令和4年第4回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和4年12月9日（金）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

(1) 7番 濱田憲治議員

日程第2 各常任委員会報告及び質疑

(1) 総務文教常任委員会委員長

(2) 産業厚生常任委員会委員長

日程第3 議案第80号 令和4年度美里町一般会計補正予算（第10号）

日程第4 議案第81号 令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第82号 令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第83号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第7 議案第84号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

日程第8 同意第3号 美里町教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第9 同意第4号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第10 同意第5号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第11 同意第6号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第12 同意第7号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第13 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第14 議員派遣の件について

日程第15 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	吉永公力君	総務課長	坂村浩君
企画情報課長	松岡征二君	税務課長	池永英治君
住民窓口係長	高森ひろみ君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川幸生君	経済課長	西寺清君
林務観光課長	高田浩幸君	建設課長	富永英司君
水道衛生課長	安達浩一君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	酒井博文君	社会教育課長	長井一浩君

5. 事務局職員出席者

事務局長	立道誠君	書記	野田まや君
------	------	----	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

一般質問の広報誌掲載のため、広報担当者、福田主事の議場内での写真撮影を一般質問時のみ許可いたします。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

7番、濱田憲治君の一般質問を行います。濱田憲治君。

○7番（濱田憲治君） まず、今ここで一般質問ができるという環境を与えていただきました議会の皆様、そして執行部の皆様にまず御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。前例がないかたちでのこういう手配をしていただいたということで、感謝を申し上げながら、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、通告の1番目が地域振興について、2番が観光振興について、3番が原油価格と物価高騰対策について、4番目に地域おこし協力隊についてということで通告をしております。

まず、1の地域振興についてお尋ねをしていきたいと思います。

全国的にも農業を取り巻く環境が年々厳しさが増してきております。美里町においても同様で、農業者の減少と高齢化、後継者不足で耕作放棄地が年々増加してきております。町の人口も減少が続く中、所有している農地に宅地としての転用の相談をされましたが、農業振興地域の中にあり、農地転用ができず、仕方なく美里町から町外へ転出された話も聞いておるところであります。継続できる農家が少ない現況であり、生産物も年々減少していると思われます。このような現況を継続するのではなく、今に合った環境の整備が望まれているのではないのでしょうか。美里町の中でも中央北地区は、熊本市への通勤にも恵まれた地域であります。中央北地区への上水道の整備も今後進み、地域不用の場所を整備することが望まれているのではないのでしょうか。農地を守ることも重要なことですが、県の工業団地整備や住宅団地になるように進めるべきではないのでしょうか。

農業振興地域整備計画の変更は、どのような手続きが必要になるのか、まず経済課長にお尋ねを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 西寺経済課長。

○経済課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

農地の住宅用地及び工業団地などに利用する場合は、その農地が農用地区域として設定してあるかが重要となります。

農用地区域につきましては、町が策定している農業振興地域整備計画において設定しておりまして、農業上の利用を確保するため、土地の区域となり、その区域において農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するため、市町村が定めているところでございます。

農用地区域に設定している農地を、農地以外の用途に変更する場合は、農用地区域からの除外を行うこととされております。農用地区域からの除外の基準としましては、優良農地を確保し、また、地域の営農環境などにも支障を及ぼさないかなどの観点から、5つの要件を全て満たす必要がございます。

その5つの要件を全て満たした上で、計画変更が適当であるかを審査し、熊本県との事前相談、本協議や公告縦覧などを経て、県知事の同意により、計画変更、すなわち農用地区域からの除外が決定されることとなっております。

今回、ご質問いただきましたように、町が法律に基づき住宅用地や工業団地を建設するような計画を策定し、その計画をもって熊本県と農用地区域の除外に関する協議を実施することによりまして、除外することも可能となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 農用地区域は町が設定しているというかたちで、5つの要件を満たせば県と協議ができるようなかたちということの説明でありました。

ここで重要なのは、町が方針、計画を立てるということが一番の重要な要素かなと今感じたところであります。農業振興地域整備計画は、全体見直しが5年に一度というかたちで、美里では令和6年度に実施される予定であります。先ほど言われました流れであるというかたちで、町が方針を示していけば、県との協議が可能であると認識したところでもあります。

また、菊陽町に進出する台湾企業のT SMCで、熊本県内の多くの自治体で関連会社の進出がされると報道がされております。熊本県は令和8年度までに菊池市、合志市、2か所での工業団地の整備をすと表明をされております。このような流れで、美里町においても熱い思いで企業誘致の戦略を練る必要があるのではないのでしょうか。熊本県は、県北への企業進出と県南地域へのフードバレー構想で地域活性化を目指されております。美里町を含む宇城地域には、残念ながら熊本県の活性化策が薄いように見えるような感じです。近くでは嘉島町や御船町は、大型店舗等もでき、地域の活性化が目に見えるような流れであります。美里町の中でも中央北地区は、熊本市への通勤や上益城郡への通勤にも恵まれた地域であります。

また、以前には、西山地区の茶畑を農地転用の申請をされましたが、県の許可が下りず、そのままお茶畑として管理をされています。しかし、栽培を委託された農家が撤収をされ、現在、誰も管理されていない状況であります。手が入らず数年が経っており、遠目から見た範囲では、法面等に樹木が生え、年々大きく育っているのが目に見えるようになってきました。数年後には、茶畑にも樹木が生え、数十年経つと山林になっていくのかなと思っていますところす。

このような状況を考えれば、農振地域の全体見直し、令和6年が必要であると私は思っております。この令和6年を機に、いろいろなかたちで進めるべきではないかと思いますが、町長の思いがあればお尋ねしたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まずは、工業団地についてでございますが、現在、県、市町村、民間で約250ヘクタールの工業団地を整備される計画になっております。その地域ですが、TSMCが進出する菊陽町を含めたその近隣自治体であり、2026年度分譲開始を目指されているそうでございます。これは莫大な規模でありまして、数年後には供給過多の状況に陥る可能性もあると伺っております。

そのような状況下でございますので、県がさらなる工業団地の整備に着手することは困難であると考えますし、整備するとなれば、町が主体となって行う必要があると考えます。整備には多額の費用と時間が必要になりますので、整備したはいいが、全く埋まらないということは絶対に避けなければならないと考えておまして、あらゆることを慎重に分析する必要があると思っています。

そのような状況を鑑み、現在のところ工業団地の整備計画というものはございませんが、今後あらゆる可能性を探っていきたいと考えているところす。

次に、住宅団地についてでございます。八幡道路沿いであったり、高木地区には、新しく建てられた住宅が散見されます。今後、上水道の整備が進むと、さらに需要が高まるのではないかと期待をしているところす。

なお、議員も先ほどおっしゃいましたように、令和6年度に農振地域の全体見直しがございますので、その際に宅地開発ができるような方向性を探っていきたいと考えているところす。併せて、住宅団地の検討も進めたいと考えております。

いずれにしましても、現段階で工業団地や住宅団地を整備したくても、先ほど来お話がありますように、農振地域で全く手がつけられない現状をいかに解消するかが大事だと考えており、県当局等ともしっかりと議論を進めていきたいと考えております。

また、現在、有安地区旧工場跡地の解体が進んでおります。並行して、解体後の跡地への企業誘致等にも取り組みたいと考えているところす。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 可能性を追求していくというのが町長の昔からの思いがキャッチフレーズ等に出ておられましたので、可能性を信じて、いろいろな取り組みをしていただきたいと思いますとおるところです。

住宅団地については、可能性があるようなイメージも含めて、令和6年度の農振のそののかたちをどう取るかで変わっていくようなかたちでありますので、令和6年度の全体見直しについて注視していきたいと思っております。

次に、有安地区の工場跡地の解体が進められております。令和5年から更地になった工場跡地に企業誘致を町は目指されております。企業が進出したいが、その更地の面積では足りない場合も予測されます。中央庁舎下の水田、ここも農振農用地からであります。浜戸川を挟んで国道218号線までと、旧パチンコ店周辺の土地を取得され、工場跡地と合わせて利活用できる土地の整備も今後必要ではないかと感じております。

上水道の整備で多額の費用も発生しますが、土地の整備が進み、美里の中に核となる地域ができると期待したところでもあります。青写真はおよその計画であり、未来の構想であると思っておりますが、町長の思いをお尋ねしたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 有安地区旧工場跡地へ企業が進出する場合、または住宅団地とする場合、どちらにしましても、隣接農地等が一体的に開発されることが望ましいと考えております。

現在のところ、有安地区旧工場跡地に行くためには、非常に狭い道路を通行する必要がございます。これも将来を見据え、何らかのかたちで解消する必要があると考えております。また、上水道の供給もできる限り早く行えるようにすることも大事です。そのように、隣接農地等の一体的整備と併せて、その他のインフラを整備することによって、土地利用の可能性が高まると考えております。

その結果、今より広い用地が確保できた場合には、企業誘致だけでなく、様々な施設の進出や住宅地の整備等も含め、周辺住民の方々のご意見や議会の皆様のご意見も参考にしながら、有効な活用方法を見い出してまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） まず、一番目にはやっぱり有安地区のあの狭い道路を通して、工場ができたときには交通の便が悪いというようなところから始まって、一体的なかたちで考えるようなかたちになったという捉え方になったと思います。できる限り町が活気を持つようなかたちが何なのか、そこを皆さんで共有しながら前進できる場所は前進していってほしいというふうに思っております。

次に、入りたいと思います。観光振興についてでございます。

コロナ感染症が始まり、3年が経過しております。今年の年末年始は人の流れの制限はなく、ようやく通常が戻りつつあります。今後、外国人の入国も多くなることが予測され、地域観光の一つでもある観光事業の回復が望める気配であります。政府は、令和4年度の第二次補正予算も成立し、今後、観光の面でも支援策が講じられ、その中でインバウンドの誘客や観光消費の拡大を促進するため、観光事業者が連携して、地域に根差した観光資源を磨き上げる取り組みを支援するとも言われております。

これまで観光支援策として、全国旅行支援や熊本再発見の旅で支援をされ、近場の観光地がスポットにもなっております。美里町にも多くの観光地があり、その中で国の重要文化財の霊台橋、町指定の文化財年称橋、産業遺産の熊延鉄道遺構の第一、第二津留川橋梁の橋脚など、深い谷のところに建設をされて、その谷には樹木が覆い茂り、展望所からの展望や雄大な姿が見えないようなかたちになっております。国指定の霊台橋は、上流を通る国道218号線に歩道が整備をされ、令和5年1月末までの工事期間であり、春にはその歩道から安心して霊台橋を望めることができるようになります。

町が整備されました霊台公園は、今は草刈りや樹木の伐採がされておらず、展望所から以前は見えていました霊台橋も見ることが厳しく、また、町道鍵の戸線の樹木も伸び放題であり、以前は大型バスの駐車場として利用されておりましたが、現在は大型バスの通行もできなくなっております。

町指定の年称橋は、大正時代の橋梁です。二股渡橋から見る姿はスケールも大きく、四つのアーチで構成されております。町は今年、釈迦院川左岸の民有地の山にある杉を伐採をされ、右側にある2か所のアーチを見せるように整備をされております。残る釈迦院川右岸の樹木に隠れているアーチ部分の樹木を伐採し、建設当時の四つのアーチ橋を見せることも必要ではないでしょうか。

また、産業遺産である熊延鉄道跡の橋梁も当時の姿を保ち、下から見上げると感動するぐらいの大きな橋梁であり、八角トンネルと併せて産業遺産であると考えます。町道福佐線から見えるように、樹木を伐採すれば現地に足を運びきっかけとなり、産業遺産を感じ取れる場所にもなるのではないかと思います。

いずれの場所も樹木ががけ地にあり、民間ボランティアでの作業には適していません。大型クレーンの作業でないと整備ができない状況であります。観光の振興に、また文化財、産業遺産の宝庫がある美里町となるように、周辺環境整備が必要だと考えますが、今後の対策はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

議員がおっしゃられるとおりです。町内にある国指定の文化財として石橋群、産業遺産として熊延鉄道跡地、大正期の石橋と年弥橋、近代遺産としまして緑川ダム等がございます。かなりですね、町内には景観、観光振興にはですね重要な施設がこのようにございます。

指定を受けたですね、文化財等は国からの補助のもと整備を進められますが、おっしゃるとおりですね周辺の道路や景観をよくするための樹木等の剪定等はですね、現在多くの地元関係者やボランティアによって整備されております。

町としまして、新型コロナの対応の臨時交付金を使いまして、景観が損なわれる木々等の剪定や伐採は、またアクセス道路の草刈りなどを進めております。

で、議員が指摘されました霊台橋周辺の駐車場というのは、今現在、歩道の整備をされて、県が整備された218号沿いの駐車場スペースもですね、今工事の事務所としてされておりますので、そこには大型バスが通れません。で、平成19年に一度はあそこの霊台橋公園のですね入り口のところ、旧町道沿いですけど、そちらのほうのバスが通れるように一度はいたしました。しかし、もう二十数年経っておりますので、もう今通れないような状況であります。で、そこら辺については、本年度の事業で通れて、駐車ができるようにというのはちょっと考えております。

次年度以降はですね、今言われたとおり景観が損なわれている場所が多くございます。で、順次ですね、整備していこうという考えはございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 霊台橋の旧の国道のところ、鍵の戸線辺りは今年に手をつける。そのほかについては、令和5年度からできるようなかたちで進めたいというような課長のお話でありました。ぜひ、あのお美里町には石橋をはじめ、多くの文化財や貴重な場所がありますので、そこにスポットを当てるようなかたちで、観光客を誘致するようなかたちで進めていって、地場産業がそれで恩恵を受ける、そういう仕組みを根本的に頑張っていたいただければというところでもありますので、どうぞ計画通りに事が進みますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、原油価格と物価高騰対策についてお尋ねをしたいと思ひます。

指定管理施設美里町総合交流センター道の駅美里、佐俣の湯において、新型コロナ影響で令和2年度、3年度の営業は厳しい結果となっており、また、昨今の原油価格、物価高騰対策が続く中、令和4年度も厳しい状況だと言われております。コロナ禍で温泉施設が淘汰される中、社員、従業員の自助努力で今日までやってきておられると思っております。しかし、コロナに加えまして原油価格、物価高騰が追

い打ちとなり、ますます運営が厳しい状況ではないでしょうか。

令和4年9月の議会で指定管理者燃料価格高騰対策助成金として、300万円の助成は可決され、支援になったと思いますけども、抜本的な見直しが必要だと感じております。自助努力ではどうしようもできない灯油価格の高騰、電気代の高騰、食材代の高騰であります。

このような中、今、令和4年度になりますが、営業を含めて経済課長のほうから現況を説明をお願いしたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 西寺経済課長。

○経済課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

道の駅美里、佐侯の湯につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響を受けまして、さらに、世界情勢の影響に伴い、原油価格及び物価高騰によりまして、経営的に非常に厳しい状況が続いているところでございます。

しかし、このような状況下ではございますけれども、感染対策を十分に留意しながら、施設職員等の懸命な経営努力によりまして、現状も経営を続けている状況でございます。

議員もおっしゃられましたけれども、町としましては本年、一般会計補正予算6号です。可決いただきました原油価格高騰対策といたしまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただきまして、指定管理者向けに支援金の交付を実施しております。基準年度につきましては、令和3年度第24期の決算に対しまして算定を行いまして、原油価格のかかります経費に対し、支援金を交付しているところでございます。

なお、支援金につきましては、令和4年11月30日にですね、支払いのほうを完了しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 今、説明あったとおりで、非常に厳しい経営であるというかたちであります。新型コロナ交付金で、令和3年度に対しての300万というかたちであります。一回入れたから終わりというかたちではなくて、もうそれぞれに頑張っておられるという中で、入館料がクローズアップされていくと思っております。入館料は町の条例で決められていて、現在、大人の方で最大550円となっております。佐侯の湯は、温泉の温度が低く、沸かした温泉を供給する仕組みになっており、この入館料550円は他の同類施設から見れば、安い価格設定ではないのではないのでしょうか。

宇城市不知火町の不知火温泉センターは、数年前から休業をされていて、この不

知火温泉センターの入館料は500円であったとホームページには出ております。自治体が交流促進のため建設された温泉センターは、県内にも多くつくられていると思いますが、全ての施設で入館料金を低く抑えているのが現状であります。経営が行き詰まり、休館されている施設も少なくないのではないのでしょうか。

佐俣の湯は指定管理者として、町が管理料はゼロ円で管理してもらっており、以前にも町へ相当な利益の中から一部を寄附をしていただいております。町民の健康づくりの場として、また町外からの人との交流の場、また野菜などで販売される農業者の直売所もあり、今後も継続して営業をしていただくことが望まれていると思っております。

管理者である有限会社石段の里中央は、自助努力として今後もふるさと納税の強化や、物産館直場所の強化、レストランへの集客、メニュー開発など、道の駅としての魅力的な誘導が今後も取り組まれていくと思っております。

しかし、収入の基本は入館料だと思います。この入館料は、利用される方が今後も継続して利用できる施設になるように、受益者負担が基本であると考えております。現行の550円を800円などと大幅な値上げをする必要はないかと思っておりますが、経営が成り立つ価格設定が望まれていると思っております。

町は今後どのようにしてこの危機を乗り切っていられるかたちをつくれるのかお尋ねをします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先日、佐俣の湯において、臨時株主総会が開催をされました。議題といたしましては、現況報告と今後の運営について、そして取締役の選任についてであります。その会議の中で、現在の厳しい経営状況が報告されたところがあります。そのような状況に至った主な要因といたしまして、原油価格上昇、物価高騰に伴う電気代、燃料費、食品、原料費の値上げ、そして新型コロナウイルス感染拡大による行動制限と、それに伴い宴会がコロナ前と比較して50%以下に減ったこと、また、最低賃金の改定により、時給を32円値上げすること、そしてコロナ禍直前に消費税率が10%に改定されました。そういったことが今の厳しい経営に至っている主な要因であるという報告がなされたところがあります。

先ほど、担当課長からも説明がありましたように、佐俣の湯は、今、職員一丸となって懸命に企業努力と経営に取り組まれておりますが、現在の社会情勢の中では限界に達しつつあります。そのような状況を鑑みまして、臨時株主総会では、入館料の値上げを町にご要望いただいたところがございます。町といたしましては、ほかの自治体で相次ぐ温泉施設の閉館というふうにならないように、安定した経営を行ってもらうこと、そしてみんなが集える佐俣の湯であり続けることを前提に、現

在の社会情勢も加味しつつ、周辺の類似施設との価格も比較しながら、値上げもやむを得ないという方向性で議論を進めたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 株主総会がありまして、経営が非常に厳しいというかたちで、それぞれに考えられており、値上げする、入館料も値上げするようなかたちも検討して、維持をしていかなければいけないというような答弁でありました。本当に、終わったらもういけないんです。そのためには何をやるのかっていうのは、やはり決断も必要になると私も思っておりますので、大幅な値上げは多分必要ないと思えますけども、今後検討をしていただいて、佐俣の湯が皆さんから親しまれる佐俣の湯を継続してもらいたいというその思いで、この質問をさせていただきました。ご検討方よろしくお願い申し上げます。

最後に、地域おこし協力隊についてお尋ねをしたいと思います。

質問としまして、今まで何名の方が地域おこし協力隊員として赴任され、3年間の任期、1年未満、2年未満、任期満了を経過されているのでしょうか。また、定住になられた方は何名おられるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

坂田議員の内容と重複するところがございますので、簡単に数字だけ説明させていただきます。

これまで当町に赴任された地域おこし協力隊の方は10名です。うち1名がですね現役の隊員ですので、過去の9名の方の任期の内訳なんですけど、1年間の方が2名、1年6か月が1名、3年間で6名となっております。1年未満で辞められた方はおられません。

今定住になられている方という話なんですけど、最初6名だったんですけども、現在は5名というかたちになっております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） すみません、1年未満は2名でカウントでいいんですか、いないということで。いないと、はい。

それでは、今担当課の説明で、1年未満はおられなくて、3年を満了した方も6名というかたちで、今は定住者6名おられるというようなことであります。

この前、視察研修で10月に自伐型林業を高知県の佐川町に町長と全議員で研修をしております。佐川町では、多くの地域おこし協力隊の申し込みがあり、自伐型林業に従事をされ、任期が終わった後、佐川町に残り、自伐型林業と農業や木材加

工や日雇いなどの副業の仕事に従事をされ、多くの移住定住者につながる仕組みであるということ視察をしております。町も支援策としまして、道路開設等で使用するバックホーや3トンダンプ、チェーンソーなどを貸与し、自伐型林業の基本的な林業技術研修などをされておりました。佐川町では、地域おこし協力隊の受入れ態勢が整っており、毎年自伐型林業を中心に応募がされておるといふようなところでありました。自伐型林業を地域おこし協力隊の活動とする仕組みは、魅力があると私も思っております。美里町でも多くの山々が伐採の時期を迎えている状況であります。町の山林でも木材全部を伐採する皆伐が多く見受けられます。しかし、この皆伐での伐採は、大雨があった場合、山肌はもろく、災害の発生に一端を起し、皆伐された山林の下にある集落など、土砂災害が発生するのではないかと危機感を感じておられる方もおられると思います。新聞報道では、2024年、令和6年から森林環境譲与税の制度を見直し、山間部など森林が多い地域の取り分を上積みしたいと報道をされたところです。

このように山間部が多い自治体や、林業振興に熱心な自治体への配分額を増やす案も浮上しています。今、福井県と福井市がこの自伐型林業について、様々な支援策を構築し、多くの移住定住に取り組まれております。その一つとして、福井県では自伐型林業を目指し、福井県へ移住した場合、給付金100万円を給付する支援事業をされております。ほかにも住宅購入やリフォーム支援など多くの支援策を用意され、移住定住策を考えられております。

現在、美里町での協力隊は1名ですが、お話を聞きますと、役場の担当の職員の方は、親身になって相談に乗ってもらい、しっかりサポートを受け、安心していろいろなことに取り組んでいると話されております。協力隊の活動は、その方は空き家バンクの業務をされており、今回、空き家バンクに登録されていない物件を熊本市内でイタリアン料理をされるご夫妻さんに紹介をされ、その物件を気に入られ、やがて美里町に移住されたイタリアン料理の店舗が開業される運びであります。

このように、美里町のために協力隊員として活動されている姿を見て、どのような仕組みが必要なのかとお話を聞いたところであります。個人の相談でもしっかりと向き合い、解決方法を提案する仕組みが必要であるということでありました。令和5年度に新しい協力隊を来てもらい、今活動されている協力隊員と新しい協力隊員と一緒に動いて、業務内容を引き継ぎ、覚え、令和6年度は新しい協力隊と2年目の協力隊員と一緒に動いて業務を引き継ぎ、令和7年度は3年目を迎える協力隊員は、自分の目標、起業や就農などに取り組むかたちであると言われております。

このように、サイクルで引き継ぎでいけば、移住相談センターというかたちのよ

うなものもできて、協力隊員も地域とのかかわりを持ちながら、定住への準備ができていくのではと話されております。田舎でゲストハウスや民泊をしたい、小さなカフェを開きたいなど、夢を持って移住をしたがっている方がたくさんいますよと言われており、受け入れ態勢が必要であり、協力隊員への募集にもつながっていくのではないのでしょうか。地域おこし協力隊の採用について、今後どのように進められていくのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 地域おこし協力隊は、様々な町の課題解決にもつながり、ひいては移住定住にもつながる可能性があるものと認識しております。町といたしましても積極的に募集していきたいと考えておりますが、重要なのはその隊員の方に3年間で何をやってもらうのか。受け入れる各課がそれぞれの業務の中でしっかり検討して、そして募集をするということがミスマッチ防止のためにも重要だというふうに考えております。

現時点におきまして、次年度以降、どういう隊員の方、どういう職種の隊員の方、何をやってもらうかなど含めて思案中でございますが、今後、しっかりと詰めていきたいというふうに考えております。

なお、先ほど議員ご指摘のとおり、やはりなるべく経年的にですね、複数人を計画的に募集できたら、これはやっぱりいいと思いますし、引き継ぎ等もですね、スムーズにいくのではないかとこのように感じております。

とはいえ、3年間の業務内容であったり業務量、応募された隊員のスキル、受け入れ側の町の体制などというものもしっかりとこれは考える必要がございます。そこで、ほかの業務で募集する協力隊であったり、ほかの市町村の協力隊などと横の連携を図る場の提供や、業務の円滑化につながる仕組みづくり、そして何より受け入れ体制の整備等検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 今、町長が言われたとおり、町の課題を解決する一つ的手段として地域おこし協力隊があるということも事実だと思っております。受け入れる各課、必要なかたちをまず役場側が考えていただいて、そして今おられる方も含めて、どのようなかたちが一番適しているんだというような受け入れ態勢を整える、そういう環境づくりをつくっていただければと思います。地域おこし協力隊以外でも町に来ておられる移住定住の方も含めて、一度そういう町に来られた方会というようなかたちをしていただいて、何が町に望まれているんだというような情報を収集されて、その結果に伴って、地域おこし協力隊の募集等を考えていただければというところであります。

以上で、私が通告しておりました質問はこれで終わりたいと思います。

議長、終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、濱田憲治君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時といたします。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第2 各常任委員会報告及び質疑

○議長（上田 孝君） 日程第2、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。総務文教常任委員会副委員長、福田秀憲君。

○総務文教常任委員会副委員長（福田秀憲君） 皆様、こんにちは。

昨日、総務文教常任委員会を開きましたので、その報告をいたします。

議会のほうからは、総務文教委員の濱田議員を除いて全員が出席しております。執行部からは、坂村総務課長、松岡企画情報課長、池永税務課長、高森住民窓口係長、中川会計課長、吉永教育長、酒井学校教育課長、長井社会教育課長、立道議会事務局長に参加をいただいております。

まず最初に、令和4年度一般会計補正予算、今回提出してありますけれども、予算の第10号について説明を受けました。

総務課においては、職員のメンタルヘルスチェックや人事評価をするための支援システムの構築などを行います。また、町道三本松千間線山出地区でありますけれども、その災害現場付近の安全確保を図るために、4か所に防犯灯を設置をいたします。マイナンバーカード取得促進者がまた増えておりますので、それにより給付金を1人5,000円支給しておりますけれども、それを増額追加をします。令和5年度からの機構改革に伴う電話の移設や、庁舎案内図などの作成も計画をされております。地震等の災害対策として、砥用庁舎北側に車中避難所の整備を行う予定でもあります。

企画情報課は、令和5年度に実施される機構改革に伴う電算室の移転、砥用庁舎から中央庁舎に移しますけれども、その移設、それと帳票などの印刷、高速プリン

ターなどの移設も併せて行うようになっております。設備の移設につきましては、ソフト面は関係ありませんけれども、ハード面での移設になりますが、住民に迷惑がかからないように休日を利用して万全の体制で臨むということであります。

住民課は、マイナンバーカード取得者増に休日や時間外でも対応する体制をつくっていきます。また、カード追記プリンターを購入して、マイナンバーカードや外国人の在留カードの裏側に裏書きできるようなプリンターを購入をいたします。

会計課におきましては、来年10月から実施されるインボイス制度、この導入をするための対象となる事業などを洗い出す作業を実施をいたします。

税務課では、税務署と連携を図りながら、町民への対応に当たる予定であります。このインボイスの対象となる事業者に対しては、宇土税務署の担当者により説明会を11月と12月に実施をされています。なかなか理解しにくいところがありますけれども、今後ですね、問い合わせが多くなることが予想されます。

学校教育課は、中学校の部活を砥用・中央合同で実施するため、スクールバスの管理外運行の委託料を追加をいたします。予算補正の中で減額をしておりますけれども、電子図書館の利用を予定しておりましたけれども、甲佐町との連携協定を結んでありますので、美里町単独での利用を見送っております。

社会教育課は、コロナにより放課後子ども教室や人権教育推進大会などの開催ができなかったため、経費を削減しております。施設の改修につきましては、総合運動公園の放送設備の改修、カントリーパークの三塁側ネットの補修、総合体育館の消防設備の改修などを行います。

教育長から、美里町、今、公営塾が去年から開かれておりますけれども、今年も公営塾が開かれ、生徒たちが高校受験に向けて一生懸命取り組んでいるということを受けております。また、小学校の修学旅行は予定どおりに長崎に行くということで実施をされております。昨年、中学校は、砥用中学校は修学旅行やりましたけれども、中央中学校が残念ながら修学旅行ができませんでしたが、本年度は関西方面へ12月中に修学旅行が行われる予定であります。

午後に現地調査を行いました。砥用庁舎の非常電源設備自体はもうできておりまして運営を開始しているところではありますが、まだ外構部分が工事が進んでおりまして、それを確認をいたしました。

また、機構改革に伴いますところの電算室にあります装置を移設しますけれども、その移設の確認と、また、砥用庁舎の北側に車中避難所をつくる予定でありますけれども、その場所についても確認をしたところであります。

次に、砥用小学校の今度の村崎議員の質問にもありましたけれども、校門の南側にあるイチョウの木の落ち葉の状況について、それもちよっと確認をさせていただ

いております。あと、砥用小学校と中学校のプールがありますけれども、ここはろ過機は一緒に使っております。そのプールのろ過機の工事で、その取り替えの工事があっておりますけれども、その実施状況について視察をいたしました。

以上、昨日行いました総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会副委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

○議長（上田 孝君） 私も総務常任委員会の委員の一人でございますので、補足をさせていただきます。

報告の中で、元号を平成というふうに発言された箇所が2か所ほどあったと思いますので、令和に訂正させていただきたいと思います。

ほかに補足はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

総務文教常任委員会副委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合わせ事項により審査の経過と結果に対する質疑に留めることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会副委員長の報告を終わります。

○総務文教常任委員会副委員長（福田秀憲君） すみません、2か所ほど議長が指摘されたところには平成になっておりましたので、申し訳ありませんでした。

○議長（上田 孝君） 次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、坂田竜義君。

○産業厚生常任委員会委員長（坂田竜義君） 令和4年度第4回議会定例会における産業厚生常任委員会活動報告をいたします。

本定例会会期中に産業厚生常任委員会活動をいたしましたので、その概要を報告いたします。

12月8日午前10時30分より、第3、第4会議室において、高田委員、今田委員、隈部委員、平野委員、坂田、執行部より谷口福祉課長、中川健康保険課長、安達水道衛生課長、西寺経済課長、高田林務観光課長、富永建設課長出席のもと、会議を開催いたしました。

まず、議案第80号、美里町一般会計補正予算（第10号）及び議案第81号、介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第82号、生活排水特別会計補正予算

(第3号)、議案第83号、簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、担当課より説明がありました。

福祉課におきましては、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託料220万円、保育所・認定こども園等特別対策支援事業補助金150万円、保育所等給食費支援事業補助金(価格高騰緊急支援分)202万円等について説明がありました。なお、福祉計画等について、プロポーザルの手続き進行中の旨、追加報告がございました。

健康保険課では、コールセンター業務委託料(ワクチン接種体制確保分)686万円と、新型コロナウイルス感染症に関連した各医療機関からの接種報告の実態についてもタブレットの稼働状況について確認をいたしたところでございます。

水道衛生課では、燃料費等の高騰で宇城広域連合負担金の増、プラスマイナスがございしますが、トータルとして約130万円の増ということになっております。山出送水管災害復旧工事260万円、山出送水管災害復旧測量設計業務委託料261万円、その他、浄水場ろ過機等の修繕料として215万円、152万円は一般会計からの繰り入れとなっております、などについて説明がございました。

経済課では、地域集積協力金37万7,000円、これは由来地区の分でございますが、当初予算で168万円計上してございまして、それに加えるものでございます。それから同じく由来地区におきまして、集約化奨励金として64万2,000円、熊本地利活用型農業競争力強化支援事業費補助金、これは中央地区の受託組合に対しての機械購入の補助金として416万円、令和2年度農業農村整備事業地元負担金返還金、これは畝野の隧道分ということで330万円について説明がございました。これはまた新たに予算として別に予算立てしてありますが、これは令和2年度分の返還金ということでの説明でございました。

林務観光課では、地域おこし協力隊報奨金270万円、併せて活動助成金199万円の減額、これは担当課長から説明がございました。林業用機械導入補助金につきましては12万円の減と、美里の山除間伐推進事業補助金、これは搬出予定分の変更があったということで114万円の減と、それから林道施設災害復旧工事、これは山出の林道の舗装工事でございますが、これが350万円などについて説明がございました。

建設課におきましては、霊台橋歩道開通式典関係50万円、社会資本整備総合交付金事業、これは舗装維持管理分でございますが300万円、18路線、町道維持工事150万円、町道吐合中村線の用地費61万円、道整備、これは内園小崎線でございますが、交付金事業1,000万円、道路メンテナンス事業、橋梁6橋の2,100万円、町営住宅等の修繕費として151万円などについて説明がございまし

た。

同日午後1時から、現場視察を行いました。1点目は、林道洞岳線災害復旧工事、今下福良の地内ですけれども、幅員4メートル、延長123メートル、設計金額281万円ということで、西村建設の施工となっております。2点目として、町道勢井下福良線、下福良地内、改良工事の現場を見ております。請負額4,167万9,000円、請負者岩田建設株式会社、工期、令和4年9月7日から令和5年2月28日となっております。3点目は、カントリーパーク周遊散策路整備工事、これは経済課の所管ですけれども、中郡地内ということで242万2,200円、岩本組の施工となっております。工期は令和4年7月8日から12月28日ということで、ほぼ工事は完了してございましたけれども、施工延長55.43メートルということでございました。途中、霊台橋の歩道の工事現場も視察をいたしました。

言い渡らしましたけれども、常任委員会の始まる前にですね、有安の工業跡地につきましても、現場プログレによる解体状況についても全行、総務と私の委員会含めて全員の議員で視察をいたしましたことも併せて報告をいたします。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これで、各常任委員会の報告及び質疑を終わります。

-----○-----

日程第3 議案第80号 令和4年度美里町一般会計補正予算（第10号）

○議長（上田 孝君） 日程第3、議案第80号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第10号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。補正予算の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思っておりますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、補正予算の質疑は一括で行います。質疑ありませんか。9番、

今田君。

○9番（今田政行君） 9番です。

ただいま上程中の、議案第80号についてお尋ねをいたします。

ページ数は13ページです。初日に説明があっているかと思えますけども、再度お願いしたいと思いますが、13ページの下から2段目、節の12委託料のところ、人材育成支援システム構築委託料ということで計上してございますけれども、この内容についてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

人事育成支援システム構築委託料302万5,000円の内容ということでございますが、今回、人事評価を令和4年度から給与に反映をさせております。そのまたあとメンタルヘルスチェック等々を含めた支援システムも合わせまして、その評価、結果の管理、あと評価の内容の精査を、精度をですね向上させるために、今回このシステムを構築化するところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田君。

○9番（今田政行君） もう1点お願いします。

14ページですけれども、上から2枠目の節の18負担金、補助及び交付金のところのマイナンバーカードの取得促進給付金についてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

マイナンバーカード給付金につきましては、マイナンバーカード、1人取得されたら5,000円を給付するものでございます。今回、給付金、今行っておりますけれども、マイナンバー取得もですね、どんどん増えつつあります。そこで1,031人分を追加するものでございます。全体で4,571人分、約50%の取得率になりませんかということで予算を計上増額しているところでございます。

ただ、現在見ますと、交付率のほうも徐々に増えつつありますので、また今後給付金の補正等も考えられるところでございます。

以上でございます。

○9番（今田政行君） 議長、終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。補正予算の採決は起立により行います。

議案第80号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第80号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第81号 令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第4、議案第81号、令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第81号、令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第81号、令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第82号 令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）

○議長（上田 孝君） 日程第5、議案第82号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第82号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第82号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第83号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第83号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第83号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第83号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第84号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第84号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第84号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第84号、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年3月31日限りで熊本縣市町村総合事務組合から、菊池環境保全組合を脱退させ、熊本縣市町村総合事務組合同約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

令和4年12月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。熊本縣市町村総合事務組合同約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会において同文議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

熊本縣市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約でございます。

熊本縣市町村総合事務組合同約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、別冊、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

議案第84号の説明資料をご覧ください。熊本縣市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

1ページの別表第1及び2ページから3ページの別表第2中の「菊池環境保全組合」を削るものでございます。

議案書に再度お戻りください。

附則でございます。この規約は、令和5年4月1日から施行するとしてしております。

以上で、議案第84号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第84号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第84号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 同意第3号 美里町教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第8、同意第3号、美里町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第3号につきましてご説明申し上げます。

同意第3号、美里町教育長の任命につき同意を求めることについて
美里町教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所 [REDACTED]、氏名 宮寄幸仁、生年月日

令和4年12月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。教育長を任命しようとするときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

現教育長、吉永公力氏の任期が令和4年12月22日をもって満了するため、新たに教育長を任命する必要があるとございます。教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、町長の被選挙権を有

するもので、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する方のうちから、議会の同意を得て任命することとなっております。

宮崎幸仁氏につきましては、昭和59年に旧中央町役場に入庁され、税務課や教育委員会、総務課、経済課など、多くの実務を経験され、特に教育委員会は長く所属されております。人格も高潔で教育行政はもとより、町行政全般にわたり誠意をもって取り組んでいただけるものと考えております。

なお、任期は令和4年12月23日から令和7年12月22日までの3年間でございます。

何とぞご同意のほどよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第3号、美里町教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、同意第3号、美里町教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

日程第9 同意第4号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第9、同意第4号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第4号につきましてご説明申し上げます。

同意第4号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

美里町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所 [REDACTED]、氏名 霍本輝子、生年月日

令和4年12月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。教育委員会委員を任命しようとするときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

現教育委員会委員、北原和子氏の任期が令和4年12月22日をもって満了するため、新たに委員を任命する必要があるとございます。教育委員につきましては、同法の規定により町長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育、学術及び文化に対して識見を有し、任命にあたっては、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するようにしなければならないとされております。

霍本輝子氏は、平成22年度に砥用中学校のPTA副会長を務められ、また、現在は砥用中学校学校運営協議会の委員として活動されており、学校運営をはじめ、子どもの教育に関しても熱心であり、法の趣旨を踏まえ、委員としてご尽力いただきたいということでご提案を申し上げるところでございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第4号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、同意第4号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 10 同意第 5 号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を
求めることについて

日程第 11 同意第 6 号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を
求めることについて

日程第 12 同意第 7 号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を
求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第 10、同意第 5 号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第 12、同意第 7 号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてまでの 3 案件について、一括して議題にしたいと思います。

お諮りします。日程第 10、同意第 5 号から、日程第 12、同意第 7 号までの 3 案件について一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 10、同意第 5 号から、日程第 12、同意第 7 号までの 3 案件について、一括して議題とします。

それでは、同意第 5 号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてから、同意第 7 号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてまで、続けて内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第 5 号から、同意第 7 号につきましてご説明申し上げます。

まず、同意第 5 号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。

美里町固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所 [REDACTED]、氏名 大塚清夫、生年月日 [REDACTED]

令和 4 年 12 月 6 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。固定資産評価審査委員会の委員を選任しようとするときは、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

現委員の南英二氏の任期が令和 4 年 12 月 22 日をもって満了するため、新たに委員を任命する必要があります。固定資産評価審査委員会の委員につきましては、同法の規定により本町の住民、町税の納税義務がある者、または固定資産評価につ

いての学識経験を有する者のうちから選任するとされておりますので、法の趣旨を踏まえ、後任の委員として大塚清夫氏を任命させていただきたいということでご提案申し上げております。

大塚清夫氏は、砥用町及び美里町役場職員としての職歴を有し、広く地域の実情に精通し、固定資産評価について理解のある方でございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、同意第6号及び同意第7号の美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明します。

美里町固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

まず、同意第6号、住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]

[REDACTED]、生年月日 [REDACTED]

続きまして、同意第7号、住所 [REDACTED] 氏名

緒方保信、生年月日 [REDACTED]

令和4年12月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。固定資産評価審査委員会の委員を選任しようとするときは、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

両委員につきましては、令和4年12月22日をもって任期満了となりますが、引き続き固定資産評価の公正な審査にご尽力いただきたいということでご提案申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で、同意第5号から同意第7号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

まず、同意第5号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第5号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、同意第5号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第6号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第6号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、同意第6号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第7号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第7号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、同意第7号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

日程第13 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長(上田 孝君) 日程第13、諮問第3号、人権擁護委員候補者の選任につき意見を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長(上田泰弘君) 諮問第3号につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所 [REDACTED]、氏名 田村陽子、生年月日

[REDACTED]

令和4年12月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人権擁護委員候補者を推薦しようとするときは、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要があるため提案するものでございます。

田村陽子氏につきましては、令和5年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き人権思想の普及啓発活動にご尽力いただきたいということでご提案申し上げます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(上田 孝君) 以上で、内容説明を終わります。

ただいま私の発言の中で、人権擁護委員候補者の推薦というところを選任と発言いたしましたので訂正いたします、推薦に訂正いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 異議なしと認め、討論を省略します。

お諮りします。田村陽子さんを適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、田村陽子さんを適任とすることに決定しました。

-----○-----

日程第14 議員派遣の件について

○議長（上田 孝君） 日程第14、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定しました。

-----○-----

日程第15 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（上田 孝君） 日程第15、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15及び日程第16を一括して議題とすることに決定しました。

日程第15及び日程第16を一括して議題とします。

お諮りします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に上程されました議案、案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第8条の規定により、閉会したいと思います、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和4年第4回定例会におきまして、提案させていただきました全ての議案、それから同意、諮問に関しましてご同意いただきまして、誠にありがとうございました。

もう早いもので、今年も残すところ二十日余りとなりました。今年の冬は寒いと言われております。まだまだコロナも油断ができないような状況でございます。どうか皆様にはご健康に十分留意をされ、そして健やかに新年をお迎えいただきますようにお祈りを申し上げます。

また、後ほど挨拶があるということですが、今回、吉永教育長がこの議会最後の議会となりました。これまで教育行政に多大なる、教育行政の発展、それから充実にですね、多大なるご尽力をいただきまして、本当にありがとうございました。この場をお借りして御礼を申し上げます。

また、引き続きまたいろんなご助言等をですね賜ればというふうに思います。

それで今回の定例会、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これもちまして、本日の会議を閉じ、令和4年第4回美里町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前11時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会会議録
令和4年第4回定例会

令和4年12月発行

発行人 美里町議会議長 上田 孝

編集人 美里町議会事務局長 立道 誠

作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1010

美里町議会事務局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地

電話 (0964) 46-2111